

前表ニ顯レタルカ如ク各組合ニ於ケル重要事項ハ共通ノモノ甚タ稀ニシテ、著シキ軒輕アルモノ少カラス、左ニ之ヲ説明スヘシ。

(一) 救済ノ種類

(一) 傷病、死亡ニ對スル救済金並脱退ニ對スル一定金額ノ給與ハ各組合ニ共通セリ。

(二) 疾病ニ對スル救済。通信組合(爲替貯金局及通信官署共済組合ノ畧稱以下同シ)印刷局組合(印刷局共済組合ノ畧稱以下同シ)製鐵所組合(製鐵所職工共済會ノ畧稱以下同シ)及海軍組合(海軍造船兵事業廳所屬雇員以下ノ現業員相互救済組合ノ畧稱以下同シ)ニ於テハ之ヲ實行セルモ、鐵道院組合(鐵道院救済組合ノ畧稱以下同シ)臺灣鐵道組合(臺灣總督府鐵道部現業員共済組合ノ畧稱以下同シ)朝鮮鐵道組合(朝鮮總督府鐵道局現業員共済組合ノ畧稱以下同シ)專賣局組合(專賣局共済組合ノ畧稱以下同シ)ニ於テハ之ヲ行ハス。

(三) 産婦ニ對スル救済(分娩前後就業不能ニ對スル救済)ハ獨リ專賣局組合ニ於テ之ヲ行フノミ。

(四) 罹災ニ對スル救済(水火震災等不慮ノ災害ニ罹リ困難スル者ニ罹災給與金ヲ給與ス)印刷局組合及通信組合ニ於テ之ヲ行フノミ。

(五) 老衰ニ對スル救済(年齢五十五歳ニ達シテ退職スル者ニ一定ノ救済金ヲ給與ス)鐵道院組合、臺灣鐵道組合及朝鮮鐵道組合ニ於テ之ヲ實行スルノミ、唯通信組合、印刷局組合及海軍組合等ニ於テ勤續給與金ナルモノアルモ、老衰ヲ要素トセス勤續年數ニ應シテ一定金額ヲ給與スルモノニシテ、老衰ニ對スル救済トハ見ルコトヲ得ス。

(六) 特定ニ對スル救済(組合員加入後六箇月以上ニシテ肺結核ニ罹リ雇傭ヲ解カレタルトキ一定金額ノ特定救済金ヲ給與ス)海軍組合ニ於テ之ヲ實行スルノミ。

要スルニ傷病、死亡ニ對スル救済並脱退ニ對スル一定金額ノ給與ハ各組合ニ於テ之ヲ實行スルモ、其ノ他ノ救済ハ組合ニ依リ之ヲ實行スルモノアリ、然ラサルモノアリ。

(二) 組合員

(一) 雇員以下ノ現業員ハ凡テ之ヲ組合員ト爲スモノ、鐵道院組合、臺灣鐵道組合、朝鮮鐵道組合以上雇員タル驛長以下小使定備人夫工事現場従事員ニ至ル迄八十餘種ノ現業員海軍組合、

(二) 雇員以下ノ現業員ノ外主管大臣ノ指定スル非現業員ヲモ組合員ト爲スモノ、通信組合、專賣局組合、印刷局組合、

(三) 職工臺帳ニ登記セラレタル者ヲ組合員ト爲スモノ、製鐵所。

斯ノ如ク組合員タリ得ヘキ者ノ資格ヲ(一)ノ如ク現業員ニ限定セルアリ、(二)ノ如ク非現業員ヲモ加フルモノアリ、又(三)ノ如ク單ニ職工ニ止ムルモノアリ、且又組合員タルニハ組合ニ依リ一定ノ就業期間ヲ經過スルコトヲ要スト爲セルモノト就業ノ當時直ニ加入セシムルモノトノ區別アリ。

(三) 掛金

掛金ヲ算出スルニハ二方法アリ、(一)ハ賃金ノ高低ニ應シテ之ヲ若干ノ等級ニ分チ各等級毎ニ賃金ト掛金トノ比例異ルモノ(等級定率)(二)ハ賃金ノ高低如何ヲ問ハス凡テ同一比例ニ依ルモノ(約一定率)是ナリ。

等級定率法ヲ採用セルハ專賣局組合及海軍組合ノミニシテ他ハ總テ均一定率法ニ依レリ。今各組合ニ於ケル掛金ノ俸給ニ對スル比率並國庫補助ノ比率ヲ表示スレハ左ノ如シ。

掛金 (給料月額ニ對シ)	國庫補助 (給料月額ニ對シ)	合計	備考
鐵道院組合 臺灣鐵道組合 朝鮮鐵道組合 印刷局組合	百分ノ二、〇	百分ノ五、〇 百分ノ五、〇 百分ノ五、〇 百分ノ五、〇	鐵道院組合年齢五十歳ニ達スレハ爾後ノ掛金ヲ免除ス 印刷局組合第一回掛金後三十ヶ年後ハ掛金ヲ免除ス
通信組合	百分ノ二、四	百分ノ六、〇	
專賣局組合	百分ノ一、三	百分ノ二、三 百分ノ三、三 百分ノ三、三	職工ニ限リ給料ノ支拂ヲ受ケサル月又ハ給料カ掛金ニ充タサル月ハ掛金ヲ免除ス
海軍組合 製鐵所	百分ノ二、〇 百分ノ一、七	百分ノ四、七 百分ノ五、〇	
一ヶ年總額二萬圓			

前表ニ依レハ現業員ノ掛金額ハ給料月額ノ百分ノ二、五ニ止ムルモノアリ、或ハ

百分ノ二、七ナルアリ、三、〇ナルアリ、又ハ三、六ナルアリ、又鐵道員組合ニ在リテハ年
齡五十歳ニ達スレハ掛金拂込期間ノ長短ニ拘ハラヌ爾後ノ拂込ヲ免除シ、印刷局
組合ニ在リテハ第一回拂込後三十箇年ヲ經過スレハ爾後ノ拂込ヲ免除スルニ拘
ラス、他ノ組合ニ在リテハ掛金免除ノ規定ナク、就職繼續中ハ間斷ナク之カ拂込ヲ
爲スコトヲ要スルナリ。

(四) 國庫補助

前表ニ示セルカ如ク法令ノ認メタル組合ノ現業員ノ掛金ニ對シテハ國庫ハ總
テ給料月額ノ百分ノ一、三乃至二、四ノ補助ヲ爲セリ。國庫補助ノ主タル理由トス
ル所ハ業務ニ基因スル災厄救済ノ費用ヲ之ニ充當スルニアルカ如シ。即チ此等
共済組合ノ先驅ヲ爲セル鐵道院組合ニ關スル勅令ハ其ノ第五條ニ於テ官設職工
人夫扶助令、砲兵工廠ノ職工ハ三十五年勅令第一九一號砲兵工廠職工扶助令ニ依
ル及各應技術工藝ノ者就業上死傷手當内規ハ雇員以下ノ現業員ニシテ組合員タ
ル者ニハ之ヲ適用セサル旨ヲ規定シ、其ノ他ノ組合ハ多ク鐵道院組合ノ勅令ヲ準
用シ、又ハ別ニ之ト同一ノ規定ヲ爲セル(通信組合勅令五條)ニ依リテ明ナリ。

(五) 救済及其ノ方法

(一) 業務災厄ニ對スル救済

災厄ハ之ヲ左ノ五等ニ分チ各等級ニ依リ救済額ヲ異ニセルハ各組合皆同
シ。而シテ此ノ等級ノ分類ハ大體ニ於テ官設人夫死傷手當規則ノ規定ニ基
ケルカ如シ。

一等傷 重傷死ニ至リタルモノ

二等傷 兩眼ヲ盲シ若ハ二肢以上ノ用ヲ失ヒ終身自用ヲ辨スル能ハサル者
及之ニ準スル者

三等傷 一肢ノ用ヲ失ヒ自用ヲ辨シ得ルト雖終身業務ヲ營ムコト能ハサル
者及之ニ準スル者

四等傷 自用ヲ辨シ業務ヲ營ミ得ルト雖身體毀損シ舊ニ復スルヲ得ス退職
シタル者

五等傷 身體ヲ毀損シ舊ニ復スルヲ得スト雖引續キ其ノ職務ニ服スル者
以上ノ災厄ニ對シ之カ救済ヲ與フルニ付テハ其ノ傷症カ業務ニ基因シタル

モノナルコトヲ要スルハ何レモ同一ナリ。唯通信組合ハ業務上ノ傷痍カ被害者自己ノ重大ナル過失ニ因ラサルモノナルコトヲ救済ノ條件ト爲セルモ、其ノ他ノ組合ニ在リテハ斯ル條件ヲ付セルモノナシ。
 以上ノ災厄ニ對スル救済額ハ組合ニ依リテ異同アリ之ヲ分類スレハ左表ノ如ク三種類トナル。

分類	(一) 救済金額ヲ畫一ニ定ムルモノ	(二) 最低額ト最高額トヲ定メ其ノ範圍内ニ於テ適宜救済金額ヲ定ムルモノ	(一) (二)ヲ折衷シタルモノ
組合名	專賣局組合、印刷局組合	海軍組合	鐵道院組合、臺灣鐵道組合、朝鮮鐵道組合、通信組合、
給料	二年六ヶ月分	二年三ヶ月分 乃至二年六ヶ月分	二年六ヶ月分 乃至二年七ヶ月分
一等傷	同	同	同
二等傷	二年六ヶ月分	二年乃至二年六ヶ月分	一年七ヶ月分 乃至二年六ヶ月分
三等傷	一年六ヶ月分	一年乃至二年六ヶ月分	一年六ヶ月分 乃至一年七ヶ月分
四等傷	同	同	同
五等傷	同	同	同

前表ニ付テ之ヲ見レハ同一程度ノ災厄ニシテ其ノ受クル所ノ救済金額ニハ大

ナル逕庭アリ。例ヘハ四等傷ニ付テ之ヲ見レハ(一)ニ在リテハ確定的ニ給料一年分ヲ給付セラルルニ拘ラス(二)ニ在リテハ單ニ六箇月分ヲ給付セラルルニ止マルコトアルカ如シ。

(二) 死亡ニ對スル救済

死亡ニ對スル救済金額ノ定メ方ハ二様ニ分レ居レリ、第一類鐵道院組合、臺灣鐵道組合、朝鮮鐵道組合ニ在リテハ一定金額ト既拂掛金ノ八割トヲ給付スルコトト爲レリ。其ノ金額ハ鐵道院組合規則第二號表ノ示ス所ナリ。第二類通信組合、專賣局組合、印刷局組合、海軍組合ニ在リテハ組合員ノ組合加入期間ノ長短ト給料額トヲ標準トシテ其ノ金額ヲ算定スルコトト爲レリ。而シテ其ノ金額ハ各組合ニ依リテ異レリ。

斯ノ如ク第一類ト第二類トハ根本的ニ救済金ノ定メ方ヲ異ニセルカ故ニ、其ノ結果トシテ同一條件ノ救済金額ニシテ非常ノ差異ヲ生スル場合ヲ生ス。

(三) 老衰ニ對スル救済鐵道院組合、臺灣鐵道組合、朝鮮鐵道組合
 組合員五十五歳ニ達シタルトキハ一定ノ救済金ヲ給與シ、五十五歳以後仍勤績

スルトキハ脱退ノ時迄一定ノ利息ヲ付ス。

(四)産婦ノ休業ニ對スル救済專賣局組合

一年以上組合員タリシ者ノ分娩前一週間分娩後三週間ニ於テ就業セサリシ日數ニ應シ每一日ニ付日給額ノ二分一ヲ給與ス。

(五)罹災ニ對スル救済印刷局組合、通信組合

組合員水火震災等不慮ノ災害ニ罹リ困難スル者ニ對シ給料二箇月分以内ヲ給與ス。

(六)疾病ニ對スル救済

自己ノ過失ニ因ラスシテ業務ノ爲疾病ニ罹リタル者ニ限り災厄救済金ト同額ノ給與ヲ爲ス(通信組合、海軍組合)

加入後六箇月以上ニシテ不治ノ疾病ニ罹リタル者ニハ勤績年數ニ比例シ一定ノ給與ヲ爲ス印刷局組合專賣局組合ニ此ノ救済アリ。

(七)特症ニ對スル救済(海軍組合)

加入後六箇月以上ニシテ肺結核ニ罹リ解備セラレタルトキハ勤績年數ニ應シ

テ一定ノ給與ヲ爲ス。

(八)以上ノ外ニハ各組合トモ組合員脱退ノ場合ニハ一定ノ金額ヲ支給シテ一定年限勤績ノ後脱退スル場合ニハ其ノ額ヲ大ナラシムルモノ多シ(勤績又ハ年功給與)

以上説明シタル所ニ依レハ、等シク政府ニ備役セララルル者ヨリ成ル共済組合ニシテ、其ノ救済ノ種類、救済金額、組合員タル資格掛金額等各組合ニ依リテ異リ、又(一)等シク政府ノ備役スル現業員ニシテ業務上ノ災厄ニ遭遇シタル場合ニ於テ、官役職工人夫扶助令又ハ各廳技術工藝ノ者就業上死傷手當内規ニ依リ救済ヲ受クルノ外共済組織ノ救済ヲ受ケ得サルモノ仍甚タ多シ。(二)又既設共済組合モ法令上公認セラレタルモノト、然ラサルモノトアリ。公認セラレサルモノノ組合員ニ對シテハ、官設職工人夫扶助令又ハ各廳技術工藝ノ者就業上死傷手當内規ヲ適用セサル旨ノ規定ナキカ故ニ、當該組合員ハ業務上ノ災厄ニ遭遇シタル場合ニ於テハ組合ノ救助ヲ受ケタル上、更ニ國庫ニ對シテ死傷手當ノ請求ヲ爲シ得ヘク、公認組合ノ組合員ハ其ノ組合カ公認セラレタル爲却テ薄キ保護ニ甘ンセサルヘカラサ

ルニ至ルノ結果ヲ生スヘシ。又公認セラレタル組合中ニ在リテモ單リ海軍組合ノ組合員ニシテ海軍定期職工タル者ハ其ノ組合ニ依リテ一定ノ事故ノ救済ヲ受クルノ外、海軍定期職工條例(二十九年勅令第二一號)ニ依リ一定事項ニ該當スルトキハ滿期賜金トシテ、其ノ年期中就業シタル總日數ニ滿期若ハ最終ノ日ニ於ケル日給額十分ノ一ヲ乗シタル金額ヲ支給セラルルノ特典ヲ有セルナリ。現ニ大正元年度海軍省豫算中ニハ定期職工滿期賜金トシテ拾五萬五百九拾五圓ヲ計上セリ。等シク政府ニ備役セラルル現業員ノ組合ニシテ、或モノハ公認セラレ、或者ハ公認セラレズ、又或現業員ハ一定ノ事故ニ付テハ全ク救済ヲ受ケス、或者ハ一定ノ救済ヲ受ケ、更ニ或者ハ二重ニ救済ヲ受ケツツアルカ如キハ他日整理統一ノ必要アルヘシ。(三)法令上公認セラレタル組合ハ總テ國庫ノ補助ヲ受ケツツアリ。國庫補助ノ額乃至補助率ハ各組合ニ依リ一致セスト雖、國庫補助ノ主タル目的ハ業務災厄ノ救済費ニ充ツルニアリ。然ルニ組合ニ依リテハ勤續給與金ノ財源ノ幾部ヲ國庫ノ補助金ノ内ニ仰キツツアルモノト認メララルルモノアリテ、等シク政府ニ備役セラルル現業員ニシテ、或者ハ一定ノ事故ニ付國庫ノ惠澤ニ浴シ、或者ハ毫

モ其ノ恩典ニ與ラサルモノアルナリ。此等ハ總テ適當ノ時期ニ於テ整理スルノ必要アルヘシ。而シテ若シ適當ニ統一セラルルコトアリトスレハ之ニ伴フ積極的ノ利益亦尠シトセス、例ハ各組合ニ分屬シテ比較的零碎ナル積立金ノ如キハ合シテ一大資本トナリ。尙數年若ハ數十年ノ後ニハ積ンテ巨額ノ資本トナリテ有益ノ事業ニ投資セラルルコトヲ得ルニ至リ、經濟界ニ貢獻スルニ至ルヘキノミナラス、組合自體ニ取リテモ其ノ資金ハ有利ニ運用セラレ、組合ノ財産状態ヲ強健ニシテ其ノ基礎ヲ安固ナラシムルノ利益アリ。加之強制勞働保險制度ノ設定ニ際シテハ直ニ之ヲ基礎ト爲スコトヲ得ヘク、該制度ノ設定ヲ容易ナラシムルノ一大利益アリ。蓋シ強制勞働保險制度ハ社會政策一部ノ實現ニシテ、近時世界ヲ風靡セル一大潮流ナルコトハ、後ニ保險制ノ事例項下ニ説明スル所ニ依リテ明ナリ。此ノ制度ハ早晚我國ニ於テモ實行セラルヘク、亦實行セラルヘキ運命ヲ有スルモノト認ムヘク、採否ノ懸案ニアラスシテ唯時期ノ問題ヲ殘セルモノト見サルヲ得サルヘシ。

私設工場ニ在リテモ其ノ重ナルモノハ共濟組合ノ施設ヲ有シ其ノ數全國ヲ通

シテ百有餘ニ達スヘシ。其ノ重ナルモノハ鐘淵紡績株式會社、富士瓦斯紡績株式會社、三菱造船所等ニ於ケル共濟組合トス。

第二鑛業法ニ依ル扶助

鑛山坑夫ノ扶助ニ付テハ鑛業法第八十條ノ規定ニ依リテ發セラレタル明治三十八年六月農商務省令第十七號ノ規定アリ。鑛業法施行細則第六十六條ニ依レハ扶助金額左ノ如シ、

- (一) 診察費及治療費ハ其ノ實額
 - (二) 療養ノ爲休業中ハ其ノ日數ニ相當スル賃金額ノ三分ノ一以上
 - (三) 葬祭料ハ十圓以上
 - (四) 遺族扶助料ハ死者ノ受ケタル賃金額百日以上ニ相當スル金額
 - (五) 不具癡疾者扶助料ハ其ノ賃金額ノ百分以上ニ相當スル金額
- 稼高ニ依リテ賃金額ヲ定ムル場合ニハ前項第二號第四號及第五號ニ記載シタル賃金額ハ前三十日間ノ就業平均額ニ依リテ之ヲ定ム。

上來記述シタルカ如ク官設工場ノ職工ノ大部ニ對シテハ不統一ナカラモ共濟

組合アリ。共濟組合ノ設置ナキ工場ノ職工ニ對シテハ官役職工人夫扶助令及各應技術工藝ノ者就業上死傷手當内規又ハ海軍定期職工條例ニ依リテ其ノ業務上ノ災厄ヲ救濟スル所アリ、尙鑛山坑夫ニ對シテハ特別ノ扶助法アリ。私設工場ニ於テモ亦扶助規則ヲ設ケ或ハ共濟組合ニ依リテ救濟ヲ實行シ其ノ成績ノ見ルヘキモノアリト雖大多數ノ一般工場ハ此ノ施設ヲ缺如シ或ハ其ノ内容ニ不備ノ點アリテ統一スル所ナシ。是即チ工場法第十五條ノ規定ヲ見ルニ至リタル所以ナリ。

第三工場法ニ依ル扶助

工場法第十五條ノ規定ニ依レハ職工自己ノ重大ナル過失ニ因ラサル業務上ノ負傷疾病又ハ死亡ニ對シテハ工業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リテ本人又ハ其ノ遺族ヲ扶助スヘシトアリ。重大ナル過失ノ意義ニ付テハ民法ノ解釋ニ依リテ之ヲ決スヘク負傷疾病死亡ハ事實上ノ認定問題ナリ。然ラハ業務上ノ疾病トハ大凡如何ナルモノナルヤ試ミニ左ニ之ヲ例示セン。

- (一) 業務ニ因ル中毒諸病(チヤン、鉛、燐、水銀砒素、銅、ニコチン、アニリン等ノ中毒)

(二) 業務上使用スル酸、アルカリ、又ハクロロム、フルオール、硝酸銀等ニ因ル皮膚ノ腐蝕潰瘍

(三) 業務ニ因ル筋又ハ關節ノ強直關節炎、腱膜炎、骨折、脱臼、脱腸等

(四) 業務ニ因ル皮膚病(ヒテン疹、テール疹、セメント疹、又ハ磨工ノ水疹、生絲工ノ手指蜂窩織炎等)

(五) 業務ニ因ル傳染病製紙工又ハ皮革、繻縷其ノ他古物ヲ取扱フ職工ノ疥癬痘瘡、炭疽熱、ペスト、丹毒等)

ハ其ノ重ナルモノナリ。

尙職工ノ扶助義務ニ付テハ法律制定ノ際其ノ限度ニ關シテ多少當業者ノ疑惑ヲ惹起シタルモノノ如シ。然レトモ鑛業者カ鑛業法ニ依リ鑛夫ニ對シテ現ニ行ヒツツアル扶助ノ程度ヲ參酌スヘシトノコトニテ大體ニ於テ別段ノ異議ナカリキ、又工業主ト職工トノ共同支出ヲ以テ共濟會ノ如キ制度ヲ立テタルモノニ關シテハ扶助ノ義務ヲ免セラレタシトノ意見モ數々發表セラレタル所ニシテ、右ニ關シテハ其ノ仕組ニ付一定ノ法式ニ依ルモノニ關シテハ之ヲ免除スヘキコトヲ勸

令中ニ規定スヘシトノコトニテ此等ノ條項ニ關シテハ議會ニ於テモ別ニ大ナル議論ナカリシナリ。

尙本節ヲ終ルニ臨ミ特ニ附加スヘキコトハ職工待遇ノ良否ハ其ノ健康ノ保全ニ最モ重大ナル關係ヲ有スルヲ以テ、保健食料ヲ給スヘキコトヲ強制スルカ如キハ正當且必要ナル事項ナリ。故ニ工場法中此ノ旨ヲ規定スルヲ要ストノ意見ハ主トシテ學者特ニ衛生學者ヨリ提出セラレ、現ニ明治四十二年案ニ對スル中央衛生會ノ答申意見中ニモ職工ノ待遇ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ムヘキ旨ヲ規定スヘシトアリタリ。右ハ理論上何等非難ヲ容ルヘキ餘地ナシト雖、法律ノ實施上、職工ノ衣食ニ迄官權ノ干涉ヲ容ルルハ第一期ノ立法トシテハ如何アラント顧慮セラレタルヲ以テ、暫ク宿題トシテ攻究スルコトニ決シタリ。而シテ最後ノ公表案ニ對スル中央衛生會ノ答申ニハ此ノ趣旨ヲ諒トシ、待遇ニ關シテハ何等ノ答申ナカリシナリ。然ルニ議會ニ於テハ職工食物ノ問題ニ關シ數々論議セラレタリ。然レトモ結局當分ノ内ハ行政上ノ指導勸誘ト工場主ノ善意トニ一任スルコトトナリテ、其ノ儘案ノ修正ヲ見ルニ至ラサリキ。

第四保險制ノ事例

工場法中ニ職工ノ扶助ニ關シ工業主ニ責任ヲ有セシムルノ規定ヲ設ケタルハ我國ノ特色ナリト謂フコトヲ得ヘシ。然レトモ先進國ノ多クハ別ニ勞働保險ノ制ヲ立テテ扶助ノ實ヲ舉クルヲ例トス、是一層進歩シタル制度ニシテ我國ニ於テモ早晚此ノ種制度ノ施行ヲ見ルニ至ルヘキヲ疑ハス。今其ノ梗概ヲ述フヘシ。勞働保險ノ目的ハ保險ノ方法ニ依リテ勞働能力ノ減少滅失又ハ失業ノ結果遂ニ窮民ノ伍ニ入ルヲ豫防スルニ在リ。換言スレハ勞働者ノ生計ノ安固ヲ圖ルハ其ノ主眼トスル所ナリ。而シテ勞働者ヲシテ勞働能力ヲ滅失セシムルノ原因ハ

(一)業務上ノ災害 (二)疾病及 (三)老衰并廢疾ナリ。此ノ他失業ノ場合ニ對スル救済ヲ算入スルトキハ勞働保險ハ大凡左ノ四種ニ分ツコトヲ得ヘシ。

- (一)業務災害保險
- (二)疾病保險
- (三)老衰並廢疾保險
- (四)失業保險

今以上ノ四種ニ付歐米各國ニ於ケル其ノ主義並組織ノ一斑ヲ述ヘン、

(一)災害保險

災害保險ハ業務上ノ災厄ニ對スル保險ナリ。抑モ業務災厄ハ勞働ト密接ノ關係ヲ有スル外部ノ事情ニ基キテ起ルモノニシテ夫ノ疾病老廢ノ如キ内部ノ事情ニ基クモノト自ラ其ノ性質ヲ異ニセリ。疾病老廢ハ多クノ場合ニ於テ業務ニ關係ナク只人生ノ免ル可ラサル自然的狀態トシテ發生スルモノナリ。然ルニ業務災厄ニ至リテハ勞働ニ直接關聯セル外部ノ事情即チ工場設備ノ不完全、機械ノ不整理其ノ他作業上已ムヲ得サル事故等ニ依リテ發生スルモノナリ。而シテ業務災厄ニ對スル救済ノ責任ハ専ラ工業主ノ負擔ニ歸シ、疾病老廢ニ對スル救済ノ責任ハ勞働者主トシテ之ヲ負フモノトス。是歐洲各國ノ勞働保險制ニ於テ災厄保險ハ疾病保險ニ比シテ其ノ主義原則ヲ異ニスル所以ナリ。災厄保險制ハ大凡左ノ三種ニ分ツコトヲ得ヘシ、

(一)法律ヲ以テ災厄ノ場合ニ勞働者カ工業主ニ對シテ要求シ得ヘキ賠償ノ範圍及程度ヲ定メ、而シテ救済ノ方法ハ工業主ノ意志ニ放任スル制度、

此ノ制度ハ瑞西一八七七年法律英吉利一八八〇年法律佛蘭西一八九八年法律丁抹一八九八年法律瑞典一九〇一年法律ニ於テ行ハルルモノニシテ、各國共ニ職工補償法或ハ工業主責任法ノ名稱ヲ附セリ。而シテ其ノ規定タル災厄ノ場合ニ於テ労働者カ工業主ニ對シテ請求スヘキ賠償ノ範圍及程度ヲ定ムルニ過キスシテ少シモ保險ノ性質ヲ有セサルカ如シト雖其ノ法律ノ精神ハ矢張保險ノ方法ニ依リテ其ノ責任ヲ全フセシムルニ在リ。佛國法ヲ見ハ此ノ事實ハ自ラ明ナルヘシ。

(二) 災厄ノ救済ハ必ス保險ノ方法ニ依ラシメ、保險ノ組織ニ付テハ其ノ種類ノ何タルヲ問ハサルモ保險ノ主義ニ付テハ強制加入ノ方針ニ依ル制度。

此ノ制度ハ千八百九十八年ノ災厄保險法ニ依リ始メテ伊太利ニ行ハレ、次テ千九百一年ノ災厄保險法ニ依リ和蘭ニ行ハレタリ。其ノ組織ハ官營保險局ヲ設ケ又特定ノ條件ノ下ニ營業保險相互保險單獨保險ヲモ公認シタリ。而シテ工業主ニ對シテハ各自隨意ニ此等ノ保險組織ニ付其ノ一ヲ選ミ保險ヲ爲スコトヲ強要セリ。

(三) 災厄ノ救済ハ必ス保險制ニ依ルヘキモノトシ、而シテ保險ニ付テハ法律ニ依リテ設定セラレタル特定ノ施設ニ限り、又保險ノ主義ニ付テハ強制加入法ヲ採用シタル制度。

此ノ法ハ千八百八十四年以來獨逸ニ行ハルル制度ニシテ千八百八十七年奧太利ニ千八百九十四年諾威ニ行ハレタリ。

(二) 疾病保險

極メテ少数ナル業務上ノ疾病ヲ除キ、他ノ疾病ノ救済ハ工業主ニ非スシテ主トシテ労働者自身ニ在ルコト前述ノ如シ。左レハ法律ノ力ヲ以テ工業主ニ強ユルコトヲ爲ササルナリ。英國ニ於テハ既ニ十八世紀ノ初期ニ於テ其ノ萌芽ヲ發セリ。惟フニ各種ノ労働保險中其ノ起原ノ遠クシテ廣ク行ハルルハ疾病保險ナルヘシ。歐洲各國ノ疾病保險制度ニ二種アリ、

(一) 任意主義ノ疾病保險

任意主義ノ疾病保險中最モ廣ク行ハルルモノハ相互保險ノ組織ナリ。而シテ其ノ首位ニ立ツモノヲ共濟組合トナス。英吉利ニテ「フレンドリー・ソサエティ」ト

謂ヒ佛蘭西ニテ「ソシエテ、ド、スクール、ミユチユエール」ト謂ヒ、獨逸ニテ「ヒユルフス、カツセ」ト謂フモノ即チ之レナリ。何レモ相互救済ノ爲ニ起リ、主トシテ労働者ヲ以テ組織セル團體ニ外ナラス、或ル種ノ共済組合ハ必スシモ疾病保險ノミヲ營ムモノニ非スシテ疾病以外ノ事情例ハ老衰、廢疾、災厄等ニ對スル救済ヲモ併セ行フモノアリト雖、其ノ重ナル業務ハ疾病保險ナリト斷定シテ可ナリ。瑞典ニ於テハ千八百九十一年法律ヲ以テ此等ノ組合ニ對シテ政府ハ補助金ヲ給付スヘキコトヲ制定セリ。丁抹ニ於テモ亦政府ヨリ補助金ヲ給スルノ制度ヲ採レリ。

共済組合ハ英國ノ產物ナリ。今該國ノ實例ニ依リ其ノ經營方法ノ大畧ヲ述ヘンニ共済組合ノ組織ハ地域ヲ標準トセルモノアリ、或ハ同業ノ關係ニ基クモノアリ、其ノ機關ハ重役、委員會、總會ヨリ成ルモノトス。又送金係疾病監視係等ノ役員アリ、一ツハ送金事務ヲ司リ、他ハ毎週一回組合員中ノ病者ヲ訪問シ之ニ救済金ヲ給與スルニ在リ。

救済ノ方法ハ組合ニ依リテ同一ナラス。通常ノ場合ニハ疾病ニ對シテハ毎週八志乃至一磅ノ範圍ニ於テ救済金ヲ給與ス。保險料ハ長幼ノ區別及救済ノ程度

ニ基キ一定ノ率ニ依リ組合員ヨリ徵收ス。英國ニ於テハ共済組合ニ關スル法令多々アリト雖モ其ノ重ナルモノハ千八百七十五年ノ共済組合法ナリ。該法ニ依リ政府ハ共済組合登記局ヲ設ケ特定條件ノ下ニ登記ヲ許シ、登記ヲ爲シタル組合ハ法人トシテ財産處分ニ關シテ特典ヲ有スルノ制度ナリ。

(二) 強制主義ノ疾病保險

疾病ニ關スル強制保險ハ獨逸ヲ以テ嚆矢トス。千八百八十三年制定セラレタル疾病保險法即チ之レナリ。次ニ千八百八十八年奧太利ノ疾病保險法發布セラレ、千八百九十年ニハ匈牙利ニ、千九百九年ニハ諾威ニ同法制定セラレ、又千九百十一年ニハ大英國ニ於テ國民保險法ノ制定ヲ見タリ。

(三) 老廢保險

老廢保險ハ窮民救助制ト最モ密接ナル關係ヲ有シ、各種労働保險中最モ重要ナル地位ヲ有スルモノナリ。然ルニ歐洲各國ニ於ケル老廢保險ハ其ノ發達仍ホ甚タ幼稚ニシテ他ノ労働保險ノ如ク普及セサル所以ノモノハ、主トシテ永久ニ労働能力ヲ失ヒタル労働者ニ對スル救済ヲ目的トシ、其ノ救済方法トシテハ終身年金

制ニ依ルカ、又ハ多額ノ一時金ヲ給セサルヘカラサルカ故ナリ。此等ノ金額ヲ支出スル爲ニ比較的多額ノ保険料ヲ徴收セサルヘカラス。是レ労働者ノ堪ユル所ニアラサルナリ、

此等ノ事情ニ基キ各國ニ於テ老癯保險ハ官業トシテ經營セラルルモノ多シ。

獨逸ニ於テハ災厄、疾病兩保險ニ於テハ純然タル相互組織ヲ採レルニ拘ラス、老癯保險ニ於テハ相互組織ヲ主トシ、之ニ加フルニ官業保險ノ性質ヲ以テセリ。老癯保險モ亦疾病保險ト同シク之ヲ任意強制ノ二種ニ分類スルコトヲ得ヘシ、

(一) 任意主義ノ老癯保險

任意主義ニ依ル老癯保險ニ於テハ相互保險ヨリモ寧ロ官業保險發達セリ。伊太利、佛蘭西、白耳義ノ三國ニ於テ最モ顯著ナル實例ヲ見ル。英國ニ於テハ共濟組合ニ於テ之ヲ經營スルハ困難ナリトシ、疾病保險ヲ專業ト爲スニ至レリ。佛蘭西、白耳義兩國ニ於テハ共濟組合ニ一定ノ補助金ヲ交付スルノ方法ヲ設ケテ之ヲ保護セリ。然レトモ老癯保險ニ於テ最モ發達シタルモノハ官業保險ナリトス、

(二) 強制主義ノ老癯保險

老癯ニ對スル強制保險ノ實例ハ只英獨兩國ニ於テ之ヲ見ルノミ。獨逸ニ於テハ千八百八十九年始メテ之ニ關スル法律ノ公布アリ、千八百九十九年ノ改正アリ、尋テ千九百十一年帝國保險法ノ制定アルヤ、其ノ第四編ニ於テ老癯保險ノ規定ヲ設ケタリ。是即チ現行法ナリ、

此ノ法律ハ災厄及疾病ノ保險ト均シク、加入並設備ノ強制ヲ實行スルモノナリ。其ノ組織ハ工業主ト労働者ヲ以テ組合員ト爲シタル相互保險ナル點ニ於テ、疾病保險ト同一ナリト雖、老癯保險ノ經營ニハ巨額ノ經費ヲ要スル爲、保險料ヲ工業主及労働者ノミノ負擔ト爲ス時ハ十分ナル救済ヲ爲ス能ハサルヲ以テ、政府ハ特定ノ金額ヲ補助スルモノトス。之ヲ以テ其ノ組合ニ對スル政府ノ監督モ亦嚴重ニシテ、其ノ機關ノ構成ノ如キハ政府ノ官吏ヲモ參加セシムルモノニテ、乃チ半官半民ナリ。

救済ノ條件ハ七十歳ニ達シタル者ハ法定ノ救済ヲ受クルコトト爲シ、癯疾ノ場合ハ二十六週間以上繼續シテ労働不能トナリタル時ハ、其ノ以後ニ於テ救済ヲ爲スコトトセリ。保險料ハ労働者及工業主ノ負擔トシ、各同額ノ支出ヲ爲シ、政府ハ

特定ノ補助金ヲ交付スルコトトセリ。労働者ハ賃銀額ニ依リテ其ノ保険料ノ額ヲ定メラル、即チ三百五十麻克以下ノモノハ一週十六布ヲ收メ千百五十麻克以上ノモノハ四十八布ヲ收ムルコトトセリ。

佛蘭西ニ於ケル老癈保険ハ千九百十年ノ老癈保険法ニ依リテ強制主義ヲ採用スルコトトナレリ、

(四) 失業保険

失業者ノ救済ヲ目的トスルモノニシテ、前三者ト異リ労働ノ機會ヲ失ヒタル者ヲ保護セントスルニアリ。失業保険ハ其ノ性質上労働保険中ニ加フヘキモノナルヤ否ヤニ關シテ學者間ニ多少ノ議論ナキニ非ラスト雖其ノ目的ハ労働者ノ扶助ニ外ナラサルヲ以テ茲ニ一言スヘシ、

「ツウキーデネツク」氏ハ失業保険ニ付述ヘテ曰ク、失業ニシテ當事者ノ個人的事情ニ原因スルモノ又ハ同盟罷業ニ因ルモノノ如キハ労働保険ノ目的トシテ救済スヘキモノニ非ラス。何トナレハ保險金庫ノ基礎ヲ危クスルノ結果ヲ來スヘケレハナリ、故ニ労働保険ノ目的トスル失業ハ當事者ノ干與セサル原因ニ出ツルヲ

要ス。又失業保険ニ要スル費用ノ負擔者ハ國庫、雇主、及労働者ノ三者タルヘシ、何トナレハ失業ノ起ルハ社會組織ニ缺陷アルコトヲ示スモノニシテ社會組織ノ缺陷ヲ醫スルハ即チ社會ノ責任ナレハナリ。雇主カ資本ヲ利用スルニ當リ單ニ其ノ利益ノ獲得ニノミ熱中シ、労働者ノ利害ヲ顧ミサルカ如キハ失業ノ起ル一大原因ナレハ雇主モ亦失業保険ノ費用ヲ分擔スヘキモノナリ。労働者ハ失業保險ノ利益ヲ享受スヘキモノナルカ故ニ相當掛金ヲ出スハ當然ナリト、此ノ言ハ眞ニ失業保險ノ觀念ヲ簡單明瞭ニ言明シタルモノナリ、

此ノ失業保險モ亦老癈保險ト同シク國庫ノ補助ヲ必要トスヘク、從ツテ失業救済金ノ請求者ニ對シテハ嚴密ナル調査監督ヲ要ス。其ノ種類ニ於テモ之ヲ二種ニ分ツコトヲ得ヘシ、

(一) 強制主義ノ失業保險

斯種保險ハ大英國ニ於テ千九百十一年ノ國民保險法ヲ以テ翌年七月十五日ヨリ始メテ實施セラレタリ

(二) 任意主義ノ失業保險

斯種保險ハ始メテ瑞西國(ベルン市)ニ行ハレ次テ白耳義(ジエント市)獨逸(ケルン市、ライプツヒ市)等ニ行ハレ又佛蘭西、諾威、丁抹國ニモ行ハルルニ至レリ、
 彼ノ歐洲各國ニ於ケル職工組合カ有スル罷業基金、ストライキファンド^ノ如キハ其ノ實質ニ於テハ全ク失業保險ニ酷似スト雖同盟罷業ノ目的ニノミ供セララルヲ以テ明ニ之ヲ區別セサルヘカラス。北米合衆國ニ於テハ強制的官業保險ヲ以テ職工ヲ救済スル等ノ規定ナク、一切各州ノ立法ニ基ク共濟組合ニ一任セリ、
 以上ハ歐米各國ニ於ケル職工ノ扶助ニ關スル法制ノ大體ナリ。

第七節 徒弟

工場法立案ノ沿革上徒弟ハ久シク職工ト同視シテ取扱ハレタリ。二十年案ニ於テハ徒弟ノ定義ヲ掲ケテ「徒弟ハ工業製造人ノ家族ニ附屬シ、其ノ業法ノ傳習ヲ受ケンカ爲使用セララル職工ナリ」トシ、徒弟契約ニ關シ獨逸等ノ主義ヲ參酌シテ規定ヲ設ケタリ。三十一年案モ亦「職工徒弟ナル文字ヲ用キタリト雖、徒弟ニ關シテハ別ニ一章ヲ設ケテ特殊ノ事項ヲ規定スルカ如キ形式ヲ採リタリ。(農商工高等會議ニ於テハ全然之

ヲ同一視スルコトニ修正セリ)三十五年案モ亦此ノ主義ヲ採リ「職工徒弟ノ雇入ナル文字サヘ用キタリ。然ルニ二十六議會提出案ニ至リテ始メテ徒弟ヲ職工ト區別シ、徒弟ニ關スル事項ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ムトシ爾後ノ諸案及現行法ハ此ノ主義ヲ繼承セリ。其ノ精神ヲ考フルニ徒弟ハ一人前ノ職工タランカ爲ニ、技術及學術ヲ實地ニ就テ練磨スルモノナルヲ以テ、職工ノ如ク必スシモ雇傭契約ニ依リテ就職スルモノノミニ非ス。而シテ其ノ就業ニ關スル制限ノ如キモ必スシモ職工ニ關スル規定ヲ盡ク適用スヘカラサルモノアリト爲シタル爲ナルヘシ。當時徒弟ニ關スル説明トシテ公表セラレタル所ニ依レハ「現時我工場ニ於テ徒弟、見習生又ハ修業生ノ名義ヲ附スルモノアルモ、此等ハ幼少ナル年期職工ノ別名ニシテ、眞ニ徒弟教養ノ目的ヲ達スルモノ少シ。然ルニ鐵工場其ノ他熟練ヲ要スル事業ニ於テハ眞ノ徒弟ノ收容指導ヲ認ムル必要アリ、依テ命令ヲ以テ徒弟ノ年齢、人員教養ノ方法其ノ他ニ付相當ノ規定ヲ設ケントス」ト謂フニ在リタリ。左レハ工場法ハ純然タル徒弟教育ヲ獎勵スルノ目的ヲ以テ之ニ關スル規定ヲ命令ニ委任シタルモノト解スヘキモノナリ(第十七條)

以上ノ如キ目的ヲ以テ徒弟ニ關スル規程ヲ命令ニ委任シタルモノトスレハ、命令ノ發布ニ先チ研究セラルヘキ事項ハ大凡次ノ如クナルヘキカ。

- (一) 工場法ヲ以テ幼少年工ニ禁シタル事項モ徒弟ニ關シテハ之ヲ解除スル場合アル可キヤ否ヤ、
- (二) 徒弟ノ教養ヲ爲ス工業主又ハ師匠ノ資格及收容セラルヘキ徒弟ノ資格ヲ定ムヘキヤ否ヤ、
- (三) 徒弟契約ニ關スル取締ヲ爲スヤ、
- (四) 徒弟カ契約ニ違反シタル場合ニ制裁ヲ科スヘキヤ否ヤ、
- (五) 工業主又ハ師匠ヲシテ徒弟教養ニ關スル規程ヲ定メシメ之ヲ認可スヘキヤ、
- (六) 徒弟ノ教養ト國民教育トノ關係ヲ如何ニ定ムヘキヤ
等ノ事項ナルヘシ。

徒弟ノ養成ニ關シ最モ系統的の規定ヲ有スルモノハ獨逸ニシテ、獨逸營業條例第七編ハ工業職工ニ關シ五十箇條ノ詳細規定ヲ設ケタリ。此ノ規定ニ依ルトキハ徒弟ハ一定年限ノ後手工業會議所ニ於テ助手ノ試験ヲ受クルコトヲ得ヘク、之ニ

合格シタル者ハ助手トシテ三箇年以上業務ニ従事シ更ニ師匠ノ試験ヲ受クルコトヲ得ヘシ。此ノ師匠ノ資格ハ其ノ社會上ノ地位ニ於テハ吾人ノ想像スル能ハサル程尊キモノニシテ或ハ之ヲ門札ニ或ハ之ヲ名刺ニ記載スルモノアルハ獨逸ニ於テ數々見ル所ナリ。

右述フルカ如ク獨逸營業條例ハ徒弟ニ關シ精密ニ規定セルモ、之レ同國ニ於ケル「産業不自由時代」ニ於ケル同業組合制度ノ遺物ニシテ、産業自由ノ時代ニ入りタル今日仍其ノ餘習ヲ留ムルカ爲ニ外ナラス。而シテ我國ニ於テハ古來「座」ノ制度等アリテ多少歐洲ノ「インスング」又ハ「ツンフト」ニ類似ノ慣習アリ。又小僧丁稚ノ制度ノ如キモ今仍古代ノ遺物トシテ其ノ跡ヲ殘スモノナキニ非サルモ、彼我ノ産業制度ハ其ノ發達ノ本原ヲ異ニスルヲ以テ、工場法ニ所謂徒弟ノ制度ハ必シモ獨逸ノ如キ制度ヲ我國ニ移サントスルニ非サルコトヲ注意セサルヘカラス。徒弟ニ關スル勅令ハ未タ發布セラレサレハ茲ニ多ク論スルヲ得スト雖、立法當時ノ概念トシテハ以上陳フル所大ナル誤ナシト信ス。

第八節 臨檢及制裁

工場法ノ實施ヲ監督スル爲ニハ官吏ヲシテ工場ニ臨檢セシムルハ當然ノコトニシテ、法案中證票ヲ携帶シタル官吏ノ臨檢ヲ拒ムヲ得スト規定セルハ之カ爲ナリ(第十四條)是多クノ行政法規中常見ル所ニシテ嘗テ之ニ關シ何等論議アリタルヲ聞カサルナリ。然ルニ工場法案ニ於ケル此ノ規定ニ關シテハ種々ノ難問題ニ接シ、一時ハ此ノ規定ノ存廢問題迄モ論議セラレタルコトアリ、而シテ當業者ノ最モ危惧スル所ハ左ノ二項ニ在リ。

(一)工場ハ從來警察署ノ監督ノ下ニ在リタルヲ以テ、何等工業ニ關スル知識ナキ巡查等ノ臨檢ニ遭ヒ、時ニ不當ナル命令ヲ發セラレ、之ニ服從セスンハ刑罰ヲ以テ威嚇セラルルコトアリ、爾後又同様ノ運命ニ際會スルカ如キコトナキヤ。

(二)工場ニハ作業上ニ關シ數多ノ秘密存シ關係技術者ノ外何人モ其ノ秘密ノ場所ニ立入ルヲ禁止シタル部分アリ。而シテ此ノ秘密ハ工業ノ生命トモ言フヘキ作業ニ存スルヲ以テ、其ノ一部分ニテモ外部ニ漏洩センカ、是レ工場ニトリテ由々

敷大事ナリ。然ルニ工場監督ノ官吏ナレハ工場ノ如何ナル部分ト雖臨檢スルコトヲ得ルモノトスレバ、如斯部分ニモ亦立入ルコトヲ得可キコトナルヘシ。然ルニ監督官吏ハ何時ニテモ其ノ職ヲ辭スルヲ得ルヲ以テ、秘密ヲ探知シタル後職ヲ辭シテ自他ノ利益ニ供用スルカ如キコトナキヲ保セス。

此等ノ理由ヲ以テ當業者ヨリ提出セラレタル希望ハ普通警察官ノ監督ヲ排斥スルコトト、秘密ノ場所ニハ臨檢スルヲ得ストノ例外規定ヲ新設セント謂フニ在リタリ。

右ハ相當ノ理由アルモノニシテ、第一點ニ對シテハ工場法ノ施行ハ主トシテ専門ノ知識ヲ有スル工場監督官ニ依リテ行ハルヘキモノニシテ、從來ノ如ク普通警察官吏カ主トシテ實施ノ衝ニ當ルモノニ非ス。然レトモ全然警察官吏ヲ排除スルコトハ事實不可能ナルヲ以テ、警察官吏ヲシテ監督官吏ノ副タル位置ニ在ラシムルハ已ムヲ得サル所ナリ。又第二ノ點ニ關シテハ秘密ノ場所ニハ臨檢スヘカラサルモノトスレハ、工業主ハ秘密ニ籍口シテ工場ノ一部又ハ全部ノ臨檢ヲ拒ムカ如キコトアルヘシ。而シテ或作業ノ秘密ナルヤ否ヤヲ決定スルハ餘程ノ難問

題ナルヲ以テ此ノ例外規定ヲ設クルコトハ工場法ノ施行ニ少カラサル障害ヲ來スモノナリ。依テ秘密ノ尊重ニ付テハ行政官衙ノ徳義ニ依頼スルノ外ナキコトヲ辯明シタルモ此ノ一點ニ關シテハ容易ニ當業者ヲシテ首肯セシムルニ至ラス。日本工業協會其ノ他數多ノ實業團體ハ公然前記ノ意見ヲ提出セリ。生産調査會ニ於テモ亦此ノ點ニ關シテ數々論議ヲ重ネタルカ結局何レノ側ニモ相當ノ理由アルモノトシ折衷案トシテ臨檢ヲ拒ミタル者ニ對スル制裁ヲ規定スル條項中ニ「正當ノ理由ナクシテ」ヲ附加スルコトトナリタリ(第二十一條)。而シテ議會ニ於テハ此ノ點ニ關シ別段ノ論議ナカリシモ臨檢官吏ニ對シ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ヲ罰ストアルハ不可ナリトシテ之ヲ削除セリ。其ノ理由トスル所ハ宣誓ヲ爲シタル場合ニ非サレハ虚偽ノ陳述ヲ罰セサルハ刑法ノ原則ナリ。然ルニ普通ノ臨檢官吏ニ虚偽ノ陳述ヲ爲シタルカ爲之ヲ罰スルハ酷ナリト謂フニ在リ。從來ノ立法例ハ虚偽ノ陳述ニ對シ之ヲ罰スル例アルニ拘ラス、偶々工場法ニ限り之ヲ削除シタルハ如何ニ本法ノ施行ニ關シ至大ノ注意カ拂ハレタルヤヲ見ルニ足ルナリ。其ノ他主人ニ非サル代理人、戶主、家族、同居者、雇人、其ノ他ノ從業者ノ犯罪ニ關

シテハ主人カ之ヲ指揮セサルノ故ヲ以テ、主人ヲ免責セサルコトハ多クノ立法例ニ於テ從來認め來リタル成例ナルカ、工場法ニ關シテハ議會ハ但シ相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラストノ但書ヲ加フルコトニ制限シタルコトモ亦前段同様ノ注意ニ出テタルモノナリ(第二十二條)。

第九節 工場管理人

工場中法人ノ經營ニ係ルモノカ工場法ニ違反シタル場合ニ於テハ明治三十三年法律第五十二號ヲ適用シテ罰金ニ相當スル額ヲ法人ヨリ徴スヘキ旨ヲ規定シタルハ四十二年案ノ規定スル所ナリ。然ルニ最後ノ公表案ハ此ノ點ニ關シ全ク別種ノ一新例ヲ開キタリ。之ニ依レハ工場主カ自然人タルト法人タルトヲ問ハス、正當ノ事由アルニ於テハ行政官廳ノ認可ヲ經テ工場ニ關シテ一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ヲ選任スルコトヲ得ルモノトシ、事實工場ニ對シテ支配權ヲ有スル者ニ對シ管理人タルノ認可ヲ與フヘキ旨ヲ示シ、工場法違反ノ責任ハ此ノ全責任ヲ有スル管理人ニ於テ之ヲ負フヘキモノト爲シタルコト是ナリ。其ノ理由ハ

會社其ノ他ノ法人カ經營スル工場ノ管理人ハ假令自己ノ工場ニ非ストスルモ、工場及職工ニ對シテ支配權ヲ有スルコト工業主カ支配權ヲ有スル状態ト異ナル所ナシ。若シ夫レ法人其ノモノノミヲ罰シテ、事實支配權ヲ有スル個人ノ責任ヲ問ハサルコトトセンカ、法人ノ工場ニ對スル取締ハ個人ノ工場ニ比シテ著シク寬嚴ノ差アルヲ免レサルヘシ。而シテ個人ト雖工業主自ラ工業ヲ管理セサルトキ、其ノ他事由アルトキハ認可ヲ得テ管理人ヲ置クコトヲ認メタルヲ以テ、此ノ點ニ於テハ兩々責任上ノ取扱ニ差等アルコトナシト謂フニ在リ。由是觀之工業管理人ノ制度ハ法人ニ對スル刑責ヲ事實支配權ヲ有スル自然人ニ負ハシムルコトカ基礎ノ理由ニシテ、自然人ノ經營スル工場ニ對シテ管理人ヲ置クコトヲ認メタルハ偶々法人トノ權衡ヲ顧慮シタルニ過キサカカ如シ。尤モ自然人ノ經營スル工場ト雖、各所ニ散在スルカ如キ場合ニ於テハ遠隔シタル工場ニ於ケル法律違反ノ責任ヲ、一々中央ノ工業主ニ負擔セシムルカ如キハ頗ル穩當ヲ缺クモノアルヲ慮リタル點モアルヘシ。此ノ制度ノ創定ニ付テハ多少ノ論議アリタルニ拘ラス、議會ハ多少ノ修正ヲ爲シタル儘原案ヲ通過セシメタリ(第十八條、第十九條)

第十節 戶籍上ノ證明、訴願及罰則

職工ノ年齢ニ制限ヲ設ケタルヲ以テ工業主及職工カ戶籍上ノ年齢ヲ證明スルノ必要起ルヘシ。又職工ノ雇入、解雇等ニ關シ職工ノ本籍、身分、姓名其ノ他ノ親族關係ヲ明ニスルノ必要アルヘキヲ思ヒ、此等ノ證明ニ關シテハ別段手数料ヲ徵セスシテ證明ヲ請求シ得ルコトニ規定セリ(第十六條)。

本法ニ依ル行政處分ニ不服ナル者ハ訴願ヲ提起シ又違法ニ權利ノ毀損ヲ受ケタル者ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ヘキ旨ヲ定メタリ。是全ク行政官廳ノ不當又ハ違法ノ處分ニ對シテ工業主ヲ救濟セントスル趣旨ニ出テタルナリ。

又罰則中第二十一條ハ第十四條ニ規定シタル監督官吏ノ職務ヲ遂行セシムル爲設ケラレタルモノナリ。第二十條ノ罰則ノ程度ニ關シテ種々ノ議論アリ或ハ十圓以下ト爲スヘシトスル者アリ、或ハ五百圓以下トスルモ猶過重ニ失スト爲ス者アリシト雖結局五百圓以下ニ決定セリ。本條ノ罰則ヲ特ニ五百圓以下ノ範圍ト爲シタルハ違反ノ情狀及加害ノ範圍ニ差等アルヘキヲ以テ廣キ範圍ヲ與ヘテ

現實ノ場合ニ於ケル自由裁量ニ便ニシタルナリ。

第二編 日本工場法ト外國法トノ比較

第一章 緒論

歐洲各國カ農業國本時代ヲ脱シテ農工駢進ノ時代ニ入リタルハ十九世紀後半以後ノコトニ屬スト雖獨リ西北ノ一島嶼タル英蘭ニ於テハ十八世紀ノ終リニ於テ既ニ工業革命ノ機運ヲ迎ヘ數多ノ大發明ハ陸續工業界ヲ振擡シ一舉シテ在來ノ手工業ヲ掃蕩スルノ勢ヲ呈シタリ。夫レ科學ノ應用ト機械ノ發明ハ一面ニ於テ人生ノ利用厚生ヲ進メ所謂物質的文明ノ精華ハ之ニ依リテ發揚セララルモノナリト雖、他面ニ於テハ不健康ナル工場勞働——婦女幼少者ノ傭使——人口ノ市街地集中其ノ他群居制ニ伴フ社會的弊害ハ形影相伴フテ起ラサルヲ得ズ。英國カ工業上世界ノ先驅者トシテ一時大陸諸國ヲ席卷シ、世界ノ工業地トシテ列國ノ富ヲ集中スルノ隆昌ヲ呈シタルト共ニ、所謂工業革命ノ弊ヲ受ケタルコトモ亦最も早ク且顯著ナリシハ當ニ然ル可キ所ニシテ、此ノ弊竇ノ矯正ニ關スル立法ニ付

テ已ニ千八百二年ヲ以テ其ノ開祖者タルノ已ムヲ得サルニ至レリ。

工業革命ハ歐洲ノ西北隅ニ發シタリト雖、遂ニ海峽ヲ横キリテ大陸ニ侵入セリ。第一ニ其ノ襲來ヲ受ケタルハ佛國ニシテ同國內外ノ狀勢ハ英國ノ如ク急速ニ工業革命ヲシテ其ノ威力ヲ擅ニセシムルニ至ラザリシト雖久シカラスシテ其ノ渦中ニ陥没スルノ已ムヲ得サルニ至リ、貿易上ニ在リテハ英國ノ對抗者トシテ崛起スルニ至リタリト雖、一面ニ於テハ社會的弊害ノ頻發ヲ免ルルヲ得ズ、是ニ於テ先ツ幼少者ノ就業時間ヲ制限シ其ノ健康及教育ノ保全ニ關シテ強制的規定ヲ設クルノ已ムヲ得サルニ至レリ。即チ千八百四十一年ニ工場労働ノ制限ニ關スル法律ヲ發布セリ。

歐洲各國ニ於ケル保護貿易ノ制度ト教育殊ニ實業教育ノ振興ハ工業革命ノ傳播ヲ容易ナラシメ、埃、匈、伊ノ諸國相踵テ其ノ弊ニ陥リ、西班牙及セルビアノ如キモ亦工業國ノ伍伴ニ列シ、遂ニ大西洋ヲ超エテ北米合衆國ノ大厦ニ延燒セリ。祝融ノ見舞フ所消防ノ伴ハサルヲ得ズ、此等ノ諸邦ハ十九世紀ノ後半ニ入り、總テ相前後シテ労働保全ニ關スル法律ヲ制定スルニ至レリ。

翻テ我國近代ニ於ケル工業ノ沿革ヲ見ルニ維新以前ニ於テ幕府ハ勿論鹿兒島水戸藩其ノ他ノ諸藩ハ或ハ造船或ハ紡績其ノ他ノ工業ヲ和蘭ヨリ輸入シタリト雖、專ラ機械工業ノ振興ヲ見ルニ至リタルハ維新以後ノ事ニ屬シ而モ政府ノ積極的獎勵ニ胚胎スルモノトス。例ヘハ明治五年群馬縣富岡ニ機械製絲ノ模範工場ヲ設立シ、明治十年同縣新町ニ屑絲紡績所ヲ、明治十四年愛知縣及廣島縣ニ棉絲紡績模範工場ヲ起セシ外ハセメント、硝子、製紙機械製造等總テ政府自ラ率先シテ起業ノ模範ヲ示シ後之ヲ民業ニ移シタルモノニシテ、我工業革命ハ政府先ツ之ヲ點火シタルヲ以テ之ニ伴フ弊害ノ豫防法モ政府自ラ之ヲ提出シ、遂ニ其ノ制規ヲ見ルニ至リタルモノトス。

工業革命ノ發端ト工場法制定ノ始期トノ間隔ヲ歐洲各國ニ比較スルトキハ、我國ハ必シモ歐洲各國ニ後レタリト謂フヲ得ス、若歐洲各國ノ事例ヲ平均シテ對比スルトキハ、我國ハ比較的早ク此ノ制度ヲ立テタルモノナリ。加之、工場法ノ包容スル事項ノ範圍ヲ以テ歐洲諸國ノ第一期ノ立法ニ比較スルトキハ、彼ハ單ニ幼少者ヲ保護スルニ止マリテ婦女ニ及ハス、就業時間ヲ制限スルノミニシテ休憩休日

ニ及ハス、又彼ハ工場設備ノ取締ニ就テ何等規定スル所ナク、雇入、解雇、周旋、徒弟ニ就テモ亦何等取締ル所ナシ、尙職工ノ扶助ニ關シテハ歐洲諸國ノ現行工場法中ニ何等規定ノ存スルモノナシ。由是觀之我工場法ハ第一期ノ立法トシテハ頗ル完全無缺ナルノ觀アリト雖是千九百十一年ノ立法ヲ以テ殆ント半世紀前ノ歐洲ノ立法ト比較シタルモノニシテ、當時ニ於ケル歐洲ノ工業ハ其ノ急調^{イッペンシヤ}ノ程度ニ於テ到底今日ニ比較ス可キニ非ス、而シテ維新以來我國ニ移植セラレタル歐洲ノ工業ハ全然今ノ彼ト同一種類ノモノタルヲ奈何セン。我國ノ工業カ一躍最近式ノ工業ニ移リタリトスレハ、我工場法ハ須ラク亦最近ニ於ケル歐洲ノ工場法ト比肩スルニ足ルヘキモノナラサルヘカラス、本章ニ於テハ我工場法カ其ノ制定ニ至ル迄ノ沿革ニ於テ、又其ノ内容ニ於テ之ヲ歐洲諸國ニ比シテ如何ナル對照ヲ爲スヤヲ略述セントス。而シテ特ニ英國法及獨逸法並佛蘭西法ヲ採リタル所以ノモノハ英國工場法ハ其ノ他ノ法制及政治ニ於ケルカ如ク自ラ列國ノ先驅者タル位置ニ在リテ特殊ノ發達ヲ爲シタル事跡アル爲ニシテ、獨逸法ハ「ゲルマン」法系諸國ノ代表者トシテ之ヲ見ルヲ得可ク、從テ奧國トノ比較ノ如キモ當然之ニ準シテ推測ス

ルコトヲ得ルニ由ル、又佛蘭西法ハ羅典法系ノ代表者トシテ白國ノ佛國ニ依傍セルハ恰モ奧國カ獨國ニ傳統セルト同一ノ關係ニ在ルヲ以テナリ。

第二章 英國法トノ比較

第一節 沿革

工場法ハ工場ノ憲法ナリ。憲法カ君主大權ノ範圍ヲ規律シ臣民ノ權利ヲ認メタルカ如ク、工場法ハ工場主ノ備使方法ニ一定ノ畛域ヲ畫シ同時ニ職工ノ權利ヲ擁護スルモノナリ。英國カ立憲ノ制度ニ於テ範ヲ萬國ニ垂レタル如ク工場立法ニ付テモ亦列國ノ模範タルノ榮譽ヲ有スルハ偉ナリト謂フヘシ。而シテ英國ノ憲法カ大憲章ニ其ノ源ヲ發シ爾來幾多ノ沿革ヲ經テ今日ノ制度ヲ大成シタルカ如ク、工場制度ニ付テモ亦千八百二年徒弟ノ健康及道德法ニ其ノ源ヲ發シ、爾來實際ノ必要ニ促サレ周到ナル調査ト犀利ナル研究トヲ經テ漸次發達ノ歩武ヲ進メ、遂ニ今日ノ成法ヲ見ルニ至リタルモノトス。

英國工場法ハ千八百二年ニ其ノ端ヲ啓キタリト雖、勞働ニ關スル法律ハ其ノ以前ニ於テ既ニ存在セリ。即チ千六百一年「エリザベス」ノ貧民法及其ノ他徒弟ニ關スル勅令ノ如キハ最モ著名ナルモノナリ。當時ニ於ケル英國ノ思潮トシテハ、貧

民救濟ノ爲之ニ職業ヲ與フルコトニ最モ重キヲ置キタルモノニシテ、此等ノ法令ハ小兒又ハ孤兒ヲシテ一定ノ作業ニ從事セシメ、且之ニ紡織等ノ仕事ヲ教フヘキコトヲ命スルモノナリ。是恰モ我國維新ノ初、廢藩置縣ニ依リテ業ヲ失ヒタル士族等ニ對シ、勞働ニ依リテ生活スルノ風習ヲ普及セシムルニ汲々トシ、且所在授産ニ關スル施設ヲ見タルニ比スヘキカ。

千七百六十九年以後ニ於ケル蒸汽機關、紡績機械等幾多ノ大發明ハ、遂ニ舊來ノ自家工業組織ヲ廢滅セシムル大勢力トシテ出現シ、且婦女幼少者ハ新ナル職工階級トシテ工場勞働ニ從事シ、史家ノ所謂英國工業史中、最モ恐怖スヘキ時代、即チ「奴隸賣買ハ工場勞働ニ比シテ猶慈悲深シ」ト謂ヘル時代ニ殺到セリ。蓋當時ノ英國ハ海權ヲ以テ覇ヲ太平洋上ニ稱シ、海外ニ廣大ナル殖民地ヲ有スルノミナラス、大陸諸國ノ未タ開發セサルニ乘シテ、其ノ商品ハ世界到ル所其ノ市場ヲ見出す事ヲ得可キヲ以テ、英國ノ工業ハ世界ヲ相手トシテ、激進シタリ。左レハ資本主ハ一舉ニシテ巨萬ノ富ヲ得タルニ拘ラス、幾萬ノ手工業者ハ其ノ獨立ヲ失ヒ、工場勞働ノ慘禍ヲ被ムルニ至リタルモノトス。當時ノ記録ニ依リ彼ノ勞働狀態ヲ以テ我過

去及現在ニ比較スルニ我國ニ於テモ當時ノ英國ニ於ケルカ如キ事例全ク之ナキニ非スト雖、彼ハ我ニ比シテ遙ニ刻薄深酷ヲ極メ、到底比較シ得ルノ程度ニ非サルナリ。惟フニ英國資本家ノ多數ハ工業亢奮ノ極一時博愛人道ノ主義ヲ犠牲トスルニ至リタル者ニシテ、我近代ノ工業家カ英國ノ大發明時代ニ比スヘキ革新時代ニ處シテ、自ラ節度ヲ失ハサルノミナラス、大工場ノ經營ハ之ヲ小工場ニ比シ、多クノ點ニ於テ優良ナルモノアルノ事實ハ、吾人カ特ニ記録センコトヲ欲スル所ナリ。然レトモ英國ニ於ケル工業恐怖、勞働壓伏ノ闇黒時代ハ、終ニ博愛慈善ノ光明ニ照破セララルルノ時來ラサルヲ得ス、果セル哉千七百八十四年「マンチエスタ」市長ハ、幼少者ノ就業時間ヲ制限スルノ規則ヲ發布セリ。此ノ事蹟ハ極メテ小ナリト雖是ヲ以テ我國地方行政廳カ先ツ指ヲ工場取締ニ染メタルニ比スルヲ得ンカ、唯彼ニ在リテハ勞働者ノ僱使ニ關スル取締ニシテ、我ニ在リテハ工場ノ設備ニ關スル取締ナルノ差アルノミ。千七百九十五年「マンチエスタ」衛生會ノ創立アリ、其ノ調査ノ結果、職工ノ保護ニ關シテ數多ノ決議ヲ爲シタリ。此ノ事蹟ハ我府縣ニ於ケル醫師會カ、出嫁女工ノ歸郷後ノ健康著シク不良ナルニ注意シ、各府縣當業者

ノ省慮ヲ促シタルコトニ相當スト謂フヘク。其ノ他英國ニ於テ「ウキリアム、ザバシア」等カ率先其ノ著書ヲ以テ世論ヲ聳動シタルコトハ、我國ニ於テ社會政策學會其ノ他數多ノ學者カ、工場法制定ノ必要ヲ論唱シタルニ該當セルモノト看做シ得ヘシ。

千八百二年制定ノ法律及其ノ以後千八百三十三年迄ニ至ル英國ニ於ケル職工保護ニ關スル各種ノ記録ハ執テ以テ我工場法ノ内容ニ比スヘキ者アリ、今之ヲ畧述センカ。(一)千八百二年ノ法律中徒弟ノ就業時間ヲ十二時間ニ制限シ、夜業禁止ヲ一定年限(二箇年)後ニ施行スヘキヲ定メタルカ如キ(二)千八百三年ノ改正ニ於テ夜業ニ從事シ又ハ一日十時間以上就業スル工場ニハ、幼少者ヲ使役スルヲ得ストシタルカ如キ(三)當時自ラ實踐躬行シテ職工待遇ノ好模範ヲ示スニ努メタル「ロバート、オーウエン」氏カ議會ニ建議セル條項中(A)十歳以下ヲ以テ禁止年齢トシタルコト(B)勞働時間ヲ十二時間以下トシ其ノ内ニ一時間半以上ノ食事時間ヲ附與スヘシト爲シタルカ如キ其ノ他(C)同氏カ主張シタル二十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニハ總テ法律ヲ適用スヘシト爲シタルカ如キ又(四)此等ノ意見ニ對スル反對論ト

シテハ職工保護論ノ効果ハ實際ニ於テ英國ノ商工業資本家ヲ外國ニ驅逐シ勞働者ヲ乞巧トスルニ終ルモノナリトノ極端論者ヲ見タルカ如キ(五)法律適用範圍ニ關スル其ノ他ノ議論トシテ二十人論アリ、又綿絲工場ニ限ルヘシトノ論アリテ、容易ニ其ノ範圍ヲ決定シ得サリシカ如キ、其ノ多クハ我國ニ於テ朝野ノ間ニ論争セラレタル程度ノ事項ニ相當スルモノナリシコトハ比較對照上一種ノ感興ヲ禁スル能ハサル所ナリ。唯當時英國ニ於テ(一)先ツ保護ノ目的物ト爲リタルハ幼少年者ニシテ、女工ヲ以テ之ニ準スルコトト爲シタルハ以後ニ屬スルト(千八百四十四年)(二)工場ノ設備ニ關スル行政上ノ取締ニ關シテハ、餘リ重大ナル注意ヲ拂ハレサリシコト(此ノ點ニ關シ問題ト爲リタルハ千八百五十年後ナリ)(三)職工側ニ於テ勞働時間短縮ニ關スル運動アリタルコト等ハ彼我相異ナル點ナリトス。

千八百三十三年ヨリ千八百四十四年迄ノ間ニ於ケル十年間ハ、英國工場法ノ沿革上中間ノ研究時代トモ稱スヘク、種々ノ問題ニ關スル論議ノ結果ハ、千八百四十四年ノ改正ト爲リテ現ハレタリ。此ノ改正條項ノ程度ハ、既ニ我現行工場法ヨリモ其ノ程度ニ於テ一段ノ進歩ヲ爲シタルモノ多シ、例ヘハ幼年工ニ對スル半日勞

働制ヲ定メタルカ如キ是ナリ。而シテ千八百四十七年ニ至ルニ及ンテハ、豫定主義ヲ以テ遂ニ十時間勞働ノ原則カ採用セラルルニ至リタリ。爾後ノ改正ニ依リテ工場及手工場ノ全體ニ亘リテ、一切ノ規定ヲ適用スルコトト爲リ、千八百九十一年ニ至リテ遂ニ約一世紀間ヲ研究ニ費シタル工場法ハ法典ノ形ヲ以テ大成セラレタリ。其ノ内容ノ比較ハ之ヲ次節ニ陳ヘン。

第二節 内容ノ比較

千九百一年工場及手工場條例ノ制定アリタル後、尙勞働ニ關スル數多ノ法律ハ英國ノ議會ヲ通過シタリ。其ノ主要ナルモノハ千九百三年ノ幼少者使用條例、千九百七年女子使用條例、千九百八年白燐燐寸禁止條例、及千九百八年養老年金條例等トス。此等規定ノ全體ハ頗ル浩瀚ニシテ内容亦頗ル詳密ヲ極ム。而シテ我工場法ハ未タ施行規則ノ制定ヲ見サルカ故ニ精密ナル比較研究ヲ爲スコトヲ得スト雖大體ニ付聊カ之カ攷究ヲ試ミントス。

適用ノ範圍 此ハ立法上ノ難問題ナルヲ以テ英國ニ於テモ沿革上興味アル經

過ヲ爲シタリ。即チ千八百二年ノ徒弟ノ健康道德ニ關スル法律ハ、二十人以上ヲ使用スル綿絲並毛絲工場ニ適用セラルト雖、就業ニ關スル規定ハ唯徒弟ニ對シテノミ適用ストセリ然ルニ其ノ後、オーウエン一派ハ、綿絲、毛絲、麻絲、工場其ノ他二十人以上ノ職工ヲ使用スル者ニ適用スヘシトノ提議ヲ爲シタルモ容易ニ行ハレサリシカ、千八百三十年ノ頃ヨリ、織維工場ト他ノ工場トノ間ニ、取締上ノ權衡ヲ失スルコト明白トナリテ、幼少者ノ保護ハ獨リ織維工場ノミノ問題ニハ非スシテ、他ノ非織維工場ニ付テモ亦必要ナリトスルノ議論勢力ヲ得テ、千八百六十年ヨリ六十二年ノ交他ノ二三ノ工業ヲ取締ノ下ニ置クコトトナリ、然レトモ仍織維關係ノ工場ニ限ラレタリシカ、千八百六十四年ニ及ヒテハ遂ニ二三ノ非織維工場ニモ取締ヲ及ホスコトトナリタリ。越エテ千八百六十七年ニ及ヒ、ワルポール氏ハ一法案ヲ議會ニ提出シタリ。其ノ趣旨トスル所ハ、工場ト手工場トノ間ニ健康及衛生上ニ付區別ヲ置ク可キモノニ非ス、労働時間ニ制限ナキノ事實ハ労働者ヲシテ過度ノ労働力、怠慢力、兩者其ノ一ヲ撰擇セシムルモノナリトノ主張ヲ根據トシタルモノニシテ遂ニ議會ヲ通過シ、英國工場法適用範圍ニ關スル基礎ハ茲ニ確立セリ。

今之ヲ我國ニ於ケル適用範圍ニ關スル沿革ト對比スルニ、我國ニ於テハ工場法ノ規定ヲ一切ノ工場労働ニ適用スルコトヲ適當ト認メタルカ如シト雖、若初ヨリ手工場迄ニモ及フモノトスルトキハ法律施行ノ實効ヲ舉クルコト容易ナラサルモノアルヲ顧慮シタルノミナラス、我國ニ於ケル家内の手工業ニハ古來ヨリ一種ノ美風存スルヲ以テ姑ク其ノ適用ヲ一定數以上ノ職工ヲ使用スル工場ノミニ限局シタルナリ。若夫レ英國ノ現行法律カ猶織維工場ト非織維工場トヲ區別シ又工場ト手工場トヲ區別セルカ如キハ理論上當ニ然ルヘキ所ナリト雖、本來工場労働ノ職工ノ健康ニ及ホス影響如何ハ、主トシテ其ノ工場建築ノ模様、通風、乾濕、操業ノ狀況、殊ニ我國ニ在リテハ寄宿舎ニ於ケル衣食住ノ狀況等ニ依リテ、最も大ナル異動ヲ生スルヲ免レス、從テ單ニ業務ノ名稱ノミニ依リテ保護ノ程度ヲ左右シ難キ場合アリ、更ニ工場ノ建築其ノ他ノ點ニ於テ毫モ統一セラレサル事實ニ徴シ愈其ノ然ルヲ覺ユルナリ。左レハ本邦工場法カ英國ノ例ニ據ラスシテ、各種ノ工場ニ對スル通則ヲ定メ、一面例外ヲ以テ特種ノ工場ニ對シテ、例外ヲ啓クコトトナシタルハ、其ノ主義精神及運用ノ實際ニ於テ、必スシモ英國ノ法律ト異ナルモノニ非

ス、況ンヤ最初ノ立法トシテ各種工業ノ種類ヲ區別シ、之ニ對シテ特殊ノ規定ヲ明記スルハ、工場取締ニ關スル經驗少キ我國ニ採リテハ、立法上及實施上公私ノ疑惑ヲ招キ易キモノ多キニ於テオヤ。

就業制限 就業ノ制限中(一)保護職工ノ範圍ニ關シ英國工場法ノ沿革ヲ見ルニ最初ハ幼少者ノ保護ニ限局セラレ一般ノ女子ニ及ハサリシナリ、女子カ保護ノ範圍ニ認メラルルニ至リタルハ十九世紀ノ半ナリトス。我國ニ於テハ極メテ微弱ナル反對論アリタルノミニシテ直ニ女子ヲ幼少年者ト同視スルコトト爲リタルハ憚フヘキ事實ナリトス。次ニ幼少年者ノ年齢ノ範圍ニ關シテハ英國法ニ比シテ顯著ナル相違アルヲ見ス、唯彼ニ在リテハ幼年工ト少年工トヲ區別シ、其ノ發育ノ程度ニ鑑ミテ、勞働ノ最高限度ニ區別ヲ爲シタルコト及幼少年者ヲ僱使スルニ當リテハ、必ス検査醫ノ健康證書ヲ要スルモノト爲シタルコトノ二點ハ、我ニ比シテ保護ノ完全ヲ期シタルモノト謂フヘシ。若シ夫レ成年男工ニ至リテハ英國法モ特殊ノ場合ニ限り主務大臣ニ於テ制限規定ヲ設クルコトヲ得トアルニ過キサズ、ルヲ以テ我國最初ノ立法ニ這般ノ規定ヲ缺クハ怪ムニ足ラサル所ナリ。其ノ他

英國法ハ産婦ニ關シテハ四週間勞働ヲ禁止スヘキコトヲ規定セリ。病者ニ關シテハ法律中ニハ其ノ規定ナシト雖、内務大臣カ法律ノ委任ニ依リテ發スル命令中、公認醫師ノ權限トシテ病者ノ就業ヲ禁スルコトヲ得セシメタルモノアルヲ以テ、此ノ點ニ關スル保護モ必ラスシモ缺ケタリト謂フ可カラス(二)時間ニ關スル制限ニ就テハ、英國法ハ幼年工及少年工ヲ區別シ幼年工ヲ六時間トシ、其ノ他少年工及女工ヲ工場ノ種類ニ依リ、十時間乃至十時間半ト規定シタルハ、用意ノ周到ヲ極メタルモノニシテ、職工保護制度ノ發達ノ徑路ハ、此ノ方針ニ據ラサル可カラサルモノト信ス。其ノ他徹夜業ノ禁止ハ、紡績業ノ大發達ヲ爲ス以前ニ於テ、既ニ現ハレタルヲ以テ、是ニ關シテハ我國ニ類似シタル難問ナシ。其ノ他休憩休日ノ強制ノ如キ、幼年工及少年工、女子ヲ區別シ、工場ノ種類ニ應シ、適當ニ其ノ長短ヲ定メタルカ如キハ、就業時間ノ制限ト共ニ理論上首肯セサルヲ得サル所ナリ。若夫レ一週間一日ノ休日制ニ付テハ我國ニ於テハ之ヲ強行スルニ難キモ英國ニ於テハ當然ノ規定トシテ認メラルル所以ノモノハ、宗教上ノ關係與リテ力アルコトハ勿論ナリトス。業務ニ關スル制限ニ付テハ彼我著シキ懸隔アルヲ見ス、而シテ例外規定

モ原則ト共ニ之ヲ法律中ニ詳細規定セルハ、沿革上ノ基礎ヲ有スル爲ニシテ敬服ニ値スル所ナリ。

設備ノ取締 英國ニ於テハ工場ノ建設ハ官廳ノ許可ヲ受クルヲ要セス、故ニ地方廳ノ發布シタル建築ニ關スル一般規定ニ準據スル外、工場ノ新設者ハ事實トシテ豫メ工場監督官ノ指揮ヲ請フコトアル場合ノ外、何等官廳トノ交渉ヲ要セス、此ノ點ニ關シテハ、我國ハ遙ニ彼ニ比シテ嚴重ナリト謂フ可シ。即チ工場法發布以前ニ於テ各府縣ハ、工場ノ建設ニ付許可主義ヲ採リタルモノ多キノミナラス、工場法中ニハ工場及附屬建築物ニ關スル一切ノ取締ハ、命令ヲ以テ之ヲ行フ可キコトヲ定メタルヲ以テナリ。尙汽罐汽機ノ取締ニ關シテハ、官廳ハ検査ノ職權ヲ有スト雖、實際ハ検査ヲ行ハス、只工業主カ少ナクトモ十四箇月毎ニ一回「相當ナル人」ヲシテ其ノ全部ヲ検査セシムルニ満足セリ。而シテ汽罐汽機保險會社ノ検査員ハ所謂「相當ナル人」トシテ官廳ノ公認スル所ナリ、尤モ別ニ千八百八十二年ノ制定ニ係ル汽罐破裂法アリテ、汽罐ヲ破裂セシメタルトキハ、一定ノ方式ニ從ヒテ調査ヲ行ヒ、其ノ調査ノ結果ヲ公示シ、又其ノ費用ヲ賠償セシムヘキ旨ヲ定メタリ。

雇傭及徒弟 ニ關シテハ英國工場法中何等特別ノ規定ナシ、是獨佛奧法等カ契約ノ内容ニ關シテ、種々ノ規定ヲ設ケタルト著シキ對象ヲ爲スモノナリ、又周旋ニ關スル取締ノ如キモ、一般警察法ノ制定ノ下ニ行ハルルモノノ如シ。然レトモ我國工場法ノ此ノ例ニ依ラスシテ、特ニ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設ケルコトヲ得ルモノト爲セルハ、英國法ヨリモ職工保護ノ程度篤キモノト謂フヲ得ヘシ。

英國ニ於テハ用機工業ノ發達ハ容易ニ手工業ノ多數ヲ驅逐シ、クラフト、ギルドノ制度ハ獨逸ニ於ケルカ如キ發達ヲ爲スニ至ラスシテ衰退シ、之ニ代リテ起リタルハ職工組合ナルヲ以テ、徒弟ニ關スル慣習モ大陸諸國ノ如ク保存セラレサル者多ク、從テ英國法ハ徒弟ニ關スル別段ノ規定ナシ。然レトモ幼年工ノ教育ナル一篇ヲ設ケテ、父母及工業主ニ教育上ノ義務ヲ負擔セシメタリ、尤モ此ノ義務ハ普通教育ニ關スルモノニシテ、技工ニ關スル工場内ニ於ケル教育ニ關シテハ規定ナシ、我工場法ハ職工ノ外別ニ徒弟ヲ認メ之ニ關スル現定ヲ勅令ニ讓レリ。

扶助ニ關スル規定 英國工場法中ニ之ナシト雖、別ニ千八百九十八年勞働者補償法ノ規定アリテ、一般工場ノ外廣ク鑛山鐵道等ニモ其ノ適用アリ。同法ニ依リ

テ補償ヲ受クルコトヲ得可キ場合ハ、業務中又ハ業務ノ爲受ケタル負傷ニ依リ死亡シタルトキ、又ハ勞働不能ト爲リ若ハ勞働ノ能力ヲ減シタルトキニシテ、其ノ範圍ハ我工場法第十五條ト著シキ差違アルヲ見スト雖、業務中ナルコトヲ規定セルハ英國法ノ保護篤シト謂フ可シ。而シテ扶助ノ程度ハ之ヲ我國工場法カ準據セントスル鑛業法施行細則ノ規定スル程度ニ比シテ遙ニ大ナリ、尤モ英國ノ補償法ト雖、工業主カ共濟組合ニ對シテ其ノ職工ヲ保險シタルトキ、其ノ之ニ依リテ職工ノ受クヘキ利益カ、法律上ノ補償ヨリモ大ナルトキ、及職工ノ過半數カ之ニ贊成シタルコトノ二條件ヲ具備スルトキハ、保險ノ加入ニ依リテ法律上ノ補償責任ヲ免ルルコトヲ得ルナリ。尙本問題ニ付テ一言スヘキハ、英國ハ此ノ補償法及千九百八年ノ養老年金法ノミヲ以テ満足セス、國民保險法ヲ制定セント欲シ一昨年之ヲ議會ニ提出シタルニ、最初ハ之ニ對スル贊成ノ聲高カリシモ、後利害關係ヲ有スル團體ヨリ反對論續出シタルヲ以テ、政府ハ其ノ緩和ニ努メタル結果漸ク成立シテ今ヤ其ノ實施ヲ見ルニ至レリ。英國ニシテ今日迄此ノ制度莫カリシハ、惟フニ從來保險ノ思想ハ英國ニ於テ最モ長足ノ進歩ヲ爲シタルノミナラス、彼ノ共濟組合フレンドリー・ソサエティー

ノ如キモ、各國ノ任意保險組合中最モ大ナルモノニシテ主トシテ、勞働者並下級細民及其ノ家族ノ疾病死亡並癱疾其ノ他數多ノ項目ニ亘リテ保險シ、其ノ他職工組合ノ如キハ職業ノ區別ニ從ヒ、疾病死亡失患等ニ對シ保險ヲ營メルヲ以テ、個人ノ自由意思ヲ強制シテ、保險ニ加入セシムルカ如キハ、英國ノ主義トシテ憚ハサル所ナリシニ由ル。然レトモ今後益々勞働者ノ位置ヲ進メ、其ノ恆心ヲ保障スルノ必要上、輒近ニ至リ此ニ關スル保險法案カ議會ノ協贊ヲ經テ實施セララルルニ至リタルコト前述ノ如シ

責任 我工場法ニ於テハ、法人ヲ處罰スルノ主義ヲ採ラスシテ、現實ニ責任ヲ有スル自然人、即チ工業主又ハ工業管理人ヲ罰スルノ主義ヲ採レリ。而シテ英國法ニ於テモ此ノ主義ヲ採リ、工業主カ處罰セララルヘキ場合ニ於テ、之ヲ實際ニ犯シタル者カ、其ノ代理人、雇人、職工又ハ其ノ他ノ個人ナルトキハ、其ノ者ヲ工業主トシテ處罰スヘシト規定セリ。然レトモ此ノ主義ハ我工場法カ使用人其ノ他ノ從業者ノ犯罪行爲ヲ、工業主ノ責任ト爲シタルト正反對ニシテ、法律實施上ノ效果トシテハ利害相半ハスルモノナランカ。英國法中ノ特色ト見ルヘキハ、即決裁判所ニ於

テ違反者ニ對シ罰金ヲ言渡スト共ニ其ノ言渡ニ代ヘ一定ノ期間内ニ違背事項ノ改正ヲ命ジ其ノ繼續スル間一日ニ付一磅以下ノ罰金ニ處スルノ規定アルコトニシテ是恰モ我行政執行法中ノ強制罰ニ相當スルモノナリ。蓋シ實際上ノ必要ヨリ起リタルモノナラン。

結論 之ヲ要スルニ百有餘年間ノ實行ノ成績ニ鑑ミ修補ニ修補ヲ加ヘテ始メテ成典ト爲リタル英國工場法ハ其ノ規定頗ル綿密ヲ極メ條文ノ數ノミヲ以テスレハ到底之ヲ簡單ナル我工場法ニ比ス可クモアラスト雖其ノ規定事項ノ内容ニ至リテハ我ハ之ヲ法律ニ規定セスシテ命令ニ譲リ彼ハ之ヲ法律中ニ規定シタルニ止マリ事項ノ範圍ニ著キ相違アルコトナシ。若夫レ規定ノ寬嚴如何ニ至リテハ我ハ彼ニ比シテ遙ニ寬ナルモノアルハ免レサル所ナリ。而シテ我國工場法ニハ勅令以下ノ命令ノ發布ヲ俟テ始メテ決セラルヘキ問題多キヲ以テ今詳細ニ之ヲ比較研究スルコト難キハ遺憾トスル所ナリ。然レトモ英國法ノ規定カ我國ニ於テ他日發セラルヘキ命令ノ制定ニ多大ノ參考資料タルヘキハ勿論ナリトス。

(附) 其ノ他ノ規定及實施ノ概況

其ノ他ノ規定 我工場法ニ何等ノ規定ナクシテ英國法ニ之アルモノノ内特ニ注意ニ値スルモノハ(一)工場及貸工場並手工場等ノ範圍ヲ明カニスル規定及法律ノ支配ヲ受クヘキ勞役者ノ意義其ノ他疑義ニ亘ルヘキ文字ヲ定義シタル點ニシテ此ノ點ハ立法上及法律施行上頗ル味フニ足ルヘキモノナリ(第四百九條以下)(二)幼年工ノ教育ニ關スル規定ヲ設ケ工場勞働ニ依リテ普通教育ヲ受クヘキ障害ヲ除去スル爲精密ナル規定ヲ設ケタルコト(第六十八條以下)(三)工場病ニ關スル一般醫師ノ責任ヲ規定シタルコト(第七十三條)(四)貸工場ニ關シ所有主ノ責任範圍ヲ定メタルコト(第八十七條以下)(五)家内工場又ハ家内手工場ニ關シ特例ヲ設ケタルコト(第一百七條以下)(六)賃銀支拂ニ關スル規定(第一百十六條以下)ノ如キ是ナリ孰レモ用意周到ニシテ法律トシテハ他ノ國法ニ見ルヲ得サル精密ナル規定ナリ。

實施ノ概況 普通行政廳ヲ經由セスシテ特別官廳ヲシテ之ニ當ラシム千九百十年ノ統計ニ依レバ工場及手工場數合計二十六萬五千有餘ニシテ百五十五人ノ官吏監督ニ從事シ經費總額九十五萬圓ニシテ同年中ノ検査數ハ四十三萬餘

同ナリト聞ク。同年中英國検査官カ受ケタル密告數ハ六千四百餘件ニ上リ、検査官カ發見シタル違背事項ハ十六萬千二百八十四件ニシテ、告訴ヲ爲シタルモノハ三千六百四十四件ナリ。

第三章 獨國法トノ比較

第一節 沿革

獨逸ニ於ケル職工保護ニ關スル法制ハ、其ノ源ヲ北獨同盟ノ法制ニ發シ、北獨同盟ノ法制ハ其ノ基礎ヲ普國法ニ發スルヲ以テ、獨逸工場法ノ沿革ヲ我ト對照スルニ際シテハ、自ラ普國ノ例ヲ採用セサルヲ得ス。

獨逸ニ於ケル工業ノ發達ハ、小邦割據、外敵侵入其ノ他ノ原因ニ依リ、其ノ發端ニ於テ諸國ニ一籌ヲ輸セサルヲ得サリシナリ。蓋シ英國ノ如キハ地理上歐洲大陸ト隔離セルヲ以テ、大陸ヲ侵シタル擾亂紛爭ノ驚波ヨリ獨立シ、若ハ多ク之ニ妨ケラルルコトナク、工業革命ヲ完成シタリト雖、獨逸ノ如キハ然ラス、十九世紀ノ初ハ未タ全ク農業本位ノ立國ニシテ、其ノ國民ノ九割迄ハ農民ナリシコトハ、信スヘキ記録ノ示ス所ナリ。奈翁戰爭ノ當時ニ在リテモ、ツンフトノ勢力仍最モ強大ニシテ、法律ノ威力ヲ以テ工業自由ノ原則ヲ強行シ、之カ破壊ニ勗メタリト雖、而モ因襲年久シキ舊慣ノ羈束ハ、工業ノ發達ヲ妨ケタルコト幾何ナルヤヲ知ラサルナリ。

斯ノ如ク獨逸ハ英國ニ比シテ急激ナル工業上ノ變革ヲ見サリシト雖、機械力ノ進入ハ年ヲ追フテ婦女幼少者ヲ工場勞働ニ驅リ、遂ニ晝夜ノ別ナク之ヲ使用シ、有形無形ノ弊害顯著ナルモノアルニ至レルヲ以テ、文部大臣「フォン、アルテンスタイン」ハ各地方ノ實況ヲ調査發表シテ、社會ノ反省ヲ求メタルモ、何等ノ反響ヲ見ルニ至ラサリキ。然ルニ國王「フリードリッヒ、ウイルヘルム」三世ハ工業地方ニ於ケル徵兵成績ノ上奏ニ依リ、工業ノ及ホス弊害默過スヘカラサルモノヲ認メラレ、文部大臣「フォン、アルテンスタイン」內務大臣「フォン、シュツクマン」ニ左ノ勅命ヲ下サセラレ、千八百二十八年五月十二日內閣公示ヲ以テ之ヲ公布セラレタリ。

陸軍中將「フォン、ホルン」ノ報告ニ依レハ、工業地ニ於ケル壯丁ハ體格劣等ノモノ多ク、豫定ノ人員ヲ徵集シ能ハサルヲ以テ、農業地ヨリ補充スルヲ要スト云ヘリ。惟フニ幼少者ヲ夜間ニ於テ使用スルカ如キ狀況ハ、脆弱ナル幼少者ノ發育ヲ妨ケ、工業地ニ於ケル未來ノ國民ノ體格ヲ現今ヨリモ劣等ニシ、又不具ニ至ラシムルモノナリ。卿等ハ斯ノ如キ狀況ヲ確實ニ豫防シ得ヘキ法律案ヲ立テ速ニ朕ニ提出スヘシ

當時普國ニ於ケル狀況ヲ我國ト比較スルニ、我國ニ於テハ大ナル市街地ヲ包有スル工業府縣ニ於テ、一般死亡率竝肺結核ノ罹病率高キコトハ嘗テ述ヘタル所ニシテ、市部郡部ニ於ケル壯丁検査成績モ、亦市部ノ郡部ニ劣ルハ事實ナリ。然レトモ此ノ狀況ハ未タ普國ニ於ケルカ如ク顯著ナラサルハ、邦國ノ爲之ヲ慶賀セスンハアラサルナリ。

普國ニ於ケル最初ノ立法ハ千八百三十九年ニシテ、九歳以下ヲ以テ禁止年齢トシ、十六歳以下ノ幼少年工ノ勞働時間ヲ十時間トシ、且其ノ夜業及日曜竝祭日勞働ヲ禁スルコトヲ規定シ、尙進ンテ工場衛生及道德保持ノ爲必要ナル施設ヲ爲ス可キコトヲ定メタリ。此ノ規定ハ正シク英國ニ於ケル千八百二年ノ法律ニ相當ス可キモノニシテ、一躍十時間勞働制ヲ設定シタルハ、尙之ニ一步ヲ進メタルモノト謂フ可シ。千八百四十五年ノ營業法ハ、地方警察官署ニ徒弟保護ニ關スル職權ヲ附與シ、千八百四十九年ノ命令ハ、工業會議ノ制度ヲ設クルト共ニ、賃金物品拂ヲ禁止シタリ、此ノ事ハ英國及我工場法ニ之ナクシテ獨塊ニ存スル所ナリ。爾後千八百五十三年ノ改正法ニ依リ十二歳以下ヲ禁止年齢トシ、十四歳以下ノ幼年工ノ勞

働時間ヲ六時間(教育時間)トセリ。千八百六十九年ノ北獨同盟ノ營業法ハ、以上陳ヘタル普國法適用ノ地域ヲ擴張スルト共ニ、危害豫防及衛生ニ關スル規定ヲ設ケ、又適用ノ範圍ヲ鑛山等ニ擴張セリ。獨逸聯邦ノ成立スルヤ、營業法ノ適用地域ハ自ラ擴張シタルノミナラス、當時工業ノ發達ト共ニ、益々労働者保護ノ必要ヲ感スルコト、一層切ナルモノアルニ拘ラス、法制ノ發達トシテ見ル可キモノ少シ。左レハ千八百七十八年ノ改正ノ如キモ、未タ婦人ヲ保護スルニ薄ク、又日曜休日ヲ強制スル迄ニハ至ラサリシナリ。然ルニ千八百九十一年新帝維廉二世ハ帝國議會ニ、朕ハ近年起リタル同盟罷工ニ依リテ、労働者保護法ノ改正ノ必要ヲ認メタリ云々ノ勅語ヲ下サレ、労働保護ニ關スル條規ノ大改正ヲ行ヒ、之ニ依リテ現行法ノ基礎ヲ定ムルニ至レリ。

獨逸ニ於ケル以上略述スルカ如キ經過ヲ、我國ニ於ケル沿革ニ比較スルニ、我國ニ機械工業ノ起リタル以後十數年ナラスシテ、既ニ工場法ノ制定ニ着目シタルハ、千八百三十九年普國ニ於テ法律ノ制定アリシニ比スヘシ。然レトモ獨逸ニ於テハ、一張一弛法律カ久シク其ノ威力ヲ發揮スルニ至ラサリシハ、我、工場法カ明治十

五年以來ノ懸案トシテ研究セラレ、其ノ間學者ノ熱心ナル主張及議會ノ建議質問等アリタルニ拘ラス、久シク成法タルニ至ラサリシ事實ト相類似スルモノニシテ、彼ニ在リテハ法トシテ存在シ、我ニ在リテハ案トシテ存在シタル差異アルノミ。然レトモ彼ハ永年ノ沿革トツソフト等ニ屬スル固守ノ習慣ト有スルヲ以テ、現行規定ノ内容ハ契約ニ關スル事項ノ多クヲ包含シ、其ノ他ノ規定ト雖我ニ比シテ遙ニ詳密ニシテ且嚴格ナルモノアルナリ。

第二節 内容ノ比較

獨逸ニ於ケル現行規定ハ千八百九十一年ノ營業條例、及爾後數多ノ一部改正法ノ外千八百九十三年幼者保護法トス、此等法律ノ規定モ亦英國法ト同シク、頗ル浩瀚ニシテ内容亦極メテ詳密ナルノミナラス、其ノ職工保護ノ程度ニ於テ大體英國法ト大ナル徑庭ナキヲ以テ、茲ニハ特殊ナル點ノミヲ擧ケテ、大體ヲ比較研究スルニ止メントス。

適用ノ範圍 英國ニ於テハ工場及手工場條例ノ外、別ニ鑛山労働者ニ關スル規

定アルヲ以テ、工場法中ニハ、鑛山ニ關スル規定ヲ有セス、是我工場法ト同一ノ主義ニ出テタルモノナリ。然レトモ獨逸營業法ハ鑛山、石坑、普請場等ヲモ支配ス可キ旨ヲ定ムルト共ニ、通例十人以上ノ職工ヲ使役スル事業ニ關スル特別規定ヲ設ケ、其ノ特別規定中又別ニ二十人以上ヲ使役スル場合、及少クトモ十人ヲ使役スル場合ニ關シ各別ニ規定シ、二十人以上ヲ使用スルモノニ關シテハ、就業規則ヲ設クルコト、其ノ他ニ關シ特別ノ義務ヲ負ハシメタリ。

就業制限 (一)保護職工ノ範圍ニ關シテハ大體英國ト同一ナルモ、少年工ノ最上限ヲ十六歳トスルハ我國法ノ規定ニ近シ、(二)時間ニ關スル制限ニ關シテハ獨逸法ハ纖維工場ト非纖維工場等ヲ區別セス。惟フニ獨逸ニ於ケル工場取締ノ沿革ハ、英國ノ如ク長期ニ亘ル歴史ヲ有セス、各種ノ工業ハ著シク時ヲ異ニセスシテ、勃興シタルニ依ルモノナル可シ。此ノ點ハ英國法ト異ナル所ニシテ我國法ト主義ヲ同ウス、其ノ他ノ點ハ英國法トノ比較ニ準スルコトヲ得ルヲ以テ茲ニ之ヲ略ス。

設備ノ取締 工場設備ノ取締ニ關スル獨法ノ規定ハ、相當ニ詳細ナルモ主義ニ於テハ我カ制度ト類似セリ。即チ作業場ノ位置又ハ性質隣上、接地ノ所有者若ハ

住者又ハ公衆ニ對シ、顯著ナル損害危險若ハ煩累ヲ及ホス可キ指定工場ノ設立ニ付テハ、法律ニ依リ權限ヲ有スル地方官廳ノ許可ヲ受ク可キコトヲ規定シ、其ノ他ノ工場ト雖、工業主ハ職工ノ衛生、危害豫防、風紀、公益等ノ維持ニ關シテ、必要ナル設備ヲ爲スノ義務ヲ有スルト同時ニ、聯邦參議院ハ特種ノ工場ニ對シ、必要ナル規則ヲ發布スルノ權ヲ附與セラレタリ。而シテ聯邦參議院カ規則ヲ發セサル場合ニ於テハ、各州中央支廳若ハ特ニ權限ヲ與ヘラレタル警察官署ハ、此ノ規則ヲ發スルコトヲ得ルコトト爲シタリ。而シテ各個ノ場合ニ於ケル警察官署ノ處分ニ關シテ訴願權ヲ附與シタルニ至リテハ、益々我法律ニ近似スルモノト謂フコトヲ得可シ。唯我ニ在リテハ從來何等特別ノ委任ナキニ拘ラス、各地方長官ニ於テ一般警察權ノ發動トシテ、既ニ許可主義ノ規定ヲ設ケタル點ニ於テ彼ト異ナルモノアルノミ。其ノ他汽罐ノ取締ニ關シテハ、各州法ノ規定スル所ニシテ、据付ノ際ハ認可ヲ要スルモ、爾後ノ検査ハ汽罐検査會社又ハ検査組合ノ検査ヲ受クルモノニ限り、官廳ノ検査ヲ免除セラルルモノトス。

雇傭及徒弟 獨逸營業法ハ英國法ト異リ職工徒弟ノ雇傭ニ關シ最モ多クノ規

定ヲ設ケタリ、是同國固有ノ社會慣習ニ基クモノニシテ、元來同國ニ於ケル傭主ト被傭者ノ關係ハ、ツンフト及地方的ノ慣習ニ從ヒ、雙方ニ於テ嚴格ナル義務ヲ負擔シ、特ニ被傭者ノ負擔スル義務ノ範圍ハ決シテ尠ナラス。此等ノ拘束的關係ハ産業自由ノ主義カ廣ク認メラルルニ至リタル後ト雖、容易ニ其ノ跡ヲ沒セサルノミナラス、獨逸國法中又此ノ沿革ヲ認メテ、立テラレタルモノ決シテ尠カラス。是獨逸營業法中ニ、職工及徒弟ノ契約關係並賃金支拂ノ形式等ニ關シテ多クノ規定ヲ存スル所以ナリ。我國ニ於テハ往時座ノ制度アリト雖、其ノ勢力性質等獨逸ノ「ツンフト」ニ比スヘクモアラス、又見習小僧又ハ年期奉公ノ慣習アリト雖、是亦比較的長期ニ亘ル傭期間ヲ豫定シタル少年雇人ノ意義ニシテ、或ハ物給ノ報酬ヲ受クルコトアル等ノ點ニ於テハ、多少類似ノ點ナキニ非スト雖、其ノ主人及組合ニ對スル關係並獨立開業ノ關係等ニ於テ、獨逸ニ於ケル慣習ト同一ナラス。然レトモ我國ニハ古來存在スル主從ノ關係並家庭的美風ヲ保留スルト共ニ、將來熟練職工ノ養成ヲ助長保護スルノ必要アルヘキヲ以テ、徒弟ニ關スル事項ヲ命令ヲ以テ規定シ、獨逸法制中ノ長所ヲ我ニ採用スルノ餘地ヲ存セシメタルモノト信ス。而シ

テ雇入解雇及周旋ニ關スル事項ニ付テハ、警察上ノ取締ヲ要スルモノ甚タ多シ。而シテ雇傭契約ノ内容ニ關シ、獨逸法ニ於ケルカ如キ保護規定ヲ設クルノ必要存在スルヤ否ヤハ、尙調査ヲ要スルモノアルヘシ。

扶助 十九世紀後半ニ於ケル獨逸工業ノ發達ハ、之ト同一比例ニ於テ、職工ノ扶助ニ關スル工業主ノ責任ヲ擴大スルノ必要ヲ感セシメ、千八百七十一年帝國責任法ノ規定ハ、職工其ノ他ニ關スル民法ノ規定ニ多少ノ變更ヲ加ヘタリ。即チ工業主ハ其ノ代表者、又ハ事業執行者、又ハ之ヲ監督スル者、又ハ勞働者ヲ指揮スル者ノ職務執行上ノ過失ニ依リ死傷ヲ惹起シタルトキハ、之ニ依リテ生シタル損害ヲ賠償スルノ責アルモノトセリ。然レトモ此ノ法律ハ事業者及其ノ代理人ノ過失ニ付、證明ノ責任ヲ被害者ニ負ハシメタルモノナルヲ以テ、勞働者保護ノ實效ヲ擧クルニ足ラス、遂ニ保險法ヲ以テ之ニ代フルニ至レリ。獨逸國ニ於ケル現行勞働保險法ハ千八百八十三年ノ疾病保險法、千八百八十四年ノ災害保險法、及千八百八十九年ノ老廢保險法ニシテ、單ニ工場勞働者ノミナラス、一般且廣義ノ勞働者即チ下級ノ勞働者、及之ニ準スヘキ者ヲ以テ被保險者トシ、主トシテ強制的ノ手段ニ依リ

テ行ハル、此ノ仕組ハ勞働者扶助ノ方法トシテ、最良ノ仕組ト認メラルモノニシテ、我國ニ於テモ漸次此ノ仕組ヲ立ツル準備ニ着手セサル可カラス。若夫レ我工場法中扶助ニ關スル事項ヲ勅令ヲ以テ定ムル際、或ハ共濟的ノ仕組ヲ認ムルコトアラシカ、是即チ疾病及災害ニ關スル保險制度ノ準備トシテ看ル可キモノナラン。

責任 獨逸營業法中ニハ工業主ヨリ事業ノ管理ヲ委任セラレタル者アルトキハ、直接刑責ニ任スヘキモノハ管理人ニシテ、工業主ハ故意ニ違背行爲ヲ爲シタルトキ、又ハ工業ニ付相當ノ注意監督ヲ怠リ、若ハ管理人ノ選任ニ付相當ナル注意ヲ爲ササリシトキニ限り、並ヒ罰セラルヘキコトヲ規定シタリ。即チ我工場法ニ所謂工場管理人ノ責任ノ外、別ニ本人ノ責任ヲモ認メタルモノニシテ、最モ適當ナル規定ナリ。營業法中ニハ法人處罰ニ關シ何等ノ規定ナキモ、判決例ハ法人ノ代表者ヲ工業主ト看做シタルヲ以テ、此ノ點ニ付テモ亦我工場法ト其ノ結果ヲ同クスルモノト謂フヘシ。

(附) 其ノ他ノ規定及實施ノ概況

其ノ他ノ規定 獨逸營業法中工場勞働ニ關スル規定ニシテ我法律ニ之ナキ事

項中特ニ注意ヲ要スルハ、(一)公權被剝奪者ニ十八歳未滿ノ職工ヲ使用スルコトヲ禁シタルコト(第六六條)、(二)職工證ニ關スル規定(第七七條以下)、(三)賃銀支拂ノ方式及場所ニ關スル規定(第七十五條)、(四)契約關係殊ニ職工カ不法ニ契約ヲ解除スル場合ノ擔保トシテ、工業主カ留置スルコトヲ得可キ賃銀ノ限度ニ關スル規定(第七十九條)、(五)普通教育ノ保障(第二十條)、(六)助手及副手並徒弟ノ契約關係ニ關スル特例、及其ノ誘拐又ハ不法退職ニ關スル損害賠償規定(第二十一條以下)、(七)手工業者ニ關スル師匠試驗、徒弟試驗等ノ特別規定(第二十九條以下)、(八)業務使用人、職工長及技術者ト工業主トノ契約ニ關スル規定(第三十三條以下)等ナリ而シテ此等規定ノ多クハ同國固有ノ習慣制度ニ胚胎スルモノナレハ、之ヲ以テ直ニ我國ノ援用スヘキ制度ナリトスルヤ否ヤハ、容易ニ決シ難キ問題ナリトス。

實施ノ概況 特別官廳ノ組織アリ、千九百六年ノ統計ニ依レハ、法律ノ支配ヲ受クル工場其ノ他ノ仕事場ノ數二十三萬六千有餘ニシテ、四百三十四人ノ官吏監督ニ從事ス、外ニ百一十一名ノ鑛業監督官アリ、又同國ニハ別ニ同業組合其ノ他ノ組合ニ屬スル検査吏員アリ、同年中検査ヲ受ケタル工場數ハ十二萬二千有餘ナ

リ。而シテ幼少者保護規定ニ違反シタル件數ハ、千九百四年、五年、六年共ニ一萬五千有餘件ニシテ、女工保護規定ノ違反ハ千九百四年ニ五千餘件、五年、六年共ニ七千餘件ナリ、其ノ他日曜休業及衛生ニ關スル規定違反ノ數ハ更ニ多キカ如シ。然レトモ大體上ヨリ之ヲ觀察スルトキハ、實質的規定例ヘハ就業時間ニ關スル違反ノ如キハ比較的少ク、形式的規定例ヘハ職工帳簿ニ關スル届出其他ノ揭示等ニ關スルモノ多キカ如シ。

第四章 佛國法トノ比較

第一節 沿革

佛國從來ノ制度慣習ハ千七百八十九年ノ革命ニ依リ大變革ヲ受ケタリ、從テ勞働ニ關スル從來ノ組織ハ之カ爲ニ打破セラレタルノミナラス、一面ニ於テハ機械力ノ發達ニ依リ更ニ大ナル變動ヲ工業上ニ起サシメタリ。然ルニ當時ノ政府ハ毫モ勞働問題ニハ注意ヲ爲サスシテ、唯學者慈善家ノ將來ヲ遠慮シ職工保護ノ必要ヲ説クモノアルノミニシテ、當時ノ狀態ハ悉ク我國ニ於ケルト相當ラスト雖、維新ノ改革カ舊慣ヲ打破シタルト同時ニ、工業革命ノ波濤カ襲來シタルト、其ノ狀況ニ於テ類似セリ。尤モ佛國ノ工業事情ハ多少我國ト類似セルモノアリテ、主トシテ手工的藝術工藝ヲ以テ、其ノ生命トセルヲ以テ、英國ニ於ケルカ如キ根本的大變革ヲ受クルニ至ラサリシト雖、當時及爾後ノ勞働狀況ハ我國ニ比シテ遙ニ劣等ナルモノアリタルカ如シ。即チ當時「ヴィレルメー」氏ノ報告ハ多クノ戰慄スヘキ事件ヲ記載シ、且氏ハ工業地方ニ於ケル小兒ノ地位ハ將來國家ノ大患ヲ惹起スヘキ

モノナリト論シタリ。斯ル狀況アルニ係ラス千八百四十年ノ議會ハ、十六歳以下ノ兒童ノ保護ヲ政府ニ一任スル法案ヲ葬リ去リ、世論之ニ對シテ大ナル注意ヲ爲ササリキ。當時ノ世論トシテハ恰モ我國工場法案ノ第二十六議會ニ於ケルト同シク、廣濶ナル命令權ヲ與ヘタルヲ非難シ、修正意見ノ提出セラレルコトナクシテ、遂ニ再調査ヲ爲スヘキコトニ決定セリ。然レトモ翌千八百四十一年ニ至リ始メテ幼少年者保護法ノ成立ヲ見ルニ至リタルハ欣フ可シ。同法ノ内容ハ之ヲ英獨最初ノ法律ニ比シ、又我工場法ニ比シテ尙甚々幼稚ナルヲ免レス、例ヘハ二十人以上ノ工場ニ適用スト爲シタルカ如キ(命令ヲ以テ範圍ヲ危險工場ニ擴張シ得ルモ)又八歳ヲ禁止年齢ト爲シタルカ如キ是ナリ。然レトモ徹夜業ヲ制限シ、十二歳以下ノ者ハ勞働ニ依リ就學ヲ妨クルヲ得スト規定シ、十二歳以上ノモノハ修學證書アルニ非サレハ收容スルコトヲ得スト爲シタル等ハ見ル可キ點ナリ。然ルニ本法ノ施行ハ種々ノ原因ヨリ終ニ失敗ニ歸シ、千八百四十八年ニ於テハ稍進歩シタル改正ヲ見ルニ至リタリト雖、是亦革命ノ爆發ニ依リテ其ノ實効ヲ收ムルニ至ラス。第二共和政府以後ノ改正ハ、勞働者ノ聲ニ聽キ規定ノ形式ニ於テハ改正セラレタルモノアリト雖、或ハ勞

働黨ノ勢力ノ消長ニ依リ、或ハ監督機關ノ缺如等ニ依リ、實施ノ効力ハ甚々著シカラス。然レトモ當時ノ立法中今仍効力ヲ有スルハ、千八百五十一年ノ徒弟契約ニ關スル法律ニシテ、佛國ニ於テモ亦獨逸國ト同シク、夙ニ之ヲ整理スル必要アリタルニ拘ラス、契約自由ノ美名ノ下ニ全然放抛シ去ラレタルカ、遂ニ本法ヲ以テ徒弟制度ヲ一定規律ノ下ニ整頓セシムルコトナレリ。第二帝政時代ニ入り千八百六十四年、セーレン縣カ始メテ工場監督官ノ制ヲ設ケタルハ、英國ニ於テ、マンチエスタ市長カ勞働保護ノ規則ヲ發シタルニ比ス可キカ如シ。第三共和政時代ニ入り千八百七十四年及千八百九十二年ノ法律ニ依リ、漸ク現行法ノ基礎ヲ定ムルニ至リタリト雖、此ニ至ル迄ノ永年月間佛國ニ於ケル輿論ハ、未タ勞働保護ノ眞諦ヲ認識スルニ至ラス。英國ニ於ケル千八百二年ヨリ三十三年迄、獨國ニ於ケル千八百三十九年ヨリ千八百九十一年ニ至ル間、又我國ニ於ケル明治十五年以降、明治四十二年ニ至ル間ト同シク、勞働保護ノ問題ハ工業家ノ眼前ニ懸ケラレタル宿題タルニ過キサリシモノノ如シ。而シテ此ノ期間内ハ英獨佛共ニ法律ノ實施ハ、頗ル弛緩シ、形アリテ實ナキカ如キ狀態ヲ呈シタルモノアルハ、我工場法ノ實施上探テ

以テ股鑑ト爲ス可キモノナリ。

第二節 内容ノ比較

現行佛國工場法ハ千八百九十二年發布千九百年ニ改正セラレタルモノ、及千八百四十八年發布千九百年改正勞働時間ニ關スル法律、千八百五十一年徒弟契約ニ關スル法律、及千九百零六年勞働者及被傭者ノ每週休日ニ關スル法律等ヨリ成立ス、今此等ノ法律ヲ以テ我國法ト對比スレハ左ノ如シ。

適用ノ範圍 佛國工場法ハ家族ノミヲ使用セルモノヲ除ク外、大小ノ工場ハ勿論、鑛山其ノ他ニモ適用セラルルコト、獨逸法ト其ノ主義ヲ同クシ、英國法及我工場法ト其ノ主義ヲ異ニス。而シテ佛國法カ適用範圍ニ關シ明確ナル標準規定ヲ法律中ニ豫定シタルハ採ル可キ點ナリ。

就業制限 保護職工ノ範圍トシテハ、佛國ハ十三歳以下ヲ雇傭スルコトヲ禁止シタルノミナラス、又前記指定ノ場所ニ立入ルコトヲ禁止シタルハ、施行上ノ用意周到ナルモノト謂フ可シ。十八歳主義ヲ執リタルハ、英法ニ近ク、最初ニ十一時間

主義ヲ採リ、後豫定主義ヲ以テ十時間ニ減縮スルコトトセルハ、我立法ト其ノ精神ヲ同ウス。夜業ニ關シテハ幾多ノ例外ヲ認め、且十八歳以上ノ女子ニ付午後十一時迄ノ就業ヲ許可シ、又期日ヲ六十日ト限リタルハ、偶々以テ此ノ問題ノ解決カ實際ノ事情ニ照合シテ、困難ナリシモノアルヲ想像スルニ足ラン。序ヲ以テ一言スヘキハ、佛國ニ於テモ、成年女工ヲ以テ幼少年工ト同視スル迄ニハ、幾多ノ年月ヲ經過シタルモノニシテ、千八百七十四年ニ及ンテ始メテ二十一歳未満ノ女工ニ對シテ夜業ヲ禁シタルモ、未タ成年女工ニ對シテハ之ヲ禁止スルニ至ラザリシナリ、其ノ之ヲ禁止スルニ至リタルハ、千八百九十二年トス。此ノ沿革ハ獨逸ニ於ケルト頗ル類似セリ。獨逸ニ於テハ、千八百七十八年ノ改正ハ、一般ノ女工ヲ以テ幼少年男工ト同視シタルモ、未タ夜業ヲ禁止スルニ至ラザリキ。而シテ之アルニ至リタルハ、實ニ千八百九十一年ニシテ佛國ト相前後セリ。此等ノ經過ヲ以テ之ヲ英國ト比較スルトキハ、英國ニ於テハ既ニ千八百四十四年ノ昔ニ於テ女工ノ夜業ヲ禁止セルヲ見ル、是レ工業發達ノ程度ニ差違アルニ基クモノナル可シト雖、後進國ニ於テハ女子夜業禁止ノ困難ナルヲ想見スルニ餘リアリト謂フ可シ。

最後ニ佛國法ノ特徴トシテ掲ク可キハ、十八歳以上ノ男工ニ對シテモ亦就業時間ヲ制限セル一事ニシテ、保護職工ト共ニ勞働スルトキハ、之ト同一ニ制限スヘキコトヲ定メタルコト是ナリ。是千八百四十八年ノ昔ニ於テ立テラレタル主義ニシテ、其ノ實行セラレタルト否トハ別問題トシ、兎ニ角佛國法ノ特色ナリト謂フヘシ。

設備ノ取締 工場法中ニハ別段ノ規定ナキモ、勞働者ノ衛生及保安ニ關スル千八百九十三年ノ法律中ニハ、政府ハ工藝委員會ニ諮詢シテ、危害豫防健康保全ニ關スル命令ヲ發シ、及或種ノ營業又ハ或種ノ勞働ニ限リテ適用スヘキ特別規定ヲ設クルコトヲ得ルモノトセリ。而シテ工場ノ建設ニ關シテハ別ニ千八百十年及千八百十五年ノ勅令アリ、同令ハ不健康又ハ不適當又ハ危險ナル工場ヲ三種ニ區別シ、孰レモ關係規則ニ定メタル様式ヲ具備シ、官ノ許可ヲ經タル後ニ非サレハ、之ヲ建設スルコトヲ得サルノ主義ヲ採レルヲ以テ、佛法ハ我國法及獨法ト同シク許可主義ヲ執ルモノト謂フヘシ。其ノ他汽罐ノ取締ニ關シテハ千八百八十八年ノ法律アリト雖、官廳ニ於テハ定期ノ検査ヲ施行セス、汽罐使用者ハ相當期間ニ検査ヲ

行フノ義務ヲ負フノミ。要スルニ英獨佛三箇國ノ汽罐検査ニ關スル取締ハ大同小異ナリ、我國ニ於テモ東京其ノ他二三ノ府縣ニ於テハ、信用確實ナル保險會社ノ検査ニ依リテ官廳ノ検査ヲ省畧シ得ルコトヲ規定スルニ至レリ。

雇傭及徒弟 千八百五十一年ニ發布セラレタル法律中徒弟契約ニ關スル規定ヲ設ケタリ。此ノ法律ノ内容ハ獨逸營業法ニ比シテ遙ニ簡單ナリト雖、當時ノ徒弟慣習ノ弊害ヲ艾除スルニ餘リアリタルモノナリ。之ニ關スル我國法トノ比較評論ハ、獨逸法ノ部ニ於テ陳ヘタル所ト同一ナレハ茲ニ之ヲ記サス。

扶助 佛國ニ於テハ工場法中職工扶助ニ關シテハ、災害届出ノ規定アルノミニシテ、賠償義務ニ關シテハ何等ノ規定ナシ。而シテ民法ノ規定ノミニ依ルトキハ、工業主側ノ過失ノ存スルコト、及職工側ニ於テ之ヲ證明スル場合ニ非サレハ、賠償ヲ受クルコトヲ得サルヲ以テ、千八百九十年強制保險ノ内容ヲ有スル議案ノ提出ヲ見タルモ、上院ノ反對ニ依リテ通過セス、遂ニ千八百九十八年勞働者災害ノ責任ニ關スル法律ヲ制定セリ、同法ハ英國ノ補償法ト同シク、工場職工カ其ノ業務上又ハ業務中災害ニ罹リタルトキハ、工業主ニ對シ賠償ヲ請求スルコトヲ得可キコト

ヲ規定スルト共ニ、工業主カ其ノ職工ヲ保險ニ付シ、其ノ保險料ノ一部ヲ負擔シタルトキハ、賠償義務ノ一部又ハ全部ヲ免除セラルルモノト爲シタリ。

茲ニ我工場法ノ扶助規定ニ付特ニ注意スヘキハ、英佛共ニ法律ニ依ル工業上ノ賠償義務ハ單ニ災害ノ場合ニ限ラルルニ拘ラス、我國法ニ於テハ業務ニ依リ疾病ニ罹リタル場合ニ於テモ亦工業主ニ扶助ノ義務アルモノト爲シタルハ、一ノ特色トシテ見ルヘキモノナリ。斯クシテ我國ニ於テ強制的災害保險法ヨリ次テ疾病保險ノ制ヲ見ルニ至ルヘキコトヲ豫期スルヲ得ヘキカ。

責任 佛國工場法ハ違背ノ責任者ハ工業主及重役並支配人ニシテ、法人ニ在リテハ其ノ機關タル自然人ヲ罰スルノ趣旨ナルコト我國法ニ同シ、尤モ工業主ハ民事上ノ賠償責任ヲ負フモノト爲セリ。其ノ他佛國法ノ特色トシテ見ルヘキ點ハ、罰金ハ違法ニ使役セラレタル労働者毎ニ之ヲ科スルコトニシテ、是亦法律ノ實施ヲ確保スルニ必要ナル規定ト謂フヘシ。

(附)其ノ他ノ規定及實施ノ概況

其ノ他ノ規定 千八百五十一年徒弟ニ關スル法律ノ外工場法中ニハ格別注意

スヘキ規定ナシ。唯工場監督官カ職務執行中ニ知リタル製造方法ニ關スル秘密ヲ漏洩シタルトキハ、刑法ノ處分ヲ受クヘシトセルハ稍注目ニ値ス。又同法ハ工場監督官及労働高等委員會労働委員會ニ關スル事項及各縣ニ設置スヘキ工業主組合ニ關スル事項ヲ規定セリ。而シテ此ノ組合ハ工業ニ使役セララル徒弟及幼少者ノ保護及此等職工ノ間ニ技術教育ヲ普及セシムル方法ニ付審議スル所トス。

實施ノ概況 佛國工場法ノ實施モ亦特設機關ニ依リテ行ハル。千九百八年ノ統計ニ依レハ管轄工場及商店等ノ數五十四萬五千有餘ニシテ、百二十八人ノ官吏之カ監督ニ任ス工場監督官中ニハ女官十九名アリ、工場監督費中ノ俸給及旅費總額二十六萬餘圓ニシテ同年中ノ臨檢工場數ハ十六萬二千ナリ。法令違反ノ件數ハ二萬四千三百二十件ニシテ、内調査ヲ作成シタルモノハ五千三百九十四件ナリ。違反件數ノ最モ多キハ衣類ノ製造業二千七十五件ニシテ衣類ノ漂白染色及洗濯業一千二百三十九件ナリ。

第五章 其他ノ諸國ニ於ケル工場法及

労働者保護ニ關スル國際條約

英獨佛以外ノ歐洲各國ニ於ケル労働者保護法ハ、概ネ十九世紀ノ後半ニ至リ大成セラレタルモノニシテ、其ノ沿革並規定ノ内容モ大要此等三國ニ準スヘキモノナルヲ以テ、茲ニ其ノ主要ナルモノ及印度ノ工場法ニ付一言スルニ止ムヘシ。

埃國 徒弟ノ保護ニ關スル規定ハ英國ニ於テ「マンチエスタ」市長カ始メテ就業時間制限ノ規則ヲ發布シタルヨリ後ルルコト二年、即チ千七百八十六年ニ既ニ其ノ萌芽ヲ現ハシ、千七百八十七年教育ニ關スル命令ヲ出セリ。千八百十六年ノ命令ハ更ニ嚴重ナル監督方法ヲ定メ、市醫及區醫ヲシテ製造所ニ於ケル幼少年者ノ身體検査ヲ行ハシメタリ。千八百四十二年ニ至リ原則トシテ十二歳以上ノモノニ非サレハ工場労働ニ就クコトヲ得スト規定シ、十六歳未満ノ者ノ夜業ヲ禁止シタリ。其ノ後、千八百五十四年ノ鑛業法、千八百五十九年ノ營業法ノ改正ヲ經テ、労働保護ノ規定ハ漸ク完備シ、千八百八十五年現行法ノ規定ヲ見ルニ至リ、更ニ千九

百七年ノ改正ヲ經タリ。同法ノ規定ハ其ノ内容ニ於テ大要獨逸營業法ニ準スヘキモノナリ。

白國 鑛山労働ニ十歳以下ノ兒童ヲ僱使スヘカラサルノ規定、其ノ他工場ニ於ケル職工ノ衛生保護ニ關シ、官廳ノ職權ヲ認ムルノ規定ハ、十九世紀ノ初ニ於テ既ニ存在シタリト雖、其ノ効果ノ見ルヘキモノナシ。後、千八百四十三年鑛山業及工業ニ於ケル職工保護ニ關スル調査委員會ヲ組織シ法案ヲ作成セリ。委員會ハ千八百四十六年乃至千八百四十九年ニ於テ其ノ弊害ヲ矯正スヘキコトヲ報告シ、超エテ千八百八十四年六月二十八日ノ命令ヲ以テ、鑛坑作業ニ關スル最低年齢ヲ定メタリ。然ルニ近時ニ至リ社會的運動益々激甚ト爲リ、労働社會ノ狀況ハ不穩ノ徵候ヲ呈スルニ至リタルヲ以テ、千八百八十七年貨銀支拂ニ關スル法律ヲ定メ、千八百八十九年佛國法ノ例ニ倣ヒ法律ノ制定ヲ見ルニ至リタリ、其ノ内容ハ佛國ト同シク鑛山ヲモ支配シ、多クノ規定ヲ行政命令ニ委任シタリ。尋テ千八百九十六年ノ法律ヲ以テ、就業規則ヲ發布シ、千九百年ヲ以テ、労働契約ニ關スル法律ヲ定メ、千九百五年ヲ以テ、日曜休暇ニ關スル法律ヲ定メタリ。

和蘭 千八百五十三年以前ニハ職工保護ニ關シ何等問題ナカリシカ、此ノ年或ル協會ヨリ工業獎勵ノ目的ヲ以テ、工場労働ノ幼少者ニ及ホス影響及職工保護法ノ利害ナル懸賞問題ヲ提出シ、大ニ世人ノ注意ヲ喚起セリ。千八百六十五年調査委員會組織セラレ法案ノ起草ト爲リ、千八百七十四年九月十九日始メテ職工保護法ヲ發布セリ。後千八百七十六年ニ至リ改正ノ議起リシカ、調査ヲ重ネタル末漸ク千八百八十九年ノ現行法ヲ見ルニ至レリ。而シテ千八百九十五年工場設備ニ關スル法律ヲ發布シ、危害及衛生ニ關スル豫防法ヲ規定シテ、之ヲ千八百九十八年ヨリ實施セリ。

伊國 千八百四十三年十二月七日ノ命令ヲ以テ、或地方ノ大工業ニ於テ九歳未満ノ幼年者ノ使用ヲ禁シ、又衛生上危害アルカ又ハ危險ナル業務ニ、十四歳未満ノ少年者ヲ使用スルコトヲ禁シ、又労働時間夜業ニ關スル制限ヲ定メタリ。千八百五十九年ニ於テ、ハ鑛山法ヲ以テ、或ル地方ノ鑛山業ニ於テ十歳未満ノ幼年者ノ坑内労働ヲ禁止セリ、此ノ法律ハ千八百六十五年ニ及ヒ全王國ニ之ヲ實施セリ。然レトモ工業ニ關スル職工保護法ヲ定メ一般ニ之ヲ施行シタルハ、千八百八十六年二

月十一日ナリ、當時ノ法律ハ單ニ幼年者保護法トモ謂フヘキモノナリキ。千九百二年ニ及ヒ改正セラレ、次テ千九百三年一月二十九日ノ命令ヲ以テ追補シ、工業的労働ニ關スル保護法ヲ定メタリ、爾後最近千九百七年ニ改正ヲ爲セリ。

露國 ニ於テハ既ニ十八世紀ノ三十年前以來ヨリ労働保護ニ關スル規則ヲ設ケタリ、千七百四十一年九月織布工場ニ關スル規則ヲ發布セリ、該規則ハ主トシテ衛生及危險豫防ニ關スル事項ヲ規定シ、殊ニ婦女ノ労働ハ之ヲ絶對ニ許容セラレサルニアラスト雖、婦女ノ任意承諾ヲ以テ労働ニ従事スル場合ニハ、男子ト同一ノ賃銀ヲ支給スヘキモノトシ、又工業主ニハ病者ノ爲病院ヲ設クル義務ヲ負ハシメタリ。工場自由職工ニ關スル法律ハ千八百三十五年五月ニ發布セリ、千八百四十五年夜業及十二歳未満ノ幼者使用ヲ禁止セリ、此ノ二法律ハ實ニ最モ古キ時代ニ於ケル單行工場法ナリ。其ノ後、千八百八十二年幼年者ノ労働、千八百八十五年賃銀契約ノ條項ニ關スル法律ヲ定メ、千八百九十七年ニ及ヒ一般ニ大工業ニ就業スル成年者ノ最長労働時間ヲ制限スルノ法律ヲ發布セリ。

印度 千八百八十一年始メテ制定セラレ、後千八百九十一年及一昨年ノ改正ヲ經

テ昨年七月ヨリ實施セラレモノ現行法ナリ。

新工場法ニ依リテ纖維工業ニ關スル取締ハ嚴密トナレリ、例ヘハ(一)就業時間ハ男女老幼ヲ問ハス正味十二時間ヲ超過スヘカラサルコトト爲シタルカ如キ又(二)法律上夜間ト稱スル時間ヲ延長シタルカ如キ(三)動力機械ヲ使用スル時間ハ原則トシテ十二時間ヲ超ユヘカラサルコト及(四)幼年工(九歳乃至十四歳)ニ對シテ六時間以上ノ労働ヲ禁止シタルカ如キ其ノ重ナルモノナリ。而シテ非纖維工業ニ付テハ婦女幼少者ニ對スル新規ナル制限ヲ爲シタリ、即チ(一)從來ハ九歳以上ノモノヲ無條件ニテ工場ニ傭使スルコトヲ許シタルカ改正ニ依リ健康證明書ヲ要スルコトト爲リタルカ如キ(二)夜間ト稱スル時間ヲ延長シタルカ如キ(三)婦女ニ關シテモ労働時間ニ關スル制限ヲ嚴ニシタルカ如キ又(四)衛生保安ニ關スル規定ハ機械ノ柵圍ニ止マリタルカ、改正法ニ依リ其ノ規定ノ範圍ヲ擴張シタルカ如キ是ナリ。其ノ他監督官ノ權限ヲ擴張シ、又責任ニ關シテモ工業主ノミナラス、管理人ヲシテ同シク責ヲ負ハシムルコトト爲シタリ。

幼少年者及女子ノ徹夜業ハ、認可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得サルコトハ、

舊法ト同シト雖實際ハ之ヲ行ハス十四歳以上ノ男工ニ付テハ從來無制限ナリシモ、改正法ニ依レハ一般ノ職工ノ就業時間ヲ十二時間トシ、且機械ノ運轉時間ヲモ十二時間以内ニ制限シタル結果從來ノ如ク同一ノ職工カ一日十三四時ノ労働ヲ爲スコト能ハス、纖維工場ニ對スル制限ハ著シク嚴ニ爲レリ。

北米合衆國 同國ニ於ケル労働者保護ニ關スル立法ハ各州ノ權限ニ屬シ、近時ニ至リテ續々其ノ立法ヲ見ルニ至レリ。同國ニ於テ模範タル法律ハ、マサチューセツツ及「ニウヨーク」二州ノ法律ニシテ、前者ハ千八百四十二年、後者ハ千八百八十六年ニ大成セリ。工場法ノ施行ハ主トシテ北部諸州ニ嚴ニシテ、南部地方ハ頗ル寛ナルヲ免レサルハ已ムヲ得サル所ナルヘシ、又同國ニ對スル移民ノ饒多ナルコト極端ナル自由思想廣濶ナル企業範圍ノ存在、亢奮セル事業者ノ活動等ハ、労働保護ノ進歩ヲ比較的遅延セシムル原因ナリト謂フヘシ。

労働者保護ニ關スル國際條約 労働者保護ニ關スル規定ノ寬嚴ハ、國家貿易上ノ競争ト重大ナル關係アルモノトシ、千八百四十一年ヨリ萬國會議ヲ開キテ共通ノ規定ヲ條約スルノ必要ヲ認ムル者アリタルカ、千八百七十七年ニ於テ瑞西政府ハ

其ノ提案ヲ爲シタルモ成立ニ至ラス、千八百九十年獨帝維廉二世再ヒ提案ヲ爲シ英國外十四箇國ノ代表者ヲ伯林ニ會シ、我工場法ニ比シテ較嚴重ナル豫定案ヲ議定セリ、千九百年ノ巴里會議ハ労働者保護法國國際協會ヲ設立シ、之ヲ瑞西ニ置クヘキコトヲ内定セリ、千九百六年、ベルンノ國際會議ハ黃燐使用ノ禁止及女子徹夜業ノ禁止ニ關スル條約ヲ爲シタリ。同條約ハ千九百七年迄ニ日本政府ニ加盟ヲ勸告スヘキコトヲ議決シ、我政府ニ同盟ヲ申込ミ來リタルモ、我政府ハ當時工場法ノ制定ニ關スル調査中ナリシヲ以テ、直ニ贊否ヲ表シ難キ旨ヲ回答セリ。惟フニ黃燐燐寸ハ目下仍外國殊ニ東洋ニ販路ヲ有スルヲ以テ、之カ使用ヲ禁止スルコトハ慎重ノ考慮ヲ要スヘク、又徹夜業ノ禁止モ十五年後ニ實行スヘキモノナルヲ以テ、我國ハ當分右條約ニ加入シ難キ事情ヲ有スルモノト謂フヘシ。

第六章 工場法ノ規定ト外國工場法ノ規定對照

第一條及第二十四條(本條ニ依リ法律ノ一部適用) 法律適用ノ範圍ニ關スルモノ

國名	法律適用ノ範圍
英吉利	工場、手工場 <small>自家工場ニ關シテハ幼工及少年工ノ労働時間ノ制限等ヲ規定シ船渠、鐵道、波止場、建築場等ニモ亦法令ノ一部ヲ適用ス</small>
佛蘭西	工場、手工場、鑛山、石切場、建築場 <small>自家工場ト雖危險若ハ不健康ナル事業ヲ營ミ又ハ汽罐又ハ原動機ノ助ヲ藉ルモノニハ法令ノ一部ヲ適用ス</small>
白耳義	工場、手工場、鑛山、石切場、建築場、港、波止場、停車場、水陸運搬業 <small>其ノ他危險ノ虞アルカ健康ヲ害シ若ハ公益ヲ害スル工場並汽罐又ハ原動機ヲ使用スル工場<small>(本文ニ該當スル自家工場ヲ含ム)</small></small>
獨逸	工場、手工場、鑛山、製鹽所、熔鑛所、石坑、鑄造所、普請場其ノ他ノ建築場、造船所、煉瓦製造所其ノ他勅令ヲ以テ指定スル場所

印度	瑞伊	奧地
度	利太	地利
	西利	利
	場	外ノ營業所
		農業、漁業、運搬業、鑛業、土石堀鑿業、自家工場、懲戒場、慈善院以
		工場、手工場、實驗所、鑛山、石切場、鑛坑、道路工事
		事業ノ性質健康ニ害ナキ手工場、自家工場及鑛山以外ノ左記工場及手工
		場
		原動力ヲ使用シ且六人以上ノ職工(若ハ十八歳未満ノ職工)ヲ僱使スル工場又ハ原動力ヲ使
		用シ且生命健康ニ危険ナル事業ヲ爲ス工場
		前號ニ該當セサルモ十一人以上ノ職工ヲ僱使スル手工場
		五人以下ノ職工ヲ僱使シ而カモ生命健康ニ危険ナル事業ヲ爲ス手工場又ハ十人以下ノ職工
		ヲ僱使シ而カモ他ノ工場ニ準スヘキ狀況ノ手工場
		左記以外ノ工場ニ適用ス
		工場トハ蒸汽力水力其ノ他機械力又ハ電氣力ヲ用キテ物品又ハ其ノ一部ノ製造變形修繕裝
		飾完成其ノ他使用ニ適セシムル一切ノ加工ヲ爲シ又ハ之ヲ運搬シ若ハ販賣スルニ用フル造
		營物ヲ謂フ
		(一) 一千九百二月印度鑛業法ノ下ニ在ル鑛山

	(二) 發電所及電氣變壓所
	(三) 洋藍工場
	(四) 單ニ茶又ハ珈琲ノ栽培ノ目的ヲ以テ設置使用スル工場
	(五) 一年中ニ於テ一日タリトモ四十九人以上ヲ同時ニ使用スルコトナキ工
	場
	但シ地方廳ハ總督ノ認可ヲ得テ地方官報ノ告示ニ依リ一日二十人ヲ
	下ラサル或特別ノ人員カ同時ニ勞働スル工場ニ對シ本法ノ全部又ハ
	其ノ一部ヲ適用スルコトヲ得

第二條 年齡ノ制限ニ關スルモノ

國名	職工ト爲ルコトヲ得ヘキ最低年齡
英吉利	滿十二歲
佛蘭西	滿十三歲

但シ十六歳未満ノ者ヲ工場、手工場ニ僱使スルニハ職工検査醫ノ健康證明書ヲ要ス
法律施行ノ際僱使セル者ハ十二歳未満ト雖引續キ之ヲ使用スルコトヲ得

白耳義	滿十二歲	但シ健康及教育ニ關スル證明書アル者ハ滿十二歲
獨逸	滿十三歲	但シ十三歲以上ノ者ト雖小學校修學ノ義務ヲ負フ者ハ此ノ限ニ在ラス
埃地利	滿十四歲(工場職工)	
	滿十二歲(普通ノ工業上ノ勞働)	但シ滿十二歲乃至十四歲未滿ノ者ハ學校ニ出席セシメ且健康ニ害ナキ輕易ノ業務ニ限ルヲ要ス
伊太利	滿十二歲	出生日、健康、種痘及初等教育終了證明ヲ要ス 例外、本法施行ノ際引續キ就業スル者ニ限リ十歲
瑞西	滿十四歲	
和蘭	滿十二歲	
カリホルニヤ州	滿十四歲	
コロラド州	滿十四歲	十四歲未滿ノ者ト雖公立學校ニ通學スルトキ又ハ相當期間正規ノ教育ヲ受クル證明アルトキハ之ヲ使用スルコトヲ得

ワシントン州	滿十四歲	(製造場、工場、手工場又ハ倉庫)
印度	滿十二歲	(親ノ勞働ノ維持又ハ補助ノ必要アル場合ニ於テ兒童ノ身體又ハ道德ニ危險又ハ有害ナラサル業務ニ限ル)
	滿九歲	工場ノ使役ニ適スル旨ヲ記シタル検査醫ノ證明書ヲ要ス

第三條第一項就業時間ニ關スルモノ

(本表ニ掲クルモノハ土曜日又ハ休日ノ前日ニ於ケルモノヲ除キ平日ニ於ケル正味ノ就業時間ナリ)

國名	幼工(幼工ト稱スルモノノ年齢)	少年工(少年ト稱スルモノノ年齢)	成年女工	成年男工
	十二歲乃至十四歲未滿 但シ十三歲以上ニシテ教育證明書ヲ有スル者ハ少年工ト看做ス	十四歲乃至十八歲未滿 但書同上	十八歲以上ノ婦女	事業ノ性質方法又ハ機械裝置ニシテ特ニ危險ナルカ健康ニ害アルトキハ主務大臣ハ成年男工ノ勞働時間ヲ制限スルコトヲ得
	織維工場 幼工ヲ二組ニ分チ半日交替ニスルカ又ハ隔日ニ非サレハ備使スルコトヲ得ス 半日交換ナレハ	織維工場 十時間	織維工場 同上	

英吉利	
各組五時間半宛但シ二組ノ内一組ヲ六時間半迄トスルコトヲ得 隔日ナレハ 十時間	染色工場漂白工場 織維工場ニ同シ
其ノ他ノ工場、手工場 半日交替ナレハ 各組五時間半宛但シ二組ノ内一組ヲ七時間半トスルコトヲ得 隔日ナレハ 十時間	染色工場漂白工場 同上 其ノ他ノ工場、手工場 十時間半
家内工場 (半日交替ニ非サレハ執業セシムルコトヲ得ス) 六時間 但シ主務大臣カ危険ナリト證明セル製造法又ハ手工上ノ手續ヲ營ム家内工場及家内手工場ハ之ヲ普通ノ工場又ハ手工場ト看做ス	家内工場 十時間半 但書同上
家内工場 同上 但書同上	家内工場 同上 但書同上

佛蘭西	白耳義	獨逸	埃地利
十三歳乃至十六歳 十時間	十三歳乃至十六歳未滿 十二時間 但シ範圍内ニ於テ事業ノ種類ニ應シ勅令ヲ以テ労働時間ヲ定ムル結果多數ノ工場ハ十時間又ハ十一時間トナレリ	十三歳乃至十六歳未滿 六時間	十二歳乃至十四歳未滿 八時間 但シ職工二十人以上ヲ僱使スル大工場ヲ除ク外他ノ場所ニ於ケル時間ナリ大工場ニ於テハ幼者ヲ僱使スルコトヲ得ス
十六歳乃至十八歳 十時間	十四歳乃至十六歳未滿 同上 但書同上	十四歳乃至十六歳未滿 十時間 十八歳未滿ノ者ニハ補習學校ニ出席スル時間ヲ與フヘシ	十四歳乃至十六歳未滿 十一時間 但シ大工場ニ限ル小工場ニ對シテハ十四歳以上ノ者ニハ制限ナシ
成年女工 十時間	成年女工 同上	成年女工 同上	成年女工 同上
成年男工 十時間 幼工少年工又ハ女工ニ勞働スル者ハ十時間	成年男工 同上	成年男工 同上	成年男工 同上

國別	勞働時間ノ制限ニ對スル例外
伊太利	十二歳乃至十五歳 十一時間 女二十五歳以上 二十一歳未満 同上 十二時間
瑞西	十四歳乃至十六歳未満 十一時間 但シ通學時間ハ此ノ内ニ含ム 十六歳乃至十八歳未満 同上 同上
印度	一般ノ工場 十四歳未満 七時間 織維工場 幼者 六時間 一般ノ工場 女子 十一時間 織維工場 其ノ他ノ者 十二時間

第三條第二項就業時間ノ制限ニ對スル例外

法律ヲ以テ指定シ又ハ主務大臣ノ指定シタル特種ノ非織維工場手工場又ハ其ノ一部及倉庫業ニ於テハ一週間ニ三日以内十二ヶ月間ニ三十日以内ニ限り成年女工ノ勞働時間ヲ一日十二時間(一時半増加)トスルコトヲ得但シ土曜日又ハ之ニ代ルヘキ日ハ此ノ限ニ在ラス

英吉利

果物罐詰、魚類ノ罐詰及晒乾(コンデンスミルク)製造ノ如キ非織維工場、手工場又ハ其ノ一部ニ於テ製造及手工ノ原料タルヘキ物カ氣候ノ爲ニ毀損ノ虞アルカ定期ノ季節若ハ意外ノ情況ニ依リテ業務ノ繁忙ヲ來シタル爲除外例ノ必要アリ且之カ爲ニ其ノ健康ヲ害セサル工場ニシテ法律ヲ以テ指定シ又ハ主務大臣ノ指定シタルモノ亦前記ニ同シ但シ一週間ニ三日以内十二ヶ月間ニ五十日以内ニ限ル
漁船ノ沿岸ニ際シ魚類ヲ貯藏シ又ハ之ニ手入スル業務及六、七、八、九ノ四ヶ月内ニ果物ノ到着次第之ニ手入スル業務ニ就テハ少年工及成年女工ノ勞働時間ノ制限ヲ適用セス但シ主務大臣ノ特別命令ニ指示スル條件ニ從フヘキモノトス
主務大臣カ非織維工場、手工場又ハ其ノ一部ニ於テ工業ノ性質上製造工程ノ完了スル時間ヲ確定スル能ハサルモノニシテ除外例ニ適用スルモ職工ノ健康ヲ害スルコトナシト認メラルモノハ法律又ハ主務大臣ノ指定ニ依リ幼少男工及女工ハ就業時間ノ終ニ於テ製造工程ノ完了セサル場合ニ限り三十分ノ延長ヲ許ス但シ土曜日ハ此ノ限ニ在ラス又一週間ノ就業時間ノ全數ハ法定ノ時間以内トス左記ノ如キ工場ハ此ノ除外例ヲ適用スルモノトス

晒布所、染物所、活版所、少年男工ヲ夜業ニ使用セサル製鐵所、鑄造所、製紙所

佛蘭西

政府ハ命令ヲ以テ特定ノ時期ニ於テ特定ノ工業ニ限り一定ノ準則ニ依リ十八歳以上ノ女工ヲ正味十二時間(二時間増加)以内使用スルコトヲ得但シ其ノ期日ハ一ヶ年間六十日以内トス

白耳義

除外例ナシ

獨逸

聯邦會議ハ特種ノ事業ニ關シ勞働時間ノ制限ニ對スル特例ヲ設クルコトヲ得但シ每週ノ勞働時間ハ十四歳未満ノ幼工ニアリテハ三十六時間滿十四歳以上十六歳未満ノ少年工ニアリテハ六十時間女工ニアリテハ五十八時間ヲ超ユルコトヲ得ス
特定ノ時期ニ必ス業務ニ繁忙ヲ來スヘキ種類ノ工場ニ就テハ聯邦會議ハ成年女工ノ勞働時間ニ關スル特例ヲ設クルコトヲ得但シ一日十二時間(土曜日ハ八時間)ヲ超ユルコトヲ得ス又一曆年内四十日ヲ限ルモノトス

第六章 工場法ノ規定ト外國工場法ノ規定對照

國別	夜業ノ制限
奧地利	<p>特種ノ事業ニ就テハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ毎日一時間宛制限時間ヲ超ヘ少年工成年女工及成年男工ヲ使用スルコトヲ得但シ事業ノ種類ハ毎三年ニ之ヲ改定ス</p> <p>主務大臣ハ業務ノ性質上執業ノ中止ヲ許サ、ルモノニ關シ常ニ必要ナル交替執業ヲ爲シ得ル爲勞働時間ノ制限ニ對スル例外ヲ設クルコトヲ得</p> <p>技術上及經濟上ノ事由ニ依リ必要アルトキハ農商工務大臣ハ州衛生會議ノ意見ヲ徵シタル上例外トシテ一定ノ期間ヲ限リ十二歳以上十五歳未満ノ幼工ニ對シ一日十二時間(一時間増加)迄勞働セシムルコトヲ得</p> <p>或種ノ附帶事業ニハ十八歳以上ニシテ未婚ノ成年女工及成年男工ヲ制限時間外ニ僱使スルコトヲ得</p> <p>一般ノ工場ニ對シテハ此ノ制限ニ對スル例外ナキモ左ノ場合ニ休憩時間ノ規定ノ適用ヲ除外スル結果就業時間ノ制限ノ例外トナルナリ</p> <p>(一) 監督官ノ認可シタル交替制度ヲ採用スル工場</p> <p>(二) 纖維工場捺染工場漂白若ハ染物工場等ニ於ケル糊付、曬出、精練、裁縫、仕立等ノ業務</p> <p>(三) 鐵道又ハ輕軌道ノ仕事場若ハ移動スル仕事場機械製造場船舶修繕場ニ於テ急速修繕ヲ要スル業務</p> <p>(四) 特殊ノ業務ニシテ其ノ性質上急速ヲ要スルカ又ハ作業ノ効率ヲ増ス爲工場ノ重ナル製造作業カ休止セル間ニ於テ行ハルル業務及技術上ノ事由ノ爲連續製造ヲ必要トスル業務</p> <p>(五) 取引上急速ヲ要スルカ又ハ特種ノ事由ノ爲連續作業ヲ爲シ得ヘキ日ヲ要スル工場</p> <p>纖維工場ノ就業時間ノ制限ハ左ノ各號ニ該當スルモノニ適用セス</p> <p>(一) 艶附業、精練業、裁縫又ハ仕立業</p> <p>(二) 捺染業、漂白又ハ染物業</p> <p>(三) 地方政廳カ特殊ノ業務ニシテ急速ヲ要スルカ又ハ作業ノ効率ヲ増ス爲工場ノ重ナル製造工業カ休止セル間ニ於テ行フコトヲ普通トスル業務ナリト認ムルモノニシテ總督ノ認可ヲ得タルモノ</p>
伊太利	
瑞西	
印度	

機械製造場、鍛冶場、又ハ冶金工場、鑄造場、汽罐室、機關室又ハ原動機室ノ業務輪動機又ハ電燈裝置又ハ電氣昇降機、蒸汽管及水管ポンプ等ニ關スル業務

壁、天井其ノ他工場建物ノ各部ノ掃除、機械ノ注油、検査、修繕、監督ニ従事スル者ノ業務工場ノ作業ヲ繼續スルニ必要ナル仕事ニ従事スル人ノ爲ス業務

完成品ノ包裝、結束、荷造又ハ貨物ノ受取又ハ發送ヲ爲ス業務

第四條 夜間ト稱スル時間及夜業禁止ノ職工
 第五條 及第六條 夜業ノ制限ニ關スル例外

國別	夜業ト稱スル時間	夜業ノ制限				夜業ノ制限ニ關スル例外
		幼工	少年工	成年女工	成年男工	
						<p>熔鑄場、製鐵所、活版、製紙場及硝子製造場ニ於テハ就業時間等ニ付特別ノ制限ニ從フトキハ十四歳以上ノ少年男工ヲ夜業ニ僱使スルコトヲ得</p> <p>一週間二夜以内新聞ノ印刷業ヲ營ム工場又ハ手工工場ニ於テハ十六歳以上ノ少年男工ヲ二夜以内ノ夜業ニ使用スルコトヲ得</p> <p>麵粉ヲ焼ク業務ニハ或條件ノ下ニ午前五時ヨリ午後九時迄ノ間ニ於テ九時間以内ヲ限リ十六歳以上ノ少年男工ヲ使用スルコトヲ得</p>

第六章 工場法ノ規定ト外國工場法ノ規定對照

織維工場 午後七時ヨリ 午前六時迄	非織維工場並手工場 午後八時ヨリ 午前六時迄	英吉利 幼少年工場 午後十時ヨリ 午前六時迄
禁止		
全上		
全上		

動力運轉ノ機械ヲ以テ(レース)ヲ製スル織維工場ニ
アリテハ或條件ノ下ニ午前四時ヨリ午後十時迄ノ間
ニ於テ九時間以内ヲ限リ十六歳以上ノ少年男工ヲ使
用スルコトヲ得
主務大臣ハ或種ノ非織維工場、手工場又ハ其ノ一部
ニ於テ行フ事業ノ習慣又ハ特別ノ必要ニ依リ除外例
ノ必要ヲ認メ且女工及幼少年工ノ健康ニ害ナシト認
メタルトキハ之ニ對シ除外例ヲ設クルコトヲ得此ノ
場合ニ於テハ工業主ハ土曜日以外ニ於テ女工及少年
工ハ午前九時ニ始メテ午後九時ニ終リ又幼年工ノ午
部後ハ午後八時ニ終ラシムルコトヲ得
主務大臣ハ非織維工場、手工場又ハ其ノ一部ニ於テ
其ノ事業ノ性質上十六歳以上ノ少年男工ヲ使役シテ
徹夜ノ就業ヲ爲サシムルコトヲ要シ且此ノ使役力少
年男工ノ健康ニ害ナキコトヲ認メタルトキハ此等ニ
對シ十六歳以上ノ少年男工ノ使役ヲ許可スルコトヲ
得
非織維工場、手工場又ハ其ノ一部及倉庫ニ於テ土曜
日又ハ之ニ代ルヘキ日以外ニ於テ女工ヲ午前六時ヨ
リ午後八時迄又ハ午前七時ヨリ午後九時迄又ハ午前
八時ヨリ午後十時迄就業セシムルコトヲ得
主務大臣カ非織維工場、手工場又ハ其ノ一部ニ於テ

製造及手工ノ原料タルヘキ物カ氣候ノ爲ニ毀損スル
ノ虞アルカ定期ノ季節若ハ意外ノ情況ニ依リテ業務
ノ繁忙ヲ來シタルカ爲此ノ除外例ニ規定セル方法ヲ
以テ女工ヲ使役スル必要ヲ認メ且之カ爲ニ其ノ健康
ヲ害セサルコトヲ認メタルトキハ規定條件ノ下ニ土
曜日又ハ之ニ代ルヘキ日以外ニ於テ午前六時ヨリ午
後八時迄又ハ午前七時ヨリ午後九時迄ト爲スコトヲ
得此ノ除外例ハ果物罐詰製造所魚類ノ罐詰及晒乾コ
ンデンスミルク製造所等ニ適用ス
硝子製造所ニ於テハ其ノ事業ニ慣行トナレル時刻ニ
十四歳以上ノ少年男工ヲ使用スルコトヲ得但シ左ノ
時間ヲ超ユルコトヲ得ス
一、一週六十時間
二、毎週四回ナレハ十四時間、五回ナレハ十二時
間六回ナレハ十時間
漁船ノ着岸ニ際シ魚類ヲ貯藏シ又ハ之ニ手入スル業
務及六、七、八、九ノ四ヶ月内ニ果物ノ到着次第之
ニ手入スル業務ニ就テハ少年工及成年女工ニ労働時
間ノ制限ヲ適用セス但シ主務大臣ノ特別命令ニ指示
スル條件ニ從フヘキモノトス
繼續セル火力ヲ用ウル工場ニ於テハ成年女工幼少年
工ニ對シ如何ナル日ニ於テモ緊要ノ業務ニ付二十四

佛蘭西	午後九時ヨリ 午前五時迄	十八歳 未滿 禁止	全上	全上
白耳義	午後九時ヨリ 午前五時迄	禁止	禁止	禁止

時間中十時間以内ヲ限リ夜業ヲ爲サシムルコトヲ得
此ノ場合ニ於ケル業務ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
特定ノ工業ニ付政府ハ命令ヲ以テ永久ニ夜業ノ制限
ヲ解クコトヲ得但シ労働時間ハ二十四時間ニ付七時
間ヲ超ユヘカラス即チ印刷物ノ製本新聞紙ヲ折ルコ
トニハ二十四時間ニ付七時間ヲ限リ二十一歳以上ノ
女子ニ夜業ヲ許セル命令ハ此ノ例ナリ
鑛山、石切場ニ於テ職工ヲ二組ニ分チ各組ノ就業時
間カ九時間ナル場合ニハ午前四時ヨリ午後十時ニ至
ル間ノ就業ヲ許ス
特定ノ時期ニ於テ特定ノ工業ニ限リ一ケ年間六十日
ヲ限リ午後十一時迄十八歳以上ノ女子ノ夜業ヲ許ス
但シ二十四時間ニ付十二時間以内トス
或種ノ工業ハ或期間ヲ限リ臨時ニ夜業ニ關スル規定
ニ準據セサルコトヲ得但シ二十四時間ニ付十時間ヲ
超過スルコトヲ得ス
事業ノ性質上特定ノ時刻タルヲ要シ又ハ遅延若ハ中
止スルコトヲ得サル労働ニ付動令ヲ以テ特定ノ條件
ヲ附シ又ハ無條件ニテ十四歳以上ノ幼少者或十六歳
以上二十一歳未滿ノ婦女ニ午後九時乃至午前五時ノ
使用ヲ許スコトヲ得

獨逸	午後八時ヨリ 午前六時迄	禁止	全上	全上
奧地利	午後八時ヨリ 午前五時迄	禁止	全上	工場職 工ニ限 リ禁止

聯邦會議ハ間斷ナキ火力ヲ用キ又ハ事業ノ性質上規
則正シク晝夜ノ操業ヲ要スル工場及各組ノ労働時間
ヲ均一ニ分ツコト能ハス又ハ就業力一定ノ季節ニ制
限セラレタル工場ニ對シ夜業ノ制限ニ對スル特例ヲ
設クルコトヲ得但シ夜業ハ二十四時間内ニ十時間以
内トシ且組分交替ノ場合ニハ晝業ノ組ト夜業ノ組ト
ヲ毎週交替セシムヘシ
例年一定ノ時期ニ於テ労働力ノ増加ヲ必要トスル事
業ニ對シ聯邦會議ハ成年女子ノ夜業ニ關スル特例ヲ
設クルコトヲ得但シ一曆年内四十日ヲ限リ一日ノ就
業時間ハ十二時間(土曜ハ八時間)ヲ超ユルコトヲ得
ス
業務ノ種類又ハ労働ノ状況ニ依リ特別ノ就業時ヲ適
當ト認ムルトキハ帝國首相ハ特定ノ工場ニ夜業ヲ認
可スルコトヲ得
氣候ノ關係又ハ重要ナル事由アル場合ニ於テ特殊ノ
業務ヲ限リ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ工業上ノ労働
ニ從事スル幼少工及女子ノ夜業ノ制限ヲ寬ニシ若ハ
幼少工ノ夜業ヲ許シ又主務大臣ハ商業會議所及工業
會議所ニ諮詢ノ上工業ノ種類ヲ限リ業務ノ性質上執
業ノ間斷ヲ容サ、ルカ若ハ其ノ工業ノ需要上交替執
業ヲ必要トスルモノニ對シ工場職工タル十四歳以上

白耳義	獨逸	奧地利	伊太利	瑞西	印度
一時間半 全上	三十分間 二時間 但世帯持ノ 女工ニハ一 時間半	一時間 但シ労働時間カ 正午前又ハ正午 後ニ於テ五時間 以下ナルトキハ 休憩時間ヲ與フ コトヲ要セス	一日労働時間カ六 時間乃至八時間ナ ルトキハ 全上八時間乃至十 一時間ナルトキハ 全上十一時間以上ナ ルトキハ 二時間	一時間 全上	六時間ヲ超エサル毎ニ三十分
規定アリ	規定アリ	規定アリ	規定アリ	規定アリ	規定アリ
全上	全上	全上	全上	全上	全上
全上	全上	全上	全上	全上	全上
全上	全上	全上	全上	全上	全上
全上	全上	全上	全上	全上	全上
全上	全上	全上	全上	全上	全上

第八條 天災事變ノ場合又ハ臨時事業ノ繁忙ナル場合ニ於ケル特例

國名

英吉利

佛蘭西

公共ノ急要ノ場合ニハ主務大臣ハ命令ヲ發シ其ノ指定セル程度及期間ニ於テ皇室所屬ノ工場若ハ命令ニ依リテ特定セル契約ノ下ニ皇室ノ爲ニ就業スル職業ヲ營ム工場又ハ手工工場ニ對シ本法ノ適用ヲ解クコトヲ得(第八條第一項)

水力ヲ用ウル工場ニ於テ旱魃又ハ霖雨ノ爲事業ヲ中止スルノ虞アルトキハ主務大臣ノ許可ヲ一日一時間(土曜日ハ此ノ限ニアラス)少年工及成年女工ヲ制限時間ヲ超ヘ使用スルコトヲ得但シ旱魃ノ爲中止ノ虞アルトキハ十二ヶ月ニ付九十六日(霖雨ノ場合ニハ四十八日)以内ニ限ル又如何ナル場合ニ於テモ前十二ヶ月間ニ中止シタル日數ヲ超ユルコトヲ得ス(第三條第八項)

天災地變不可抗力其他偶然ノ事故ニ因リ休業シタル場合ニ於テハ監督官ハ如何ナル工業ニ對シテモ臨時夜業ヲ許スコトヲ得(第八條第一項)

政府ハ命令ヲ以テ工業ノ種類ニ依リ又ハ不可抗力ニ依リ必要アル場合ニハ婦女幼少者ト共ニ労働スル成年男工ノ労働時間ノ制限ヲ解クコトヲ得(第八條第一項第二項)

救護方法實行ノ爲大ナル危害ヲ豫防スル爲又ハ建物若ハ設備力不意ノ災害ニ依リ破損シタル爲之ヲ修繕スルカ如キ急迫施行ヲ要スル場合ニ於テハ此ノ緊急業務ニ必要ナル者ニ限リ毎週休日ヲ廢スルコトヲ得命令ヲ以テ指定シタル事業ニ就テハ監督官ハ臨時ニ制限時間ノ超過ヲ許スコトヲ得(第八條第一項第二項)

災害其ノ他不意ノ事故ニ依リ業務ヲ休止シタル場合ニ關シテハ知事ハ期間ヲ限リ十四歳以上ノ男女ニ對シ或

第六章 工場法ノ規定ト外國工場法ノ規定對照

白耳義	獨逸	奧地利	瑞西
<p>業務ニ限リ夜業ヲ許シ又十二歳以上ノモノヲ午前四時ヨリ就業セシムルコトヲ得但シ命令發布以後十日以内ニ主務大臣ノ認可ヲ受クルヲ要ス(第八條第一項第二項)</p> <p>天災又ハ變災ニ依リ平常ノ就業ヲ中止シタルトキハ上級行政官ノ認可ヲ得テ四週間ヲ限リ幼工少年工及成年女子ノ就業時間休憩時間及夜業ノ規定ニ依ラサルコトヲ得若シ四週間以上ニ至ラントストキハ帝國首相ノ認可ヲ要ス又急迫ノ場合並變災豫防ノ爲ニスル場合ニハ下級行政官廳ニ於テ二週間ヲ限リ認可セラルルモノトス(第八條第一項)</p> <p>業務ノ特ニ繁忙ナル場合ニハ官廳ノ認可ヲ得テ十六歳以上ノ女工ヲ午後九時迄僱使スルコトヲ得但シ一日十二時間以内トシ且一ケ年間ノ合計四十日ヲ超ユルコトヲ得ス(第八條第二項)</p> <p>急迫ノ場合又ハ公益ノ爲ニ遲滞ナク行フコトヲ要スル場合又ハ豫見シ難キ必要ニ應シ重大ナル損害ヲ避クルカ爲必要ナルトキハ下級行政官廳ハ一定ノ期間ヲ限リ日曜日及祭日ノ休暇ノ規定ノ例外ヲ許スコトヲ得(第八條第二項)</p> <p>災害ニ依リ工場ニ於テ日常ノ業務ヲ中止シタルトキ又ハ労働ノ需要カ臨時増加スル場合ニ於テハ下級工業官廳ノ認可ヲ得テ三週間ヲ限リ少年工成年女工及七歳成年男工ヲ制限時間ヲ超ヘ僱使スルコトヲ得若シ四週間以上ニ至ラントストキハ上級官廳ノ認可ヲ要ス(第八條第一項第二項)</p> <p>一箇月三日以内ノ時間延長ハ下級工業官廳ニ届出テ之ヲ爲スコト</p> <p>特別ノ事由アル場合ニハ官廳ノ認可ヲ得テ幼工、少年工、成年女工及成年男工ヲ臨時制限時間外ニ僱使スルコトヲ得但シ幼工少年工及成年女工ニ就テハ夜業ノ制限ニ從フコトヲ要ス(第八條第一項第二項)</p> <p>特別ノ事由アル場合ニ於テハ官廳ノ認可ヲ得テ成年男工ヲ夜業ニ僱使スルコトヲ得但シ修繕工事ニテ一夜ニ止マル場合ハ官廳ノ認可ヲ要セサルモノトス幼少年工、女工又成年女工ニ關シテハ例外ナシ(全上)</p> <p>一般ニ亘ル異變ニ際シテハ地方政廳ハ如何ナル工場ニ對シテモ命令書ヲ以テ適當ノ範圍及期間内本法ノ適用</p>	<p>ヲ免除スルコトヲ得</p> <p>地方政廳ハ鐵道又ハ輕軌道ノ仕事場若ハ移動スル仕事場機械製造場船舶修繕場ニ於テ急遽修繕ヲ要スル業務其ノ他業務ノ性質上又ハ取引急速ヲ要スルモノニハ休憩時間及休日ノ規定ノ適用ヲ除外スルコトヲ得</p>	<p>自働機械カ運轉ヲ中止スルトキニアラサレハ其ノ固定部ト移動部トノ間ニ職工ノ居ルコトヲ認容スヘカラス</p> <p>成年女工少年工及幼工ハ原動力ニ依リ運轉スル自働機械ノ固定部ト運轉部トノ間ニ労働セシムヘカラス</p> <p>幼工ニハ原動力ニ依リ運轉中ノ機械又ハ工場ノ上部ニ取付ケタル傳導裝置以外ノ機械ノ下ニ當ル場所ヲ掃除セシムヘカラス</p> <p>事業ノ性質方法又ハ機械裝置ノ種類ニ依リ特ニ危険ナルカ健康ニ害アルモノニ關シテハ主務大臣ハ一切ノ職工若ハ或種ノ職工ノ僱使ヲ禁シ又ハ特ニ労働時間等ヲ制限シ又ハ事業ノ方法若ハ之ニ用ウル材料等ヲ禁止制限スルコトヲ得トノ規定ニ基キ危険業取締規則ヲ設ケ工場ノ設備事業主ノ義務被僱者ノ義務ニ付嚴密ニ規定セリ</p> <p>危害ノ原因タリ又ハ過度ノ労働タリ若ハ風紀ニ害アル業務ニハ左ノ區別ニ依リ命令ヲ以テ禁止又ハ制限ス</p> <p>一、十三歳未満ノ幼工 二、十六歳未満ノ幼女工 三、十六歳未満ノ幼男工</p> <p>四、十六歳乃至十八歳未満ノ少年工 五、成年女工</p> <p>幼工及十六歳未満ノ少年男工并十一歳未満ノ少年女工ニハ勅令ヲ以テ過度ノ労働又ハ危険ナルカ若ハ不健康ナル業務ヲ禁止シ又ハ其ノ労働時間等ヲ特ニ制限スルコトヲ得</p>	<p>自働機械カ運轉ヲ中止スルトキニアラサレハ其ノ固定部ト移動部トノ間ニ職工ノ居ルコトヲ認容スヘカラス</p> <p>成年女工少年工及幼工ハ原動力ニ依リ運轉スル自働機械ノ固定部ト運轉部トノ間ニ労働セシムヘカラス</p> <p>幼工ニハ原動力ニ依リ運轉中ノ機械又ハ工場ノ上部ニ取付ケタル傳導裝置以外ノ機械ノ下ニ當ル場所ヲ掃除セシムヘカラス</p> <p>事業ノ性質方法又ハ機械裝置ノ種類ニ依リ特ニ危険ナルカ健康ニ害アルモノニ關シテハ主務大臣ハ一切ノ職工若ハ或種ノ職工ノ僱使ヲ禁シ又ハ特ニ労働時間等ヲ制限シ又ハ事業ノ方法若ハ之ニ用ウル材料等ヲ禁止制限スルコトヲ得トノ規定ニ基キ危険業取締規則ヲ設ケ工場ノ設備事業主ノ義務被僱者ノ義務ニ付嚴密ニ規定セリ</p> <p>危害ノ原因タリ又ハ過度ノ労働タリ若ハ風紀ニ害アル業務ニハ左ノ區別ニ依リ命令ヲ以テ禁止又ハ制限ス</p> <p>一、十三歳未満ノ幼工 二、十六歳未満ノ幼女工 三、十六歳未満ノ幼男工</p> <p>四、十六歳乃至十八歳未満ノ少年工 五、成年女工</p> <p>幼工及十六歳未満ノ少年男工并十一歳未満ノ少年女工ニハ勅令ヲ以テ過度ノ労働又ハ危険ナルカ若ハ不健康ナル業務ヲ禁止シ又ハ其ノ労働時間等ヲ特ニ制限スルコトヲ得</p>

第九條 幼少年工及女子ノ使用ニ關スル特種ノ制限

國名	職工ノ僱使ニ關スル特種ノ制限
印度	<p>ヲ免除スルコトヲ得</p> <p>地方政廳ハ鐵道又ハ輕軌道ノ仕事場若ハ移動スル仕事場機械製造場船舶修繕場ニ於テ急遽修繕ヲ要スル業務其ノ他業務ノ性質上又ハ取引急速ヲ要スルモノニハ休憩時間及休日ノ規定ノ適用ヲ除外スルコトヲ得</p>
英吉利	<p>自働機械カ運轉ヲ中止スルトキニアラサレハ其ノ固定部ト移動部トノ間ニ職工ノ居ルコトヲ認容スヘカラス</p> <p>成年女工少年工及幼工ハ原動力ニ依リ運轉スル自働機械ノ固定部ト運轉部トノ間ニ労働セシムヘカラス</p> <p>幼工ニハ原動力ニ依リ運轉中ノ機械又ハ工場ノ上部ニ取付ケタル傳導裝置以外ノ機械ノ下ニ當ル場所ヲ掃除セシムヘカラス</p> <p>事業ノ性質方法又ハ機械裝置ノ種類ニ依リ特ニ危険ナルカ健康ニ害アルモノニ關シテハ主務大臣ハ一切ノ職工若ハ或種ノ職工ノ僱使ヲ禁シ又ハ特ニ労働時間等ヲ制限シ又ハ事業ノ方法若ハ之ニ用ウル材料等ヲ禁止制限スルコトヲ得トノ規定ニ基キ危険業取締規則ヲ設ケ工場ノ設備事業主ノ義務被僱者ノ義務ニ付嚴密ニ規定セリ</p> <p>危害ノ原因タリ又ハ過度ノ労働タリ若ハ風紀ニ害アル業務ニハ左ノ區別ニ依リ命令ヲ以テ禁止又ハ制限ス</p> <p>一、十三歳未満ノ幼工 二、十六歳未満ノ幼女工 三、十六歳未満ノ幼男工</p> <p>四、十六歳乃至十八歳未満ノ少年工 五、成年女工</p> <p>幼工及十六歳未満ノ少年男工并十一歳未満ノ少年女工ニハ勅令ヲ以テ過度ノ労働又ハ危険ナルカ若ハ不健康ナル業務ヲ禁止シ又ハ其ノ労働時間等ヲ特ニ制限スルコトヲ得</p>
佛蘭西	<p>自働機械カ運轉ヲ中止スルトキニアラサレハ其ノ固定部ト移動部トノ間ニ職工ノ居ルコトヲ認容スヘカラス</p> <p>成年女工少年工及幼工ハ原動力ニ依リ運轉スル自働機械ノ固定部ト運轉部トノ間ニ労働セシムヘカラス</p> <p>幼工ニハ原動力ニ依リ運轉中ノ機械又ハ工場ノ上部ニ取付ケタル傳導裝置以外ノ機械ノ下ニ當ル場所ヲ掃除セシムヘカラス</p> <p>事業ノ性質方法又ハ機械裝置ノ種類ニ依リ特ニ危険ナルカ健康ニ害アルモノニ關シテハ主務大臣ハ一切ノ職工若ハ或種ノ職工ノ僱使ヲ禁シ又ハ特ニ労働時間等ヲ制限シ又ハ事業ノ方法若ハ之ニ用ウル材料等ヲ禁止制限スルコトヲ得トノ規定ニ基キ危険業取締規則ヲ設ケ工場ノ設備事業主ノ義務被僱者ノ義務ニ付嚴密ニ規定セリ</p> <p>危害ノ原因タリ又ハ過度ノ労働タリ若ハ風紀ニ害アル業務ニハ左ノ區別ニ依リ命令ヲ以テ禁止又ハ制限ス</p> <p>一、十三歳未満ノ幼工 二、十六歳未満ノ幼女工 三、十六歳未満ノ幼男工</p> <p>四、十六歳乃至十八歳未満ノ少年工 五、成年女工</p> <p>幼工及十六歳未満ノ少年男工并十一歳未満ノ少年女工ニハ勅令ヲ以テ過度ノ労働又ハ危険ナルカ若ハ不健康ナル業務ヲ禁止シ又ハ其ノ労働時間等ヲ特ニ制限スルコトヲ得</p>
白耳義	<p>自働機械カ運轉ヲ中止スルトキニアラサレハ其ノ固定部ト移動部トノ間ニ職工ノ居ルコトヲ認容スヘカラス</p> <p>成年女工少年工及幼工ハ原動力ニ依リ運轉スル自働機械ノ固定部ト運轉部トノ間ニ労働セシムヘカラス</p> <p>幼工ニハ原動力ニ依リ運轉中ノ機械又ハ工場ノ上部ニ取付ケタル傳導裝置以外ノ機械ノ下ニ當ル場所ヲ掃除セシムヘカラス</p> <p>事業ノ性質方法又ハ機械裝置ノ種類ニ依リ特ニ危険ナルカ健康ニ害アルモノニ關シテハ主務大臣ハ一切ノ職工若ハ或種ノ職工ノ僱使ヲ禁シ又ハ特ニ労働時間等ヲ制限シ又ハ事業ノ方法若ハ之ニ用ウル材料等ヲ禁止制限スルコトヲ得トノ規定ニ基キ危険業取締規則ヲ設ケ工場ノ設備事業主ノ義務被僱者ノ義務ニ付嚴密ニ規定セリ</p> <p>危害ノ原因タリ又ハ過度ノ労働タリ若ハ風紀ニ害アル業務ニハ左ノ區別ニ依リ命令ヲ以テ禁止又ハ制限ス</p> <p>一、十三歳未満ノ幼工 二、十六歳未満ノ幼女工 三、十六歳未満ノ幼男工</p> <p>四、十六歳乃至十八歳未満ノ少年工 五、成年女工</p> <p>幼工及十六歳未満ノ少年男工并十一歳未満ノ少年女工ニハ勅令ヲ以テ過度ノ労働又ハ危険ナルカ若ハ不健康ナル業務ヲ禁止シ又ハ其ノ労働時間等ヲ特ニ制限スルコトヲ得</p>

獨逸	奧地利	伊太利	瑞西	印度
聯邦會議ハ幼工少年工及成年女工ニ危険ナルカ不健康ナルカ又ハ風紀ニ害アル業務ヲ禁シ又ハ労働時間ヲ特ニ制限スルコトヲ得	主務大臣ハ危険ナルカ若ハ衛生上有害ナル業務ヲ普通ノ工業上ノ労働ニ從事スル幼工少年工及成年女工ニ禁止又ハ制限スルコトヲ得 工場職工タル十四歳以上十六歳未満ノ幼工ハ輕易ニシテ健康及身體發育ニ害ナキ業務ニ限り從事セシムルコトヲ得	未成年(民法上ノ)ノ婦女及十五歳未満ノ幼者ニハ特ニ危険ナルカ又ハ健康ニ害アル作業ヲ禁ス但シ其ノ作業ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ指定ス危険ナルカ又ハ健康ニ害アル作業ト雖或種ノモノニハ特ニ豫防方法ヲ行ハシメタル上未成年(民法上ノ)ノ婦女及十五歳未満ノ幼者ノ使用ヲ許ス但シ此ノ種ノ作業及施行スヘキ豫防方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム	十八歳未満ノ幼少者ニハ危険ナルカ若ハ過劇ナル労働ヲ禁ス 聯邦會議ハ或種ノ業務ヲ十六歳未満ノ幼工ニ禁スルコトヲ得 女子ニハ運轉中ノ機械及傳導裝置ノ掃除ヲ禁ス	女子幼者ハ棉花壓搾工場中開棉機ヲ運轉スル部分ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

第十條 危險又ハ衛生上有害ノ業務ニ幼少年工及女子ノ使用ヲ禁止スル規定

國名

職工ノ備使ニ關スル特種ノ制限

英吉利	佛蘭西	白耳義	獨逸	奧地利
濕式紡績ヲ營ム工場手工場ニ於テハ職工ノ濡レサル様又ハ作業室ニ蒸氣ノ浸入セサル様特別ノ設備ヲ爲スニ非サレハ成年女工少年工幼工ヲ使用スルコトヲ得ス 水銀ヲ用キテ鏡面ヲ鍍シ又ハ鉛白ノ製造ヲ行フ工場ノ部分ニハ少年工又ハ幼工ヲ使用スヘカラス 硝子ヲ熔解シ又ハ緩冷スル業務ヲ行フ工場ノ部分ニハ少年工又ハ幼工ヲ使用スヘカラス 製造若ハ仕上又ハ鹽ノ製造若ハ仕上ニハ十六歳未満ノ幼工ヲ使用スヘカラス 金屬ノ乾式研磨及摺寸ニ頭藥ヲ附スル工場又ハ手工場ノ部分ニハ幼工ヲ使用スヘカラス事業ノ性質方法又ハ機械裝置ノ種類ニ依リ特ニ危険ナルカ健康ニ害アルモノニ關シテハ主務大臣ハ一切ノ職工若ハ或種ノ職工ノ備使ヲ禁シ又ハ特ニ労働時間等ヲ制限シ又ハ事業ノ方法若ハ之ニ用ウル材料等ヲ禁止制限スルコトヲ得トノ規定ニ基キ危険業取締規則ヲ設ケ工場ノ設備事業主ノ義務被備者ノ義務等ニ付嚴密ニ規定セリ	危險ノ原因タリ又ハ過度ノ労働タリ若ハ風約ニ害アル業務ニハ左ノ區別ニ依リ命令ヲ以テ禁止又ハ制限ス 一、十三歳未満ノ幼工 二、十六歳未満ノ幼女工 三、十六歳未満ノ幼男工 四、十六歳乃至十八歳未満ノ少年工 五、成年女工	幼工及十六歳未満ノ少年男工並二十一歳未満ノ少年女工ニハ勅令ヲ以テ過度ノ労働又ハ危険ナルカ若ハ不健康ナル業務ヲ禁止シ又ハ其ノ労働時間等ヲ特ニ制限スルコトヲ得 聯邦會議ハ幼工少年工及成年女工ニ危険ナルカ不健康ナルカ又ハ風紀ニ害アル業務ヲ禁シ労働時間ヲ特ニ制限スルコトヲ得	主務大臣ハ危險ナルカ若ハ衛生上有害ナル業務ヲ普通ノ工業上ノ労働ニ從事スル幼工少年工及成年女工ニ禁止又ハ制限スルコトヲ得	主務大臣ハ危險ナルカ若ハ衛生上有害ナル業務ヲ普通ノ工業上ノ労働ニ從事スル幼工少年工及成年女工ニ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第六章 工場法ノ規定ト外國工場法ノ規定對照

四七二

國名	伊 太 利	瑞 西
	工場職工タル十四歳以上十六歳未満ノ幼工ハ輕易ニシテ健康ニ害ナキ業務ニ限リ從事セシムルコトヲ得 未成年(民法上ノ)ノ婦女及十五歳未満ノ幼者ニハ特ニ危險ナルカ又ハ健康ニ害アル作業ヲ禁ス但シ其ノ作業ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス 危險ナルカ又ハ健康ニ害アル作業ト雖或種ノモノニハ特ニ豫防方法ヲ行ハシメタル上未成年(民法上ノ)ノ婦女及十五歳未満ノ幼者ノ傭使ヲ許ス但シ此種ノ作業及施行スヘキ豫防方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム 十八歳未満ノ幼少者ニハ危險ナルカ不健康ナルカ若ハ過劇ナル労働ヲ禁ス 聯邦會議ハ或種ノ業務ヲ十六歳未満ノ幼工ニ禁スルコトヲ得 事業ノ種類等ニ依リ衛生上必要アルトキハ聯邦會議ハ労働時間ヲ特ニ短縮スルコトヲ得	工場職工タル十四歳以上十六歳未満ノ幼工ハ輕易ニシテ健康ニ害ナキ業務ニ限リ從事セシムルコトヲ得 未成年(民法上ノ)ノ婦女及十五歳未満ノ幼者ニハ特ニ危險ナルカ又ハ健康ニ害アル作業ヲ禁ス但シ其ノ作業ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス 危險ナルカ又ハ健康ニ害アル作業ト雖或種ノモノニハ特ニ豫防方法ヲ行ハシメタル上未成年(民法上ノ)ノ婦女及十五歳未満ノ幼者ノ傭使ヲ許ス但シ此種ノ作業及施行スヘキ豫防方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム 十八歳未満ノ幼少者ニハ危險ナルカ不健康ナルカ若ハ過劇ナル労働ヲ禁ス 聯邦會議ハ或種ノ業務ヲ十六歳未満ノ幼工ニ禁スルコトヲ得 事業ノ種類等ニ依リ衛生上必要アルトキハ聯邦會議ハ労働時間ヲ特ニ短縮スルコトヲ得

第十一條 危險豫防其ノ他ニ關スルモノ

國名	英 吉 利
	衛生 工場ノ清潔法不清潔ヨリ生スル臭氣ノ防止、工場内ニ收容シ得ヘキ人員有害瓦斯蒸汽塵埃其ノ他ノ不潔物ノ害ヲ減少スル爲ニ空氣ノ流通、執業場ノ氣密、工場内ノ温度、換氣方法、床ノ排水、便所ノ設備等ニ付嚴密ナル規定アリ 危險豫防 機械ノ危險ナル部分ニ對スル柵圍、汽罐、火災避難ノ設備工場ノ戸扉等ニ付嚴密ナル規定アリ 工場又ハ手工場内ノ通路、工作物機械裝置カ生命身體ニ危險ヲ及ホスノ虞アルトキハ其ノ設備ノ使用ヲ禁シ又ハ修繕ヲ爲ス迄其ノ使用ヲ停止シ 又工場手工場若ハ其ノ一部トシテ使用スル場所カ其ノ内ニテ労働スル者ノ衛生若ハ生命身體ニ危險ヲ來スベ

獨 逸

佛 蘭 西

キ状態ニアルトキハ危險豫防ノ爲必要ナル設備ヲ爲ス迄其ノ場所ノ使用ヲ禁止シ得ルコトヲ規定セリ 危險ナル工場ニ對シテハ内務大臣ノ發布スル危險業取締規則中ニ嚴密ニ規定セリ 工業主ハ事業ノ性質上許ス限リ執業上器械及器具等ノ設備排列ニ付テ職工ノ生命健康ニ危害ヲ來ササルコトヲ務ムヘキコトヲ規定ス 工場ノ採光、換氣塵埃ノ掃除、烟及瓦斯ノ室内浸入ノ防止、機械ノ接觸ヨリ起ル危害、執業上或事業ノ性質ヨリ生スル危害、火災ヨリ生スル危害防止ニ要スル設備ヲ設ケシムルヲ規定シ 又職業ノ性質カ許ス限リ男女ノ執業室ヲ區別シ風紀ヲ維持セシメ換衣室及洗滌室ヲ設備シ、便所ハ衛生上及風紀上差支ナキモノヲラシメ殊ニ十八歳未満ノ職工ヲ用フルモノハ執業場ノ構造及職業ノ整理ニ關シ其ノ年齡ニ必要ナル健康及道德ノ安固ヲ保ツニ注意スベシトシ其ノ他休憩室ノ暖房設備ニ對シ相當ノ命令ヲ發シ得ルコトトセリ 聯邦會議ハ前記事項ノ實施ノ爲特殊ノ工場ニ對シ必要ノ命令ヲ發シ得ルコトトシ聯邦會議カ命令ヲ發セサルトキハ各州中央官廳若ハ特ニ權限ヲ與ヘラレタル警察署ハ右ノ命令ヲ發シ得ルコトトセリ 法令ヲ適用スル一切ノ造營物ニ於テハ労働者ノ危險豫防法ヲ整頓スヘク機械裝置ヲ用ウル造營物ニ於テハ危險豫防ニ關シ完全ナル設備ヲ爲スヘキコトヲ法律中ニ規定シ尙政府ハ工藝委員會及佛國衛生委員ニ諮詢シテ法令ノ適用ヲ受クル一切ノ造營物ノ衛生及保安ニ關スル一般ノ準則即チ採光、通風、換氣、飲料水、下水、塵埃粉末及蒸汽ノ排出法、火災豫防法、寢具等ニ關スル行政命令ヲ發シ得ルコトヲ規定シ法律命令ニ規定スル保安又ハ衛生ノ施設ニ適セサルトキハ工場監督商工大臣ハ期間ヲ附シテ之カ執行ヲ命シ工業主カ之ヲ爲サザル場合ニ裁判所カ執行命令ヲ發スルモ仍ホ之ヲ行ハサルトキハ該裁判所ハ工場ノ閉鎖ヲ命シ得ルコトヲ規定セリ 衛生 工場ヲ清潔ニシテ不潔物ヨリ生スル惡臭ヲ防クコト、職工ヲ密集シテ危險又ハ不衛生ナラシメサルコト、空氣ノ流通ヲ計リ有害瓦斯、蒸汽塵埃其ノ他不純物ヲ除去スルコト、塵埃其ノ他ノ不純物ヲ發生シ職	第六節 工場法ノ規定ト外國工場法ノ規定對照
---	-----------------------

四七三

第六章 工場法ノ規定ト外國工場法ノ規定對照

印度

工カ之ヲ吸入シテ害ヲ被ムルヘキ工場ニハ送風器其ノ他ノ機械的裝置ヲ爲サシムルコト
工場ノ採光ヲ充分ナラシムルコト、其ノ他人工的空氣濕潤方法、便所、飲料水ニ關スル規定アリ
危險豫防 三十人以上採業スル工場ノ扉ノ規定アリ
火災ノ場合ニ對スル避難設備、火災豫防ニ關スル規定、機械其ノ他ノ設備ノ危險ナル部分ニ對スル柵圍其ノ他ノ機械的危險ノ豫防ニ關スル規定アリ

第十二條 產婦ノ使用ノ禁止制限ニ關スルモノ

國名	規定
英吉利	女子ニハ分娩後四週間勞働セシムヘカラス
白耳義	女子ニハ分娩後一箇月間工場及手工場ニ於ケル勞働ヲ禁ス
埃地利	分娩ノ前後ヲ通シテ八週間產婦分娩後六週間勞働ヲ禁ス
洪牙利	女子ニハ分娩後四週間乃至七週間勞働ヲ禁ス
葡萄牙	女子ニハ分娩後一箇月間工場及手工場ニ於ケル勞働ヲ禁ス
和蘭	女子ニハ分娩後一箇月間工場及手工場ニ於ケル勞働ヲ禁ス
獨逸	女子ニハ分娩後四週間乃至七週間勞働ヲ禁ス
諾威	女子ニハ分娩後四週間乃至七週間勞働ヲ禁ス

第十三條 職工ノ負傷扶助ニ關スルモノ

國名	名稱	本法ニヨリ補償ヲ受ケ得ヘキ労働者	本法ニ依リ補償ヲ受ケ得ヘキ場合	上記ノ負傷ト雖補償ヲ受ケルヲ得サル場合	本法ノ補償ニ代ヘ得ヘキ共濟組合若ハ保險ノ仕組
伊太利	補償者	鐵道、工場、鑛山、石坑ニ關シテ生シタル災害ニ依リ労働者カ身體ニ損傷ヲ受ケテ死亡シタルトキ又ハ(二)労働不能トナリ若ハ労働能力ヲ減シタルトキ(永久又ハ一時)	職業ニ依リ若ハ其ノ職業ニ關シテ生シタル災害ニ依リ労働者カ身體ニ損傷ヲ受ケテ死亡シタルトキ又ハ(二)労働不能トナリ若ハ労働能力ヲ減シタルトキ(永久又ハ一時)	一 負債ノ爲賃金ヲ儲ケル能ハサルコト一週間以上ニ至ラサル場合 二 負債力労働者ノ故意若ハ重大ナル過失ニ基ク場合 但其ノ者カ死亡シ又ハ甚シク且永久ニ労働不能ニ陥リタル場合ヲ除ク	組合ノ規約カ労働者ノ全體及全員カ之ニ加入スルト否トヲ問ハス労働者及其ノ家族ノ爲本法ノ規定ヨリモ少カラサル利益ヲ與フルモノナルコト其ノ規約ニ服スヘキ労働者ノ過半数カ其ノ規約ニ賛成シタル旨ヲ共濟組合書記カ證明スルコトヲ要ス
瑞西	補償者	鐵道、工場、鑛山、石坑ニ關シテ生シタル災害ニ依リ労働者カ身體ニ損傷ヲ受ケテ死亡シタルトキ又ハ(二)労働不能トナリ若ハ労働能力ヲ減シタルトキ(永久又ハ一時)	職業ニ依リ若ハ其ノ職業ニ關シテ生シタル災害ニ依リ労働者カ身體ニ損傷ヲ受ケテ死亡シタルトキ又ハ(二)労働不能トナリ若ハ労働能力ヲ減シタルトキ(永久又ハ一時)	一 負債ノ爲賃金ヲ儲ケル能ハサルコト一週間以上ニ至ラサル場合 二 負債力労働者ノ故意若ハ重大ナル過失ニ基ク場合 但其ノ者カ死亡シ又ハ甚シク且永久ニ労働不能ニ陥リタル場合ヲ除ク	組合ノ規約カ労働者ノ全體及全員カ之ニ加入スルト否トヲ問ハス労働者及其ノ家族ノ爲本法ノ規定ヨリモ少カラサル利益ヲ與フルモノナルコト其ノ規約ニ服スヘキ労働者ノ過半数カ其ノ規約ニ賛成シタル旨ヲ共濟組合書記カ證明スルコトヲ要ス
英吉利	補償者	鐵道、工場、鑛山、石坑ニ關シテ生シタル災害ニ依リ労働者カ身體ニ損傷ヲ受ケテ死亡シタルトキ又ハ(二)労働不能トナリ若ハ労働能力ヲ減シタルトキ(永久又ハ一時)	職業ニ依リ若ハ其ノ職業ニ關シテ生シタル災害ニ依リ労働者カ身體ニ損傷ヲ受ケテ死亡シタルトキ又ハ(二)労働不能トナリ若ハ労働能力ヲ減シタルトキ(永久又ハ一時)	一 負債ノ爲賃金ヲ儲ケル能ハサルコト一週間以上ニ至ラサル場合 二 負債力労働者ノ故意若ハ重大ナル過失ニ基ク場合 但其ノ者カ死亡シ又ハ甚シク且永久ニ労働不能ニ陥リタル場合ヲ除ク	組合ノ規約カ労働者ノ全體及全員カ之ニ加入スルト否トヲ問ハス労働者及其ノ家族ノ爲本法ノ規定ヨリモ少カラサル利益ヲ與フルモノナルコト其ノ規約ニ服スヘキ労働者ノ過半数カ其ノ規約ニ賛成シタル旨ヲ共濟組合書記カ證明スルコトヲ要ス

獨逸	佛蘭西
<p>一 原動力ヲ使用シ又職工二十人ヲ僱使スル工場</p> <p>二 鑛山、探鹽場、冶金場、石切場、土堀場、船渠建築場、工業的麥酒釀造場、左官、挽材、石切、鍛鐵、鑿井、屋根葺其他建築工事ニシテ聯邦會議ノ指定シタルモノノ烟突、窓硝子、掃除、屠畜業</p> <p>三 郵便電信鐵道陸海軍ニ屬スル建築工業</p> <p>四 舟車馬業</p> <p>五 通運業、倉庫業等ニ従事スル労働者</p>	<p>労働者災害ノ責任ニ關スル法律</p>
<p>疾病保險 法</p> <p>災害保險 法</p>	
<p>一 死亡シタルトキ ニ負傷又ハ死亡シタルトキ</p> <p>二 死亡シタルトキ ニ負傷又ハ死亡シタルトキ</p> <p>三 死亡シタルトキ ニ負傷又ハ死亡シタルトキ</p> <p>四 死亡シタルトキ ニ負傷又ハ死亡シタルトキ</p>	<p>一 死亡シタルトキ ニ負傷又ハ死亡シタルトキ</p> <p>二 死亡シタルトキ ニ負傷又ハ死亡シタルトキ</p> <p>三 死亡シタルトキ ニ負傷又ハ死亡シタルトキ</p> <p>四 死亡シタルトキ ニ負傷又ハ死亡シタルトキ</p>
<p>一 災害ノ爲休業スルコト四日ニ至ラサル場合 ニ災害カ本人ノ故意ニ基ク場合 但シ本人ノ想スヘカラサル過失ニ基ツクトキハ補償金額ヲ減スルモノトス</p> <p>二 災害ノ爲休業スルコト四日ニ至ラサル場合 ニ災害カ本人ノ故意ニ基ク場合 但シ本人ノ想スヘカラサル過失ニ基ツクトキハ補償金額ヲ減スルモノトス</p>	<p>一 災害ノ爲休業スルコト五日ニ至ラサル場合 ニ政府ノ事業ニ僱使スル職工ニシテ特別法ニ依リ已ニ災害補償ヲ受クルトキ 三 雇主ノ費用ヲ以テスル特別ノ救済施設アルトキ 四 鐵道會社力救済及恩給金庫ノ制ヲ設ケタルトキ</p>
<p>一 官立保險局 ニ特許ヲ得タル私立保險會社カ右保險仕組ニ代ルヘキ場合 二 工業主カ單獨ニ自己ノ労働者ニ對シテ設ケタルモノ 三 工業主カ聯合シテ自己ノ労働者ノ爲ニ設ケタル相互保險組合 四 官業職工ニ對シテ特別法ニ依リ設ケタル仕組 五 鐵道作業法ニ依リテ鐵道會社ノ設ケタル仕組</p>	<p>一 官立保險局 ニ特許ヲ得タル私立保險會社カ右保險仕組ニ代ルヘキ場合 二 工業主カ單獨ニ自己ノ労働者ニ對シテ設ケタルモノ 三 工業主カ聯合シテ自己ノ労働者ノ爲ニ設ケタル相互保險組合 四 官業職工ニ對シテ特別法ニ依リ設ケタル仕組 五 鐵道作業法ニ依リテ鐵道會社ノ設ケタル仕組</p>

伊太利
<p>職工災害保護ニ關スル法律</p>
<p>一 鑛山石切場、泥炭坑、建築業、瓦斯及電氣發動場、電話架設及爆發物ノ製造シ若ハ使用スル工業、造兵廠及造船所</p> <p>二 職工五人以上ヲ僱使スル鐵道業、水運業其ノ他土木工事ニ五人以上ノ職工ヲ僱使シ及原動機若ハ動力ノ力ニ依ル機械ヲ使用スル工業</p> <p>三 工場外ニ使用スル汽罐ニ就キ技術上ノ業務ニ従事スル労働者、國及公共團體ノ事業ニ従事スル労働者亦同シ</p>
<p>一 死亡シタルトキ ニ負傷又ハ死亡シタルトキ</p> <p>二 死亡シタルトキ ニ負傷又ハ死亡シタルトキ</p> <p>三 死亡シタルトキ ニ負傷又ハ死亡シタルトキ</p> <p>四 死亡シタルトキ ニ負傷又ハ死亡シタルトキ</p>
<p>一 災害ノ爲休業スルコト五日ニ至ラサル場合 ニ政府ノ事業ニ僱使スル職工ニシテ特別法ニ依リ已ニ災害補償ヲ受クルトキ 三 雇主ノ費用ヲ以テスル特別ノ救済施設アルトキ 四 鐵道會社力救済及恩給金庫ノ制ヲ設ケタルトキ</p>
<p>一 官立保險局 ニ特許ヲ得タル私立保險會社カ右保險仕組ニ代ルヘキ場合 二 工業主カ單獨ニ自己ノ労働者ニ對シテ設ケタルモノ 三 工業主カ聯合シテ自己ノ労働者ノ爲ニ設ケタル相互保險組合 四 官業職工ニ對シテ特別法ニ依リ設ケタル仕組 五 鐵道作業法ニ依リテ鐵道會社ノ設ケタル仕組</p>

第七章 結論

歐洲ノ憲法カ自由民權ノ大旗ノ下ニ革命若ハ動亂ノ結果多數國民ノ合一意思トシテ制定セラレタルモノ多キガ如ク、歐洲ニ於ケル工場法ハ産業自由ト共ニ發生シタル、資本ノ暴壓ニ對抗スル労働保全ノ保障トシテ制定セラレタルノ跡ナキニ非ス。左レハ歐洲諸國ノ憲法制定以前ニ於ケル專制政治ノ弊害カ顯著ナリシカ如ク、工場法制定以前ニ於ケル労働者殊ニ婦女幼年ノ状態モ亦彼ニ在リテハ最モ慘憺ヲ極メタルモノニシテ、博愛人道ノ問題ハ所謂「プロレタリアート」ノ社會主義的運動ト相俟チ相輔ケテ或ハ英國ノ如ク純產業的ノ意義ニ於テ、或ハ佛國ノ如ク革命運動若ハ暴動主義ノ形態ニ於テ、或ハ獨國ノ如ク法律的政治的ノ様式ニ於テ、社會ノ表裏ニ漂搖シ陰ニ陽ニ工場法ノ發達ヲ助成スルニ至リタルノ形跡アリ。惟フニ歐洲ニ於ケル労働状態カ工業革命ト共ニ激變スルニ至リタル所以ハ(一)財力萬能主義ノ極端ナル發達ニ依リ、個人ノ物質的欲望ト利己心トニ際限ナカリシコト(二)從テ資本家ノ活動大ナルト共ニ權利本位ナル彼等ハ不對等ナル契約

上ノ要求ヲ労働者ニ強要シ之ヲ壓迫シタルコト(三)安靜ナル田園ノ農民モ其ノ利慾心ニ誘導セラレ工場労働ノ收入多キヲ聞キテ市街地ニ集中シタルコト(四)機械ノ爲ニ失職シタル手工業者ハ、機械ノ爲ニ使役セラルルヨリ他ニヨリ多キ收入ノ途ナカリシコト(五)極端ナル個人主義ノ發達ハ労働者側ニトリテ父子兄弟ノ慈惠ニ依ルノ餘地少カリシコト等カ、其ノ主要ナル原因ヲ爲スモノニシテ、此等ノ條件ハ世界ノ極東ニ位シテ永ク儒佛ノ感化ニ浸染シ、仁俠ヲ宗トシ離脱ヲ尙ヒ利得ヲ賤ミ、農工ヲ素町人ト蔑視シタル國民ニハ、容易ニ享受シ難キ所ナリトス。

天日ト共ニ易ルコトナキ萬世一系ノ 天皇ヲ戴ク我帝國ニ於テ、憲法カ和氣鬻々ノ間ニ制定セラレタルト同シク、我工場法モ亦嘗テ所謂労働運動若ハ社會的運動ナルモノト、何等ノ交渉ナクシテ制定セラレタリ。是レ我國トシテハ何等珍トスルニ足ラサル所ナリト雖、余輩ハ歐洲各國ニ於ケル過去及現在ノ狀況ヲ視テ、想ヲ我工業社會ノ現狀ニ廻ラストキハ、多大ノ歡喜ヲ禁セサルモノアルナリ。然レトモ彼ニ在リテハ労働救護ニ關スル問題ハ、古來幾多ノ研鑽ヲ重テ、虔恭ナル學者仁恕ナル政治家大悲ノ慈善家ヲ出シタルコト舉テ數フヘカラス。然ルニ我國維新

以來産業ノ隆興ヲ説クモノ、苟モ口ヲ開ケハ則チ土地ヲ論シ、然ラスンハ則チ資本ヲ説キ、嘗テ思フ労働ノ問題ニ潜ムル人甚タ多カラサリシハ、聊カ心細キ感ナキ能ハス。明治四十三年工場法案ニ對スル世論喧囂ナルノトキニ當リ、浮田博士ハ、太陽誌上ニ論シテ曰ク、吾人ハ今回コソ政府カ此ノ法案ヲ議會ニ提出シ之ヲ通過セシメテ、我國工業發展ノ基礎的法典タラシメンコトヲ希望セサルヘカラス、我國ニハ労働者ノ同業組合ナク、又労働者ノ爲ニ盡力スル博愛家及政治家ナケレハ、當局者ノ責任ハ特ニ重大ナリト言ハサルヘカラス（太陽第十六卷第三號）

曰ク労働者保護法、曰ク労働保險、曰ク工場以外ニ於ケル幼少年者保護、曰ク職業紹介、曰ク感化救濟、曰ク貧民救護、共ニ今日ノ我國ニ於テハ、映リノ惡キ問題ナルガ如シ。然レトモ最モ健全ナル國家ノ發達ハ、國民ヲシテ漏レナク其ノ天壽ヲ全ウシ、且利用厚生ヲ致サシムルニ在リ、文王ノ政ヲ施スヤ先ツ、孀寡孤獨ヲ先ニス、途ニ餓孥アルハ聖代ノ政ニ非ザルナリ。若シ夫レ、労働ニ依リテ生キヨ、然ラスンハ戰ニ依リテ死セヨト絶叫スルカ如キ民アルニ及ンテハ、所謂階級戰爭ハ既ニ其ノ烽火ヲ擧ケタルモノニシテ、如何ニ隔戸ヲ網繆スルモ時機稍晚レタルノ感アルヲ免

レサルヘシ。我輩聖文武ナル先帝陛下カ、内帑ヲ以テ濟世ノ事業ヲ創メサセ給ヒタル最モ紀念スヘキ年ニ於テ、労働保護ノ法律カ呱呱ノ聲ヲ擧ケタルハ、我經濟社會ノ爲寔ニ賀スヘキコトニシテ、工場法以外ノ立法其ノ他ノ施設カ相踵テ現出セシコトハ吾人ノ翹望スル所ナリ。

然レトモ我工場法ハ前數節ニ於テ陳ヘタルカ如ク、之ヲ歐洲先進國ノ法律ニ比シテ頗ル幼稚ナルモノナリ。十年一日ノ如ク工場法ノ制定ニ盡瘁セラレタル桑田博士カ貴族院ニ於テ論シタル要旨ニ曰ク、本案ノ特長トシテ吾人カ大ニ賛成ヲ表スヘキ第一點ハ、現今日本ニ於ケル工場設備ノ不完全ナル點ヲ矯正スル爲、工場主ヲ十分監督スベキコトニシテ、其ノ第二點ハ、災害ニ對スル職工ノ扶助規定、則チ職工業務上負傷シ又ハ死亡シタル場合ニ於テ、工業主カ之ヲ救済スルノ義務ヲ負フト云フ重要ナル規定ヲ包容セシメタルコトニシテ、是レ日本ノ工場法案ニ關シ特筆大書スベキ事項ナリ。本法案ハ社會政策的立法トシテ、未タ充分ノ満足ヲ表スルコト能ハサル點多キモ、不十分ナカラ本案ノ長所アリ、且時勢ノ急ニ應シテ弊害ヲ矯正スルニ付、相當ノ効果アルヘキヲ信シテ疑ハサルヲ以テ、此ノ意味ニ於テ

本案ニ對シ賛成ヲ表ス_ト。

博士ノ言ノ如ク我工場法ノ「間口」ハ廣シ、然レドモ其ノ「奥行」ハ極メテ狹シ、爾後ノ發達ハ其ノ奥行ヲ大ニスルニ在ルナリ。我國ノ工業狀態ハ彼ノ「丁髻」ヲ存シテ洋服ヲ著スル人ト同ジク、一方ニ於テハ緩調ナル在來工業アルト同時ニ、他方ニハ急調ナル歐米最新式ノ工業アリ、而シテ我工場法カ此ノ間ニ於テ區別主義ヲ採ラス、一切ノ工業ヲ一法律ノ中ニ支配セント企テタルコトハ、列國カ稀ニ經驗シタル難問題ニ遭逢シタル所以ニシテ、多クノ例外規定ヲ設クルノ已ムヲ得サルモ亦之カ爲ナリ。左レハ今後發セラルヘキ施行令ノ内容如何、工場監督官ノ運用如何ハ、實ニ本法ノ効果ヲ左右スヘキ重要事項ニシテ、最モ慎重ノ注意ヲ要スル所ナリ。

今ヤ歐洲各國ハ完備セル職工保護法ヲ有ス。然レトモ資本及勞働ノ調和ハ益々其ノ宜シキヲ失シ、同盟罷工ハ時ニ政治上ノ革命ヨリモ一層恐ルヘキ威力ヲ以テ經濟社會ノ平和ヲ攪亂シ、綺羅錦繡ヲ纏ヒ大厦高樓ニ起臥スル小數ノ富豪ハ、窮巷ニ陋居セル幾萬ノ勞働者ノ爲ニ、咒詛セラレツツアルニアラスヤ、赫奕タル物質的文明ノ裏面ニハ、社會ノ根底ヲ腐蝕スヘキ患禍ノ伏在スルヲ知ラサルヘカラス。

我國ニ於ケル社會政策的立法ハ租稅法其ノ他ノ方面ニ於テ既ニ其ノ端緒ヲ開ケリ。吾人ハ先進國ニ於ケルカ如キ、複雑多端ナル立法及施設ヲ爲スノ必要ヲ見ルニ先チ必要ニ應シ漸次勞働保護ノ範圍ヲ擴張シ、益々我社會政策的立法ノ必要ヲ現實ニシテ、以テ前車ノ覆轍ニ陥ラサルコトヲ期セサルヘカラス。

工場法論 完

附 録

第一 工場寄宿舎又ハ社宅内職工病傷者及死者調(自明治三十九年至明治四十一年三ヶ年間平均)

工業種類	性		實		數		比		例	
	男	女	月末現在職工總數	舎宅内職工總數	發病者一ヶ年總人員	同負傷者未治解雇上死亡者一ヶ年總數	同發病者一ヶ年總數	同發病者一ヶ年總數	同負傷者未治解雇上死亡者	同發病者一ヶ年總數
紡績	男	女	一四、八六五	三、八三四	四、二五五	六三三	九	一、二二〇	一、二二〇	二
製絲	男	女	七三、九九三	四七、六七七	六九、四三三	二、〇〇一	一、一七五	一、四五六	一、四五六	二
製麻	男	女	三、五五〇	二、九三三	一、〇〇一	二	四	三、七二七	三、七二七	二
織物	男	女	三六、八二〇	三、〇四三	一四、五六五	一三	三三八	四、五五五	四、五五五	二
織物	男	女	七、八三	一、二六	九	九	一	二〇三	二〇三	一
織物	男	女	二、三六六	一、三二二	一、四〇八	二七	三	一、〇九三	一、〇九三	一
織物	男	女	一、九四〇	四七	八二七	六三	三	一、八三二	一、八三二	一
織物	男	女	七、九八八	四、九九三	七、五五〇	四七三	七	一、五二二	一、五二二	一
織物	男	女	六二	三、八四	一、三三	一	一	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一
織物	男	女	八四	五	一三	一	四	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一
織物	男	女	七九八	一〇三	三〇〇	一	一	一、七	一、七	一
陶器	男	女	一六九	六	一八	一	一	二、七七	二、七七	一

合 計	性 別		總 計
	男	女	
三、六八八	三、六八八	—	三、六八八
七、九二〇	七、九二〇	—	七、九二〇
六、七九二	六、七九二	—	六、七九二
九、〇〇〇	九、〇〇〇	—	九、〇〇〇
三、四三五	三、四三五	—	三、四三五
一、四七九	一、四七九	—	一、四七九
二、八	二、八	—	二、八
八、五七	八、五七	—	八、五七
二、一八	二、一八	—	二、一八
三、〇	三、〇	—	三、〇
四、六	四、六	—	四、六
五、五	五、五	—	五、五
一、五九	一、五九	—	一、五九
四、六三	四、六三	—	四、六三
一、〇六二	一、〇六二	—	一、〇六二
一、五九	一、五九	—	一、五九
五、五	五、五	—	五、五

(備考) 本表ハ明治三十八年九月内務省訓令第二十號ニ依リ明治三十九年ヨリ同四十一年ニ至ル三年間毎月全國當該工場ヨリ蒐集シタル材料ニ依リ調査シタルモノナリ 職工數ハ職工ノ雇入解雇等ニ依リ時々異動アルヲ以テ毎月末ノ平均現在數ヲ算出セリ

次ニ前表中工場内職工死亡者及未治解雇者ニ就テ當該諸工場ノ届出書ニ依リ其ノ原因ヲ調査スルニ肺結核最モ多ク、肺結核ノ疑アルモノ其ノ他ノ結核性疾患ヲ合スレハ約半數ヲ占メ之ニ亞クハ脚氣、胃腸病、神經系疾患等ナリ即チ左ノ二表ノ如シ

甲 工場職工死亡者病名別表 (自明治三十九年至全四十一年三ヶ年平均)

工業種類	性 別	肺結核ノ疑アルモノ		肺結核其ノ他ノ疾患		微 毒		脚 氣		胃腸病		神經系疾患		心 臟 疾 患		負 傷		妊 娠		産 室 扶 私		其ノ他ノ疾患		合 計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
紡績	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
紡績	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製絲	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製絲	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製麻	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製麻	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

乙 工場職工病者未治解雇病名別表 (自明治三十九年至同四十一年三ヶ年平均)

工業種類	性 別	肺結核ノ疑アルモノ		肺結核其ノ他ノ疾患		微 毒		脚 氣		胃腸病		神經系疾患		心 臟 疾 患		負 傷		妊 娠		産 室 扶 私		其ノ他ノ疾患		合 計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
紡績	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
紡績	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製絲	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製絲	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製麻	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製麻	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

百分比例	男女總計	合 計		陶 器		セメント		織 物	
		女	男	女	男	女	男	女	男
二五・五	三六〇・八	三六〇・二	〇・七					七・〇	
一九・六	二九・七	二九・七						一〇・七	
三・二	四・七	四・四	〇・三					一・〇	
〇・六	九・三	九・三							
二〇・〇	三〇・三	三〇・〇	〇・三					一・三	
九・一	一三・五	一三・四	一・〇					三・〇	
九・六	一四・七	一四・〇	一・七					五・七	
五・一	七・四	七・三	一・七					三・三	
一・三	一八・四	一八・一	〇・三					〇・五	
一・五	三・三	三・三	一・〇					三・三	
〇・一	一・三	一・三							
	〇・三	〇・三							
	三六・五	三三・八	三・七					五・四	
	一四九・〇	一四七・〇	二・〇					四・〇	
	一〇〇・〇								

第二 在監人病者累年比較 (全國)

年 次	每月末平均 在監人員	同 上	病 者	休 役 患 者	千 人 中 病 者	病 監 患 者	計
同 卅八年	五四,一七五	一,九九四	一,八二九	二七八	二七四	一三六	一,一四〇
同 卅九年	五四,〇四五	一,八二九	一,八二九	二七八	二七四	一三六	一,一四三
同 四十年	五四,〇〇六	一,八六一		三一八		一三五	一,一三四

第三 出稼女工ノ歸郷原因並健康ニ關スル調査 (明治四十二年)

類 別	縣 名	出稼女工數	歸郷女工數	同上中歸郷事由及歸郷後ノ狀態判明セルモノ	疾病ノ		爲歸郷ノ		シタル		者ノ疾		患別	歸郷後 重病ニ 罹リタ
					結核ト認ムヘキモノ	結核ト認ムヘキモノ	脚氣	脚氣	胃腸病	其他	計			
	新潟	六,四〇九	二,〇八二	一,一七五	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一
	千葉	三,六四二	一,一八六	二二七	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一
	宮城	三,四九二	一,一八六	一,一八六	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一
	青森	三,三三三	四七	四七	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一
	森島	九二五	四九〇	四九〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一
	取香	二,一五五	一,九六三	一,九六三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一
	川德	九六二	四六八	四六八	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一
	鳥愛	二,四四三	二,一〇六	二,一〇六	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一
	媛和歌山	九五八	七三	七三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一
	山富	二,九三三	八八〇	八八〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一
	山大	一,九七二	七四	七四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一
	分秋	一,六七四	二二	二二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一
	田	一,六四三	二二	二二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一
	計	一,六三〇	二二	二二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一

1.183 (富山大分ヲ除キルタ數以下同ジ)

別	歸郷後死亡者ノ疾患者ノ別				計	別	歸郷後死亡者ノ疾患者ノ別				計				
	結核ト認ムヘキモノ	脚氣	胃腸病	其他			結核ト認ムヘキモノ	脚氣	胃腸病	其他					
事故ノ爲歸郷シタル者ノ事	一	一	一	一	四	一	一	一	一	四	一	一	一	一	四
解雇ノ事	一	一	一	一	四	一	一	一	一	四	一	一	一	一	四
家事上ノ都合	一	一	一	一	四	一	一	一	一	四	一	一	一	一	四
結婚	一	一	一	一	四	一	一	一	一	四	一	一	一	一	四
血族ノ病氣	一	一	一	一	四	一	一	一	一	四	一	一	一	一	四
其他	一	一	一	一	四	一	一	一	一	四	一	一	一	一	四
計	五	五	五	五	二十	五	五	五	五	二十	五	五	五	五	二十

(備考) 本表ハ近年女工ノ出稼者比較的多數ト認ムル十二縣ニ於テ明治四十二年中女工ノ出稼者數歸郷者數歸郷ノ原因疾病ノ種類、歸郷後ノ狀態等ヲ調査シタル報告書ニ依リテ調査シタルモノナリ

第四 連續徹夜業ト體量トノ關係調査

工場數	調査人員	交替周期日	一人平均夜業ノ減量(匁)		同夜業中減量ノ回復量(匁)	同回復セサル量(匁)	備考
			後ノ減量	回復量			
甲 紡績會社	八一	七	一七〇	六九	一〇一	調査五日後ノ	
乙 紡績會社	五九	七	一五四	一三五	一九		
印刷工場(其ノ一)	二〇四	七	二六四	六三	二〇一		
印刷工場(其ノ二)	八〇三	七	一四一	一一九	二二		
製菓工場	一一	七	六七	四九	一八		
製鐵工場	二二	七	三一七	二一四	一〇三		

第五 歸郷女工ノ風紀

明治四十三年歸郷女工ノ風紀ニ關シ主要ナル女工出稼地タル新潟外十一縣ニ於テ調査シタル報告ヲ要約スレハ(一)千葉縣ニ於テハ一般ニ淫逸ニ流ルル傾向アリ(二)宮城縣ニ於テハ他府縣出稼者ハ概シテ素行惡シク華美驕奢ノ風ヲ競ヒ且勞働ヲ嫌忌シ漸次惰落ニ陥リ料理店又ハ飲食店等ノ酌婦又ハ雇女トナリ途ニ身ヲ誤ル者尠カラス(三)香川縣ニ於テハ家族的生活ヨリ出テテ集合的生活ニ入りタル結果、淳朴ノ氣風ハ變シテ浮薄淫靡ノ風ニ化セラレ、虚榮心ヲ助長シ、從テ私通妊娠ノ數多ク、又刑律ニ觸ルル者尠カラス、而シテ一般歸來者ノ業體ヲ見ルニ、確實ナル業務ニ服スルヲ好マズ、料理屋飲食店等ノ酌婦トナル者概シテ多ク、占メ、延テ一般ノ風紀ヲ害スル亦尠シトセス(四)徳島縣ニ於テハ多少惡弊ノ浸染ヲ受ケ、普通子女ト異ナル結果ヲ示セル者多ク、又奢侈ノ風習ヲ免カレサルモノノ如シ(五)和歌山縣ニ

附錄

第一表

附表 工場數調査表

工場數調査總表

(本表中乙欄ハ甲欄及丙欄ニ該當セサルモノ丙欄ハ甲欄及乙欄ニ該當セサルモノノ計數ヲ掲ク丙欄中太キ數字ハ原動機ニ基以上ヲ有スル工場ニシテ其ノ從タル原動機ニ關スル工場數ヲ示ス) 明治四十四年末現在

區 分 道府縣別	(甲)職工十五人以上ノ工場	(乙)危險又ハ衛生上有害ノ虞アル工場			(甲)乙)計	(丙)原動機ヲ用ウル工場						(甲)乙)丙)計	
		職工五人以上十五人未満	職工五人未満	計		五馬力以上	五馬力未満	計	十人以上十五人未満	五人以上十人未満	五人未満		計
北海道	129	60	351	411	540	84 4	133 5	217 9	20	62	125	217	757
東京府	1,056	733	1,162	1,895	2,951	784 14	2,286 28	3,070 42	557	747	1,766	3,070	6,021
京都府	343	108	330	438	781	246 8	599 17	845 25	163	145	537	845	1,626
大阪府	1,048	779	1,682	2,461	3,509	319 3	1,171 2	1,490 5	298	361	831	1,490	4,999
神奈川縣	296	58	159	217	513	136 26	644 7	780 33	67	84	629	780	1,293
兵庫縣	1,002	300	1,005	1,305	2,307	431 4	782 3	1,213 7	142	237	834	1,213	3,520
長崎縣	317	32	228	260	297	27	73	100	17	16	67	100	397
新潟縣	233	37	109	146	379	102 1	275	377 1	44	57	276	377	756
埼玉縣	348	67	57	124	472	169 10	396 7	565 17	25	112	428	565	1,037
群馬縣	128	17	39	56	184	62 1	243 4	305 5	58	90	157	305	489
千葉縣	95	11	39	50	145	111 3	155	206 3	19	54	193	266	411
茨城縣	86	12	74	86	172	136 1	240	376 1	11	22	343	376	548
栃木縣	115	25	41	66	181	74 3	479	553 3	25	66	462	553	734
奈良縣	75	26	81	107	182	44	138 1	182 1	12	45	125	182	364
三重縣	218	60	221	281	499	123 4	209 2	332 6	60	55	217	332	831
愛知縣	1,140	195	1,087	1,282	2,422	369 4	2,070 4	2,439 8	215	260	1,964	2,439	4,861
静岡縣	405	52	120	172	577	267 2	776 3	1,043 5	135	176	732	1,043	1,620
山梨縣	173	5	12	17	190	24	235 7	259 7	24	34	211	259	449
滋賀縣	59	27	201	228	287	41	243	284	48	56	180	284	571
岐阜縣	315	131	843	974	1,289	111	870	981	42	51	888	981	2,270
長野縣	498	30	124	154	652	33	354	387	78	101	208	387	1,039
宮城縣	64	9	26	35	99	70	224	294	20	52	222	294	393
福島縣	91	25	16	41	132	83 7	222 4	305 11	45	94	168	305	437
巖手縣	76	15	24	39	115	36	37	73	8	24	41	73	188
青森縣	41	6	16	22	63	61	118	179	5	19	155	179	242
山形縣	201	5	44	49	250	49	120	169	20	24	195	169	419



附表 工場數調査表

工場數調査總表

(本表中乙欄ハ甲欄及丙欄ニ該當セサルモノ丙欄ニハ甲欄及乙欄ニ該當セサルモノノ計數ヲ掲ケ丙欄中太キ數字ハ原動機ニ基キテ有ル工場ニシテ其ノ從タル原動機ニ關スル工場數ヲ示ス) 明治四十四年末現在

區 分 道府縣別	(甲)職工十五人以上ノ工場	(乙)危險又ハ衛生上有害ノ虞アル工場		(甲)乙計	(丙)原動機ヲ用ウル工場						甲(乙)(丙)計		
		職工五人以上十五人未滿	職工五人未滿		計	五馬力以上	五馬力未滿	計	十人以上十五人未滿	五人以上十人未滿		五人未滿	計
北海道	129	60	351	411	540	84 4	133 5	217 9	30	62	125	217	757
東京府	1,056	733	1,162	1,895	2,951	784 14	2,286 28	3,070 42	557	747	1,766	3,070	6,021
京都府	343	108	330	438	781	246 8	599 17	845 25	163	145	537	845	1,626
大阪府	1,048	779	1,682	2,461	3,509	319 3	1,171 2	1,490 5	298	361	831	1,490	4,999
神奈川縣	296	58	159	217	513	136 26	614 7	780 33	67	84	629	780	1,293
兵庫縣	1,002	300	1,005	1,305	2,307	431 4	782 3	1,213 7	142	237	834	1,213	3,520
長崎縣	317	32	228	260	297	27	73	100	17	16	67	100	397
新潟縣	233	37	109	146	379	102 1	275	377 1	44	57	276	377	756
埼玉縣	348	67	57	124	472	169 10	396 7	565 17	25	112	428	565	1,037
群馬縣	128	17	39	56	184	62 1	243 4	305 5	58	90	157	305	489
千葉縣	95	11	39	50	145	111 3	155	266 3	19	54	193	266	411
茨城縣	86	12	74	86	172	136 1	240	376 1	11	22	343	376	548
栃木縣	115	25	41	66	181	74 3	479	553 3	25	66	462	553	734
奈良縣	75	26	81	107	182	44	138 1	182 1	12	45	125	182	364
三重縣	218	60	221	281	499	123 4	209 2	332 6	60	55	217	332	831
愛知縣	1,140	195	1,087	1,282	2,422	369 4	2,070 4	2,439 8	215	260	1,964	2,439	4,861
静岡縣	405	52	120	172	577	267 2	776 3	1,043 5	135	176	732	1,043	1,620
山梨縣	173	5	12	17	190	24	235 7	259 7	24	34	211	259	449
滋賀縣	59	27	201	228	287	41	243	284	48	56	180	284	571
岐阜縣	315	131	843	974	1,289	111	870	981	42	51	888	981	2,270
長野縣	498	30	124	154	652	33	354	387	78	101	208	387	1,039
宮城縣	64	9	26	35	99	70	224	294	20	52	222	294	393
福島縣	91	25	16	41	132	83 7	222 4	305 11	43	94	168	305	437
巖手縣	76	15	24	39	115	36	37	73	8	24	41	73	188
青森縣	41	6	16	22	63	61	118	179	5	19	155	179	342
山形縣	201	5	44	49	250	49 1	120	169	20	24	123	169	416



露光量違いの為重複撮影

山梨縣	173	5	12	17	190	24	7	7	24	34	211	259	449
滋賀縣	59	27	201	228	287	41	243	284	48	56	180	284	571
岐阜縣	315	131	843	974	1,289	111	870	981	42	51	888	981	2,270
長野縣	498	30	124	154	652	33	354	387	78	101	208	387	1,039
宮城縣	64	9	26	35	99	70	224	294	20	52	222	294	393
福島縣	91	25	16	41	132	83 7	222 4	255 11	43	94	168	305	437
巖手縣	76	15	24	39	115	36	37	73	8	24	41	73	188
青森縣	41	6	16	22	63	61	118	179	5	19	155	179	242
山形縣	201	5	44	49	250	49 1	120 1	169 2	20	24	125	169	419
秋田縣	54	4	10	14	68	61	71	132	25	24	83	132	200
福井縣	343	24	51	75	418	45	337	382	107	135	140	382	800
石川縣	323	82	167	249	572	63	351	414	48	53	313	414	986
富山縣	122	83	217	300	422	54	304	358	45	44	269	358	780
鳥取縣	56	18	33	51	107	24	85	109	17	31	61	109	216
島根縣	66	86	79	165	231	45 4	47 1	92 5	10	25	57	92	323
岡山縣	135	14	45	59	194	326	278 1	604 1	20	114	470	604	798
廣島縣	197	76	183	259	456	195 2	429 1	624 3	36	72	516	624	1,080
山口縣	78	28	228	256	334	68 2	150 1	218 3	14	34	170	218	552
和歌山縣	78	24	42	66	144	142	186	328	67	83	178	328	472
徳島縣	95	26	144	170	265	134 2	110	244 2	36	61	147	244	509
香川縣	74	35	62	97	171	53	280	333	16	43	274	333	504
愛媛縣	194	32	466	492	686	58	182	240	14	14	212	240	926
高知縣	39	10	53	63	102	38	223	261	11	24	226	261	363
福岡縣	140	77	304	381	521	173 5	501	674 5	36	103	535	674	1,194
大分縣	36	3	1	4	40	21 20	665 1	686 21	19	8	659	686	726
佐賀縣	35	94	92	186	221	40 1	91	131 1	4	18	109	131	152
熊本縣	56	15	32	47	103	37	121	158	8	13	137	158	261
宮崎縣	30	1	10	11	41	29	43	72	3	6	63	72	113
鹿兒島縣	81	10	10	20	101	12	13	25	4	1	20	25	126
沖繩縣	11	11	1	12	23	8 1	2	10 1	4	6	—	10	33
計	10,515	3,578	10,315	12,893	24,408	5,618 133	17,561 100	23,179 233	2,710	3,956	16,513	23,179	47,587

01	095	31
02	200	7
03	72	21
04	1033	51
05	395	9
06	171	8
07	381	7
08	131	4
09	38	4
10	31	6
11	28	7
12	625	24
13	115	15
14	31	6
15	337	18
16	71	3
17	0	1
18	44	6
19	52	7
20	722,2	26
21	121	8
22	7	1
23	21	7
24	13	7
25	271,22	35

露光量違いの為重複撮影

山梨縣	173	5	12	17	190	24	7	7	24	34	24	259	449
滋賀縣	59	27	201	228	287	41	243	284	48	56	180	284	571
岐阜縣	315	131	843	974	1,289	111	870	981	42	51	888	981	2,270
長野縣	498	30	124	154	652	33	354	387	78	101	208	387	1,039
宮城縣	64	9	26	35	99	70	224	294	20	52	222	294	393
福島縣	91	25	16	41	132	83 7	222 4	305 11	43	94	168	305	437
巖手縣	76	15	24	39	115	36	37	73	8	24	41	73	188
青森縣	41	6	16	22	63	61	118	179	5	19	155	179	242
山形縣	201	5	44	49	250	49 1	126 1	169 2	20	24	125	169	419
秋田縣	54	4	10	14	68	61	71	132	25	24	83	132	200
福井縣	343	24	51	75	418	45	337	382	107	135	140	382	800
石川縣	323	82	167	249	572	63	351	414	48	53	313	414	986
富山縣	122	83	217	300	422	54	304	358	45	44	269	358	780
鳥取縣	56	18	33	51	107	24	85	109	17	31	61	109	216
島根縣	66	86	79	165	231	45 4	47 1	92 5	10	25	57	92	323
岡山縣	135	14	45	59	194	326	278 1	604 1	20	114	470	604	798
廣島縣	197	76	183	259	456	195 2	429 1	624 3	36	72	516	624	1,080
山口縣	78	28	228	256	334	68 2	150 1	218 3	14	34	170	218	552
和歌山縣	78	24	42	66	144	142	186	328	67	83	178	328	472
徳島縣	95	26	144	170	265	134 2	110	244 2	36	61	147	244	509
香川縣	74	35	62	97	171	53	280	333	16	43	274	333	504
愛媛縣	194	32	460	492	686	58	182	240	14	14	212	240	926
高知縣	39	10	53	63	102	38	223	261	11	24	226	261	363
福岡縣	140	77	304	381	521	173 5	501	674 5	36	103	535	674	1,196
大分縣	36	3	1	4	40	21 20	665 1	686 21	19	8	659	686	726
佐賀縣	35	94	92	186	221	40 1	91	131 1	4	18	109	131	152
熊本縣	56	15	32	47	103	37	121	158	8	13	137	158	261
宮崎縣	30	1	10	11	41	29	43	72	3	6	63	72	113
鹿兒島縣	81	10	10	20	101	12	13	25	4	1	20	25	126
沖繩縣	11	11	1	12	23	8 1	2	10 1	4	6	—	10	33
計	10,515	3,578	10,315	11,893	24,408	5,618 133	17,561 100	23,179 233	2,710	3,956	16,513	23,179	47,587

01	06	7
02	07	7
03	08	7
04	09	7
05	10	7
06	11	7
07	12	7
08	13	7
09	14	7
10	15	7
11	16	7
12	17	7
13	18	7
14	19	7
15	20	7
16	21	7
17	22	7
18	23	7
19	24	7
20	25	7
21	26	7
22	27	7
23	28	7
24	29	7
25	30	7
26	31	7
27	32	7
28	33	7
29	34	7
30	35	7
31	36	7
32	37	7
33	38	7
34	39	7
35	40	7
36	41	7
37	42	7
38	43	7
39	44	7
40	45	7
41	46	7
42	47	7
43	48	7
44	49	7
45	50	7
46	51	7
47	52	7
48	53	7
49	54	7
50	55	7
51	56	7
52	57	7
53	58	7
54	59	7
55	60	7
56	61	7
57	62	7
58	63	7
59	64	7
60	65	7
61	66	7
62	67	7
63	68	7
64	69	7
65	70	7
66	71	7
67	72	7
68	73	7
69	74	7
70	75	7
71	76	7
72	77	7
73	78	7
74	79	7
75	80	7
76	81	7
77	82	7
78	83	7
79	84	7
80	85	7
81	86	7
82	87	7
83	88	7
84	89	7
85	90	7
86	91	7
87	92	7
88	93	7
89	94	7
90	95	7
91	96	7
92	97	7
93	98	7
94	99	7
95	100	7



第三表

(乙) 危險又ハ衛生上有害ノ

工場種類別 道府縣別	金屬工場		窯業工場		發火物場		製油工場		脂肪工場		製藥工場		防水布・織造 藥品工場		染料塗料 顏料工場		人造肥料 工場		瓦葺工場		セメント 石灰工場		セメント 灰化工場		煙草工場		剝製 品工場		皮革・織物 縫製工場		玉石・炭 石加工工場	
	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿	職工 以上 十五 人未 滿		
北海道	42	216	8	11	1	2	1	5	5	5	1	9	4	4	34	1	4	5	5	1	7	6	1	6	1	1	5	1	24	3		
東京都府	359	578	77	87	9	8	7	15	5	6	20	35	32	27	54	9	21	5	5	7	6	7	6	1	1	28	28	72	3			
大阪府	33	82	36	118		3	2	11			13	33	35	2	9	1	1	2	1	1	6	6	27			3	3	32	13			
大府	431	1,058	90	166	6	14	25	64	16	25	34	33	35	20	44	4	6	1	1	14	27					1	13	39	53			
神奈川縣	10	40	13	9	1	2	5	4	1	1	4	3	2	3	3	2	6	6	1	2	1	1	1	1	1	1	1	13	47			
兵庫縣	49	188	101	439	12	3	10	25	1	1	5	5	3	14	36	3	7	1	1	1	1	1	1	1	1	19	83	4	5			
長崎縣	6	78	16	106		1		4							2																	
新潟縣	2	13	5	42	6	2	7	26					2			1																
埼玉縣	37	11	24	41			3	2					1							1		2										
群馬縣	3	2	7	9	1		2															1				1						
千葉縣		5	2	6			1	6							7					1		7										
茨城縣	2		1	36		2	1	3												1		1										
栃木縣			18	31		1	1				1																1	2				
奈良縣	1	11	9	32			2	9			1				1												5	7	2			
三重縣	11	44	15	76	1	5	7	15			1		1	4	34	1	2	1	1	3		3				1	8	8	6			
愛知縣	31	83	112	882	2	4	1	6	1	1	8	1	2	15	23	2	5	3	2	2	2	2				1	13	1				
靜岡縣	5	13	2	11	6	6		5			2				3	1	3	1	1	16		2					7	18				
山梨縣			1		1	4									2																	
滋賀縣	2	6	11	169		5	1	4		2											7							3				
岐阜縣	1	3	122	756		1	1	2			3				45		2	1										9	1			
長野縣	5	18	7	20	6	6	1	10							7	8	28											1				
宮城縣	4	2					1	2							4												1	1				
福島縣	2	1	6	2	2	2										3											4	1				
岩手縣	6	10	2	4	1			2			1		5			3			1								1	1				
青森縣	3			1																								3				
山形縣	4	11		4							1					1			1								1	3				
秋田縣	1	1	1	1				3								1											1	1				
福島縣	1	1	8	29				4								5	6										1	1				
石川縣	3	47	74	100	2	2		13							16	1	1										1	1				
富山縣	36	62	30	66	3	3		7					1		1	13				6	23						1	1				
島根縣	11		5	14				7							1													1				
島縣	2	7	78	58		1	1	9							3													1				
岡山縣	1	3	4	16	1	1		3							5	9				1	1						1	1				
廣島縣	17	41	24	100	2	2		3	1				1		2	1				1	1						3	5	1			
山口縣	1	14	22	133	3	1		8		4			2		3													3				
和歌山縣	2	7	2	7		1		2							3																	
德島縣	3	15	3	52		10		4			1		1		31													4				
香川縣	14	13	5	24				3																				4				
愛媛縣	2	18	16	380	3	3		1			2				3																	
高知縣	3	13		14			2																									
福岡縣	3	20	49	162	1	53	1	36		2	1																					
大分縣																																
佐賀縣	2	4	84	73				4					2		1													1				
熊本縣	2	3	-9	3			2	9																				1				
鹿兒島縣						2																										
沖縄縣	7	2						1																								
計	1,153	2,746	1,102	4,290	55	150	89	366	24	44	46	124	73	87	98	376	42	138	22	15	52	135				1	17	79	304	166		

第四表

(丙) 職工十五人未滿 (原動機種類及馬力別) の工場

本表ハ當時十五人以上ノ職工ヲ使用スルモノ及危險又ハ衛生上有害ノ度アル工場ヲ除キタル、職工十五人以下ノ原動機ヲ用ニル工場ヲ掲ケ、太キ數字ハ二基以上ヲ用ニル工場ニシテ其ノ從タル原動機ニ關スル工場數ヲ示ス

區 工場種類別	原動機種類及馬力別															職工人員別			
	汽機		瓦斯又ハ石油機關		電動機		ベルト又ハタービン水車		日本形水車		其ノ他		計		十人以上 十五人未滿	五人以上 十人未滿	五人未滿	計	
	五馬力以上	五馬力未滿	五馬力以上	五馬力未滿	五馬力以上	五馬力未滿	五馬力以上	五馬力未滿	五馬力以上	五馬力未滿	五馬力以上	五馬力未滿	五馬力以上	五馬力未滿					
染織工場	製絲業	1 101	4 300	3	23	3 5	13			1 7	6 262	8	38	5 124	10 630	348	196	216	760
	紡績業	2 32	3	2	2	1 2	4			6	46			3 42	55	40	18	39	97
	撚絲業	14	7	2 13	2 55	18	64			4	1 788		17	2 48	3 930	78	149	752	979
	真綿製造業			2	1		5				1			2	7	3	2	4	9
	製綿業	16	7	36	78	16	54			6	25	1	6	75	170	44	78	123	245
	織物業	2 71	1 49	10 162	21 305	5 60	479		2	5	91	9	73	17 305	22 994	552	426	326	1,304
	染色加工其他	1 79	45	1 25	1 76	16	90				1 4		7	2 120	2 222	79	103	160	342
	組物編物業		1	6	1 43	1	104		2		11		2	7	1 163	45	52	73	170
	刺繡業						1						1		2			2	2
	雜業	35	17	3	31	12	50			3	7			53	105	41	43	74	158
機械工場	機械製造業	12 50	20	3 77	223	4 153	3 319	1		1	1		6	19 282	3 569	158	371	322	851
	船舶車輛製造業	9	3	4	19	1	10						6	14	38	12	16	24	52
	器具製造業	14	6	1 19	4 65	14	88			1	1	1	8	1 49	4 165	44	71	102	217
	金屬品製造業	26	1 10	59	1 215	1 148	1 236	2		11	1 15		11	1 246	4 487	166	238	329	733
化學工場	窯業	27	1 3	6	29	1	28				4		9	34	1 73	36	25	46	107
	製紙業	43	34	4	17	2	1 12	1	1		1 15		7	50	3 86	49	33	54	136
	漆器業	1	1				2						5	1	8	1	3	5	9
	皮革及毛皮精製業	7	1			1	3							8	4	1	8	3	12
	發火物製造業	3	1	1			1						1	4	3	2	3	2	7
	製油及製蠟業	43	13	1 13	58	1 12	28	1		4	1 87	4	1	2 77	1 187	28	62	174	264
	製藥業	13	6	3	5	4	4	2			7		3	22	25	11	16	20	47
	護謨製造業	13	2		1 1	1	2				1			14	1 6	8	6	6	20
	化粧品製造業				1		1								2			2	2
	石鹼及蠟燭製造業	5	4	10	3	4	4				2		3	19	16	12	11	12	35
	染料、塗料、顔料糊料類ノ製造業	1	2	5	7	3	24			1	8			10	41	14	6	31	51
	人造肥料製造業	1 19	4	1 16	4	6	2			3	3		2	2 41	15	21	14	24	59
	雜業	4 12	4	6	13	7	1 30	15	2	37	451		6	4 77	1 506	16	34	533	588
總計	4	50	26	120	6	1				10	6	100	4	1	89	197		511	



學 工 場	漆器業	1	1																			
	皮革及毛皮精製業	7	1			1	3						8	4	1	8	3	12				
	發火物製造業	3	1	1			1						1	4	3	2	3	2	7			
	製油及製蠟業	43	13	13	58	12	28	1		4	1	4	1	77	187	28	62	174	264			
	製藥業	13	6	3	5	4	4	2					7	3	22	25	11	16	20	47		
	護謨製造業	13	2		1	1	2						1		14	6	8	6	6	20		
	化粧品製造業				1		1												2	2		
	石鹼及蠟燭製造業	5	4	10	3	4	4						2		3	19	16	12	11	12	35	
	染料、塗料、顏料 糊料類ノ製造業	1	2	5	7	3	24					1	8			10	41	14	6	31	51	
	人造肥料製造業	19	4	16	4	6	2					3	3			2	44	15	21	14	24	59
雜業	4	4	6	13	7	30	15	2	37	451			6	4	77	506	16	34	533	583		
飲 食 物 工 場	釀造業	4	50	36	120	8	49					4	19	6	123	4	361	82	137	292	511	
	製糖業	19	7	5	4	2	2					1				27	13	7	13	20	40	
	煙草業	4		1		5										10		2		8	10	
	製茶業	2	5	1	23		12		1						3	2	18	44	7	18	37	62
	精穀、製粉業、 ラムネ、水、礦泉業	11	1	6	6	13	6	30	71	1	2	49	47	31	15	309	815	9,266	10,390			
	菓子製造業	2	22	1	137	1	58					3	1	14	4	22	88	178	288			
	罐詰瓶詰業	18	1	5	35	1	26						1		24	24	112	13	37	86	136	
	畜產品製造業	19	3		10		2								7	19	3	5	18	26	49	
	水產品製造業	9	13				1								9	14	4	6	13	23		
	雜業	2	1	1	7	1	15						1		4	24	2	7	19	28		
雜 工 場	印刷製本業	1	2	51	109	14	159		16	11	50	4	10	1	2	24	46	456	526			
	紙製品業	6	4	11	128	16	361	2	1			2		13	1	35	509	110	209	225	544	
	木竹莖莖製品業	5	7	1	7	2	18					2	1		9	34	4	20	19	43		
	皮革製品業	2	24	90	66	1	3	2	4	67	172	1	24	5	3	94	184	488	766			
	羽毛製品業	6	1		1	2	3							4	8	9	7	3	7	17		
	齒、瓦、漆、及 木、真、田、業		2				3							2		7		1	6	7		
	齒、瓦、漆、及 木、真、田、業	2	1	6	4	2	4					1		1	10	4	12	19	13	44		
	玉石、牙、角、介、甲 及製品業	1		2	6	5	1					9		1	8	17	2	7	16	25		
	雜業	6	1	100	158	2	165	24	4	111	1,242	10	27	8	2	122	295	1,810	2,227			
	特別 工場	電氣業	3	6	3	3	6	3	13		1		4		12	9	51	38	32	121		
瓦斯業		6	2	4	14		1							6	17	18	4	7	29			
金屬精鍊業		1	1	3	6	1	7	2			1	18		1	33	4	7	31	42			
合計	60	21	29	41	40	24	2	104	2	14	97	530	133	100	2,710	3,956	16,513	23,179				

K-311-12

東京帝國大學法科 松波仁一郎先生著

改正 日本商法

全一册 正價金四圓三拾錢
郵稅 内地金四拾六錢
清鮮金四拾六錢

法學士 宮脇梅吉先生著

活用 日本商法

全一册 正價金八拾五錢
郵稅 金拾五錢

京都帝國大學法科 毛戸勝元先生著

訂正 增補 商法改正法評論

全一册 正價金八圓
郵稅 金八圓

改正商法既に實施せられたり其研究の必要言ふを俟たず。本書の著者松波博士は商法取調委員として親しく商法改正の取調に従事し、帝大教授として十數年來今尙商法を講し又文官試験委員として同しく十數年來商法を試験せらる、而して本書は逐條註釋に非ずして學理的説述なり。本書は此の如き資格を具備し改正商法を説くに最も適する博士の著なり其内容の豊富にして解説の切實なる察するに餘あり加ふるに博士獨特の麗筆を以てす世人讀みて其眞價を自覺せられよ

本書の特色——從來の著書と其趣を異にし條文の通覽を妨げざる限度に於て前註割註分類雜形判例等を挿入したる改正商法なり——商法の註釋に非ずして註釋したる商法若くは加工したる商法たり——看易く分り易く又覺え易き「一名三易商法と呼ぶ」學者實務家及初學の士速に座右に一本を備へ充分活用あらんことを

博士の斯法に於ける造詣の深遠なるは世既に定評あり今更嗚々を要せず本書は先生が其簡明流暢なる筆を以て改正商法の大要と理由を叮嚀詳密に説明し且つ是を批評し傍ら實際に極て必要なる解釋を爲したるもの而して再版に際しては幾多新しき説明と注意を加へたる結果全部改植するの已むを得ざるに至れり以て本書が如何に面目を一新したるやを知るへし加之今回新に商法改正と大審院判例を加へ改正法に關係ある判例を批評して其將來仍ほ効力を保存す可きか否やを明にせり

終